

ということは微生物の働きを受けるということ。

すなわち、人や動物にとつておいしいごちそうであり、食品、飼料というものは、自然界の他の生物たちにとつても絶好のごちそうであるということになります。この図の中でそれらの関係を赤い矢印で記してみました。すなわち、食品、飼料の流れというのがこういう黄色い枠の中にあるとすれば、それに対して自然界にいろいろな生物あるいは動物、昆虫、寄生虫あるいは植物病原菌、カビ、食中毒菌、腐敗菌あるいは経口伝染病菌などというものがその中へ入り込んでくる。要するに、腐る食べ物であるがゆえに、そういうものを食べて生きる生物、ほかの生物たちがこの中に入り込んでくるわけであり、言うなれば飼料、食物というものは常にそういう人間以外の生物からの攻撃にさらされているということが出来ます。もちろん有害生物、ここに有害微生物・有害生物と書きましたけれども、これは人間の立場に立って言ったわけでありまして、それらの生物そのものにとつては、そういうふうな表現は大変迷惑だとは思いますが、ネズミであるとか昆虫、寄生虫あるいは植物病原菌、カビ、食中毒菌、腐敗菌あるいはウイルス等々、いま申し上げましたものは、この食物の流れの最初から終りまでこのポイントでも、すきあれば、その食物あるいは飼料についてくるといふ宿命を持った飼料あるいは食物をわれわれは食べているということであり、特に食糧の生産というものが集約的に行われるようになればなるほど、攻撃する側の微生物類、あるいはほかの生物にとつてもかっこうの場を得るといふことになり、言いかえすと、植物なら植物、稲なら稲、あるいは家畜なら家畜というものの個体と個体との距離が近くなれば近くなるほど、病原菌の侵害などを受けやすくなるということであり、それは大都會においてインフルエンザなどが非常にやるといふこと、あるいは特に学級などのような閉鎖されて大ぜいの人間がいるところに入るといふことなどからも、微生物と生物、微生物と人間との関係は御理解いただけると思ひます。

自然界のこのような攻撃に対して、飼料について申しますれば、初めはささやかなニコチンのごとき防虫あるいは防植物病原菌物質を用いてまいりましたけれども、第二次世界大戦後、世界的に発達した合成化学技術は一連の農業を生み、合成添加物質を生み、またフレミングのペニシリンの発見は次々と抗生物質を生み、われわれ人類はそれらの諸物質が自然の脅威に対して防衛手段として有効であると考えてまいりました。

一方、物理的な手段といたしまして、生活の知恵として昔から塩づけ、あるいは熱をかけて微生物を殺す、あるいは干物にするという乾燥あるいは冷やす——最近の技術では冷凍というふうな物理的な方法というものは、特に乾燥、冷蔵、冷凍などという方法は大量のエネルギーを必要とする、そして費用を必要とするということも事実であります。また、食糧の生活段階で受ける、この部分で受ける自然界の侵害に対して、これらの方法というものは全く無力であります。たとえば害虫、植物病原菌、寄生虫など、そういうふうな攻撃に対しては、どうもこの乾燥、冷蔵、冷凍などというふうな方法はフィールドでは使えないことは事実であります。収獲以後の流れ、この以後の流れ、貯蔵その他ですね、ここから言えはこれから先、あるいはここから先というふうな流れにはこれらの物理的な方法というものは大変有効な働きをし、その原理は、外界にこれら有害微生物その他の生物がいるということを前提といたしまして、そしてそれらの微生物その他の有害生物が、いることはいてもよろしいと、しかし、ふえなようにしようというふうな方法が乾燥であり、冷蔵であり、冷凍であると言ふことも出来ます。そういう意味では、たとえ莫大な費用がかかりましたとしても有効な手段と言ふことが出来ます。

このように、近年に至りまして、われわれ人類は、自然界の生物たちによる恐怖に加えて、それから自分たち自身を、私自身を含め、私たち自身を含めた人間が、それらの自然界の恐怖から守るために、守るはずであった化学的な手段が、思いもかけぬ反作用を及ぼしている。その恐怖というものは、両方の恐怖にさらされるに至つたと言ふことも出来ます。

しかし、この後者の問題は、冷静に考えてみますと、実はこの自然からの、人間以外の生物からの脅威というものの形を変えた、姿を変えた攻撃であると言ふことも出来ます。

これは大事な問題でございすけれども、私自身はほとんどこれら合成化学物質についての研究の経験がございせんので、問題の重要さの指摘は、他の先生方の御意見を御一緒に拝聴したいと思ひます。

さて、ここに飼料と食品にかかわり合いの深い二つの自然の脅威の実例を御紹介したいと思ひます。

その一つは、ことに飼料との関係においてはサルモネラの問題でございす。サルモネラ食中毒は、過去にも浜松大福もち事件で多数の死者を出した。約三千人が食べまして二千人余が食中毒を起し、約四十四人が死亡した事件でございすけれども、近くは新生児のサルモネラによる死亡例などかなり危険な食中毒菌であります。その自然界における循環と申しますか、ブールに、家畜特に鳥や卵あるいは一部の畜産家畜、そして飼料が大きな役割を果たしていることは、学問的に世界的な定説になっております。それも、サルモネラという菌が人や動物の腸管の中に絶好の住みかを持っているという性質の菌であることからもうなすけます。

また、第二に穀物、これは農産物などに深いかわりのあります「かび」と、「かび毒」の問題を一言申し上げておかねばならないと思ひます。

最も強烈な経口発がん性を示し、しかも人の肝がん発生にも無縁ではないことがほぼ疫学的に世界各地で証明されておりますアフラトキシンという物質は、ある特定な、かびの生産するかび毒と言われるものであります。ちなみに、そして私も、このアフラトキシンというかび毒は、幾つかの経口発がん物質というものが、現在経口でがんを起す物質というものが幾つか知られておりますけれども、その強さは群を抜いて強く、これは動物実験の例でございすけれども、ラットに対する動物実験、一日に〇・二マイクログラム——マイクログラムと申しますのは、一ミリグラムの千分の一でございすけれども、で、約十六カ月飼育いたしますと、一〇〇%の肝臓がんができてまいります。

その他、最近、世界で問題になっておりますのは、ニトロソジメチルアミンというものでございすけれども、以下こういうふうな関係にある。これをございすけれども、この強さは、これだけ見ていただきますけれども、この強さは、これは逆で、たとえばバタレイエローと称せられるDABに比べてアフラトキシンは四万五千倍の強さがあるというところになるわけでありまして、現在私ども人類が知つております物質の中では、最高の発がん物質と言ふことが出来ます。しかも、その発がん物質が、かびという天然物質で出されているということが非常に重要な問題であります。

で、ここに回覧申し上げるけれども、(資料を示す)一番こちらがそのアフラトキシンを入れた飼料を飼育いたしましたアヒルの肝臓で、これは正常なものでございす。で、これは一週間たつたアヒルの肝臓、これは二週間目でございますけれども、普通のアフラトキシンの入っていないえさであれば、こういうふうな状態です。一週間たつたところなり、二週間たつたところなり、非常に、これはまだ前がん症状で決してがんになっていない状態でございますけれども、私どもの研究室でやりました実験でございすけれども、このように強烈な発がん物質が自然界の中にはあるということでありす。

さて、大分時間も超過いたしましたので、最後にこのような関係から、従来食品衛生の分野というものは、ここで点線の書いてありますところが、こ

さいますけれども、真ん中に。それから、こちらの方が食品衛生の分野として私どもが働いてきたわけでありまして。しかし、かねがね食品衛生で勉強しております者として、どうもここからだけでは心もとない、もちろん研究的にはこちらをなさっている方々ともいろいろ協力もするし、部分的にはやっておりましたけれども、この部分も何とかして守っていかねばならないとかねがね思っていたわけでございます。で、私は、法文その他についての詳しいことはなかなかむずかしくてわかりにくいので、よくわからない点もございまして、この部分にも、食品衛生と対応した形のこの部分を守るといふような方法が講ぜられるということが非常に大事なことであり、将来協力的な、総合的な、そして食糧の生産から消費、摂食に至る一貫した流れとして自然界の有毒微生物、あるいは有害生物、有害生物などの問題を対処していく必要があると感ずる次第でございます。

時間を超過いたしました失礼いたしました。

○委員長(佐藤隆吉) ありがとうございます。

次に八竹参考人をお願いいたします。八竹参考人。

○参考人(八竹昭夫君) 中部地区連合獣医師会代表幹事の八竹昭夫でございます。

私は、岐阜市内で家畜の診療を業とする診療所を開設する一開業獣医師でございます。このたび国政の審議の場で意見開陳の機会を与えていただきましたことについて、まずお礼申し上げたいと思っております。

現在、畜産は戦後、最大の苦境に立たされております。その原因は飼料高と並んで畜産の企業化、工業化の進行とともに、畜産食品の安全性に対する国民、消費者の不安、不信からくる消費不振でございます。そればかりか、農民は農業畜産そのものの意欲減退現象を示しております。私、このお正月過ぎ、二月ごろでございますが、私の診療範囲でございます岐阜市郊外のある養豚農家のところに行きましたところが、農家が飼

料高を非常に嘆いていて、もうやめようかな、というようなことを言うわけなんです。で、横に、その豚舎の隣に広大な農地が、秋、稲を刈り入れたままで放置されておる。これ、どこの土地だと言ったら、私の農地だということ、その農地では、稲作だけしかつくっていないというところで、こういうところを麦をつくったら、飼料の面でも助かるじゃないか、ということをお話し上げたところが、その農家の主人は、先生何を言っているかと、そんなの、いま麦つくっても四千元にも売れないんだと、それより町に働きに出りゃ八千元も一万円にもなるんだと。こういうことを聞きまして、私それ以上のことは申さなかったわけでございますが、いまこのように、農民の心にもまでペンペン草がはえつつあるこの現状を、われわれ自然科学の中におる者も、政治の中にもいらつしやる方々も、行政の中にもいらつしやる方々も深く考える必要があるんじゃないかと、私、考えたわけでございます。私も先ほど申しましたように、自然科学者の端くれに位置する獣医師として本来の農業の姿から遠ざかることに力を加してきた過去の姿勢、私も含めまして、深い反省と決意に迫られたわけでございます。これは政治、行政の場に位置する人たちにも言えるのではないかと考えるわけでございます。

現在、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案が今国会に上程されていることに、私は深い意義と賛意を感じるものではございますが、この法律成立の意義は安全性の確立が目的であり、その実効を上げ得るものでなくてはならないはずでございます。そして、究極は国民の不信感を一掃して安心して消費者に提供できる畜産物を生産するための手だてとともに、これが国民の健康を守るために効を上げ得る法律でなくてはならないと思っております。この基本的な観点から次の意見を開陳したいと思っております。

まず一番初めに、一昨年飼料の原料表示が実現いたしました。これと並んで配合割合の表示が実現していただきたい。これはいま多くの畜産農

家の願いであらうと思うわけでございます。飼料は形を形した食品であるという原則を踏まえて、食品並みの概念をもって処すべきであらうと考えるわけでございます。現在、飼料メーカーはその配合率の確立のために相当の経費を使って企業努力をしておられることは否定はいたしません。が、それを主原料の配合割合まで秘密にするのは企業のエゴイズムではないかと考えるわけでございます。少なくともこの主原料の多い順番から表示する、現在食品にあるようなことならばすぐに取り組める問題ではないかと考えるわけでございます。現在配合割合の基礎というものは世界共通のものとして学問的な飼料計算によってなされておる。これが公開できないというのは企業そのものに何かがあるんじゃないかというようにわれわれも考えますが、国民自身も不信の念を抱くんじゃないか。そういう意味においても、こういう配合割合はできるだけ早く実現できる方向づけをしていただきたいとお願ひするわけでございます。

二番目に、現在の農家は畜産を経営する上におきまして、物事を考えるというか、経営上の思考力が必要としないうちのうちに、その畜産的存在でしかないわけでございます。しかし、今日のようにな飼料高になりますと、農民は好むと好まざるとにかかわらず考えざるを得なくなってきた。このことは失政——飼料高が生んだ一つのメリッとはあろうと考えるわけでありまして。そして、農民はいま飼料の単品購入、自家配合を望んでおります。農林省はこの現実を厳しく受けとめ、これを助成せしめるよう関税面等の考慮等を前向きに処していただきたいと考えるわけでございます。

三番目に、厚生省は昨年A.F.2の使用禁止を打ち出されました。ところが家畜用配合飼料にはこれと同様のニトロフラン誘導体の薬剤がいまもなお大量に使われております。これにつきましてもいろいろのことが言われるわけでございますが、先般来、きょう、政府委員の方でいらつしやっております流通飼料課長さんと、私NHKテレビで対談したときに、流通飼料課長は、ニトロフラン

誘導体は七十二時間で家畜の体内から消失するんだから安全なんだ、このように述べておられるわけですが。私も驚きました。きょうは高橋参考人もいらつしやっておられまして、例の郡司裁判のときの意見書等ございました。私もその面からいろいろ勉強させていただいたわけでございます。が、こはニトロフラン誘導体というのは、体内に入つた場合、排せつされるものよりも別の物質に変わっているというところから、これは未知の現象であるわけですね。そういうものを、出してしまっているから、検出されないから安全だというように考えれば、これは避けるべきじゃないかというようになことを考えるわけでございます。まあ、この問題は高橋参考人もいらつしやいますからこの程度にいたしまして、これらの問題は、人に有害なものは家畜にも有害なんだ、畜産物を通じて人の健康を損うおそれのあるものは、食品衛生法第四條にも触れるんじゃないか、そういうことからかういうものを即時中止していただくような手だてをお願いしたいと思つております。

四番目に、乳牛に対するダイブの中毒事件の恐ろしさは、富山県、石川県、北海道で証明済みでございます。この件に端を発して農林省は、乳牛に対してダイブの使用を中止されましたが、ダイブは使いつつて牛の生命を奪ひ、また健康を損うと同時に、食肉、牛乳中に、この成分の中にあるイソプロピルアルデヒドの残留する可能性はきわめて高いわけでございます。このような危険な化学飼料は、安全性の見地から速やかに使用を禁止していただきたい。このように考えるわけでございます。

五番目に、石油たん白の問題でございますが、石油たん白は、先般来消費者運動等によって一たん影をひそめたような印象を受けたわけでございますが、その後、農林省の未定稿文書等を見ますれば、石油たん白を再びSCPと名前を変えて再登場願つていこうとすることが明らかであります。いま食糧危機説は食糧の安全性無視を生んで、国民の健康を虫はむのではないかと私も非常に

心配しているわけでございます。石油たん白は、未知の物質でありまして、われわれはもと、千古の昔から祖先の残してくれた体験による安全性を尊重したいと思うわけでございます。また、石油資源は後三十年で底をつくと言われております。いま有限なもので国の、そして人類の未来を託す食糧としての依存は、われわれの次の世代に對しても、無責任な方策であり、罪悪であろうと考え、倫理面からも許されたいと思ひます。また、石油たん白の生産過程に大気を汚染し、産業廃棄物として海を汚し、これが魚等のたん白源の汚染につながる、こういう面も大いに心配するわけでございます。われわれは、太陽、水、土、大気の自然エネルギーの天然のサイクルの中で従来の食糧生産をもっと真剣に考えるべきときだと考えるわけでございます。特に、農林省にお願ひしておきたい。太陽エネルギーは無限である、まず食糧生産の基本理念の中に位置すべきであらうと考えるわけでございます。そのような考えから、私は石油たん白は安全性云々よりも本質的な考えから飼料化また食糧化の望みをいままきつぱりと捨て去る勇気が必要であらうと考えます。

六番目に、本法律の主眼は安全性のチェックであらうと考えます。それを現在の農林省の機構、技術で対応することは私は不可能である、現在の機構で対応するということが不可能であると思ひます。まず本法律の実効を願うならば、まずもって安全性を確保できる機構を農林省内に設けるべきでありましょう。その機構は厚生省レベルの機構拡充を図るべきで、当面広く厚生省等の技術も導入して農林省、厚生省の共管体制をとることが現実性のある問題点であらうと考えるわけでございます。これは獣医学教育の問題等にいたしましても、いままでは四年制で、このような安全性の教育は余りなされていなかった。やはり今後はこのような年限延長を図って、獣医師に對するこのような安全性に對するウェイトを高くすべきであらう。そうすれば、農林省内においての人材等も確保できるのではないかと考えるわけでございます。

す。いままで農林省初め、私どもも含めまして、畜産農業の中に増産第一主義で、安全性に對する配慮が足らなかった。この面は深く反省するわけでございますが、現在もなお農林省の検査機関、研究機関で、安全性の基準というものを對して、何千羽の鶏、何代にわたって与えてきたが、発育、産卵率、ふ化率に異常がなかった、だから安全であるという程度のものでございまして。このことは、先般来、日本獣医師会主催の有害物質対策懇談会におきまして、農林省の研究機関の、ある担当者が、番は質問に答えた内容でございまして。私は、そんなものは安全のチェックじゃないと申し上げると、どうすつぱいというのか、と逆に聞き直される始末であつたわけでありまして。

私は厚生省の安全性の姿勢を肯定はいたしません。それは初めに申し上げたとおり消費者の同意が得られない、不信を生むような過去の姿勢が余りにも多かったというところから、さらに別の観点から、これは飼料の安全というものは農林省の中に置くべきであらうと考えるわけでございます。少なくとも農林省の関係者は薬と食べ物と一緒に考えないでいただきたい。これはそうじゃないに、一般農民にも申し上げたいことであるわけですから、薬と食べ物とは元々異なるものであるということをわれわれの基本的なものとして欲しいと思ひます。こういう姿勢がありますから、頼まれもしない飼料添加物を無神経にばかばかに入れていく。そういうのが現状でございますが、この原点に立つて安全性のチェックに徹底に当たっていただきたいと考えるわけでございます。七番目に、飼料添加物の規制は、畜産物の汚染を防ぐためにも、本法律の実効を上げるためにも重要でございまして。そのためには本法律のみでは不完全であり、獣医師法二十二条、薬事法四十九条の歯どめ、改正を急ぐことが絶対条件であります。この獣医師法の二十二条、まあ現在、一昨年の薬事法の四十九条の一項は改正されて、指示書がなければこういうものは販売できないことになつ

たわけでございますが、獣医師法の二十二条には、「診療施設を開設した者は、その開設の日から十日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に省令で定める事項を届け出なければならぬ」と云々、こういうことがございまして。これはあくまでも届け出さえすれば企業であらうが、だから診療を業とする者であつても、薬の販売、飼料販売を業とする者であつても診療所は開設できるわけでございます。続きまして薬事法の四十九条の中には、特例事項として、こういうものは一般に与えられないという前置きがありまして、「ただし、云々の中に、獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない」と、こういう形で逃げられていくわけなんです。だから、飼料の品質改善に對する法律を完璧にしておいても、こういうふうな法律を整備しない限りは、抜け穴という企業の手には、企業というか、こういうものの手に渡っていくんじゃないかということ、あわせてこの面の検討も国会の先生方をお願いしたい。

現在、この四十九条の改正以降、農林省衛生課において、この面はこうすれば法律に触れないんだ、というふうな行政指導をしておられた事実を私は知っております。その点からひとつ先生方にこの面今後の問題としてお考えいただきたいと思ひます。

八番目に、現在の家畜用飼料は銘柄数が多過ぎて、そのことが畜産農民が畜産経営上の思考力を差しはさむ余地がない。先ほどもちよつと申し上げたわけでございますが、現在、衆議院の附帯決議の中にもございまして、銘柄を整理縮小していく、これはきわめて好ましいことであらうと考えるわけでございますが、私ちよつと恐れることは、これは私の危惧であらう、いわけなんですけれども、零細企業とか家内工業的な製粉所の単品原料が安全性の美名のもとに締め出されやしないか。現在大企業の製粉技術には、あつても、本當のふすまの皮だけになつていくわけなんです

けれども、一般の町工場の古い機械等では、非常にまだ小麦粉のたくさんついた非常に純良な飼料があるわけなんです。これをどうこう言うわけじゃないが、こういうふうな面にならないような方策をお考え願ひたいと思ひます。

また、昨今の飼料の中には「完全配合飼料」の表示がある。「完全」という表示がございまして。特にこの「完全」という表示は大手メーカーに多いわけでございますが、現在、あらゆる条件下に飼育される家畜に与えるえさが完全だということはいふまでもないわけでございます。こういう面は飼料の消費者である農民を惑わすものであると同時に、メーカーの真の飼料に對する認識不足によるものではないかと思ひますので、完全という表示はやめさせていただきたい。先般来私も、飼料の学術の關係の人を問い詰めると、これは国が認めているじゃないか、という形で逃げておりました。このことを申し添えておきます。

九番目に、安全性に關するデータは常に国民に公開するようにしていただきたいと考えるわけでございます。

十番目に、現在の養殖魚に用いられております添加物については、速やかに薬事法の枠内で規制するとともに、養魚飼料原料においても明確にするよう善処していただきたいと考えるわけでございます。

十一番目に、現在、規制家畜の範囲が非常に不明確である。どの辺までの規制にするのかという面がありますが、本法律の二条で家畜とは「家畜、家さんその他の動物で政令で定めるものをいう」となつておるわけでございます。私は、当然獣医師法十七条で言う家畜、これに魚類を書くべきじゃないかと考えるわけでございます。私も別にかねてより、全日本小動物臨床獣医師協議会、これは全小協と申しますが、これを組織して、一昨年より担当課並びに公正取引委員会にも申し出ておりますが、ペットフード、つまり犬、ネコの飼料の品質に大きな疑義を持つております。これは非常に盲点であるわけでございますが、

きわめて品質の悪いものが横行しておりますが、いままで担当課である流通飼料課も積極的に取り組んでおられなかったようでございます。これが盲点となつてベツトフードの野放し現象がある。ベツト飼育者の不満、不信ともなつてゐる。この面の運用も十分に考えていただきたいと存じます。

最後に特に申し上げたいことは、食糧不足、食糧危機、即ち化学工業化で対応しようとする最近の考えは、これは詭弁であつて、自然科学を生かさない限りわれわれ生き残ることのできないわれわれの人類の生命を、本末転倒することでございます。また、これを忘れて企業に利用される学者、行政者のいかに多いことか。いまわれわれはすべての者が結集して、人類福祉のための原点に返る勇気を迫られてゐると考えるわけであります。日本の農業を根本的に立て直し、農民が食糧生産者としての誇りを持つ農政確立が必要であります。このことが私たちの子孫に対する責任でもあります。しょう。本法律の実効が上がる処置を国政に当たられる先生方にお願ひして、私の意見開陳を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長(佐藤隆君) ありがとうございます。高橋参事、高橋参事人にお願ひいたします。高橋参事人。

○参考人(高橋正君) 私は、東大病院の内科で診療しております臨床医であります。いろいろなデータの解析に役立ちます推測統計学、推しはかる統計学ですが、こういうことを勉強したものですから、その後いろいろアリナミン、グロニサン、チオクタン、アスパラというような薬品の有効性、安全性の分析をしたり、最近ではこの合成殺菌料AF2、ハム、ソーセージ、かまぼこ、はんぺん、ちくわ、豆腐等に加えられておりましたものの安全性論争のときに、郡司被告のこの鑑定証人として、AF2問題をまとめたこともございます。特に最近におきましては、いろいろな病人がふえてまいりますので、私もその原因として、いろいろな食品添加物にどうして

も目を向けざるを得なくなつてまいりまして、学校給食用のパンに加えられておりますリジンとか、あるいはいま加えられておりますリン酸と、この合成人工甘味料のサッカリンの危険性とか、あるいは飼料にしろわれわれの食品として開発されようとしております石油たん白、あるいは酵母たん白といった方がいかにありませんけれども、そういうものの分析もいたしております。

本日は、五、六項目について基本的な問題を申し上げてみたいと思ひますが、私も食べる側ないしは実際に被害者が出ましてから診療する側の立場から見まして、この食べ物、食の体系、食の体系といふものの安全性といふことはいかにして保障されているのかといふことを、まず考えてみたいと思ひます。これは第一には、長い間の歴史の中でやはり絶えざる失敗を重ねながら、毒草、毒魚に無数にやられた未開人の犠牲の上に、私たちが経験的に選択してきたものが、食の体系であるといふことが言えるだらうと思ひます。ですから、第一が選択原理である。第二がその間にいろいろな酵素が胃、消化管あるいは肝臓等にできてまいりまして、現在、約百種類のこの酵素の体系が人体内にできておまして、そこを通る間にわれわれの体になじむものにすつかり分解される、分解された上で血液の中に入るといふ、この酵素による適応現象と、この二つによって歴史的に形成されたものが食の安全性であるだらうと思ひます。ところが、それがやがて公害に強くなり得るかといふことであります。一つの酵素がわれわれの体内で固定されますのは約一千年かかるといわれておりますが、これはルネ・デボスというアメリカの生物学者の言でありますけれども、そういうことを考えますといふと、なかなか公害には強くなり得ないといふふうな考えをすべきだと思ひます。そこで、この食べ物毎日のように食べていても七、八十歳まで生きるのに十分でありますけれども、薬は本質的に食べ物とは違つて毒である。薬は本質的に毒であるといふことはどうしてなのかと言いますと、薬というのは肝臓で完全に

無毒に分解されるものでない。完全に分解されてしまふものであるならば、たとえばペニシリンを飲んで肺炎菌にくつつけようとしたとしても、肝臓で完全に分解されたからには、これはもう肺炎菌にくついても役に立たないわけでございます。性化されて血液の中に入るといふのは、われわれは肝臓を殺すことができるわけですが、しかしその場合に、ペニシリンはこれはカビがつくた毒素でありますので、これは体じゅう回ります間に、肝臓とか脾臓その他あるいは骨髄、腎臓と、こういういろいろなところに化学反応、それとちよつと合います化学的に対応しますところでは学反応を起こしてしまひますので、薬物といふものは一般的に血液の中に入つてしまつたら多面作用を持つておると。その中の、こちらの目的としました肺炎菌にくつつけてくれといふのが主作用でありますけれども、それ以外は全部副作用であります。副作用はわれわれの主目的以外のところの臓器にとつては要らない害作用となりまして、結局、害作用のない薬はないといふことになつてしまふわけですね。したがって、私も食品添加物に關しましてはかなり厳重な安全性試験をやらないといけないし、あるいは基本的には安全な食品添加物といふものはあり得るだらうかどうかといふことに關しまして、基本的には疑問を持つておりますが、これは一つ一つ確認していかなくならぬわけでありまして、これが第一の食体系の安全性に關する一般的な問題であります。

二番目に、現在、いま日本人に何が起つてゐるかと言いますと、これは先般国立がんセンターの平山雄彦学部長及び国立公衆衛生院の木村部長がまとめたことではあります。昭和二十五年以後の届け出られなかった死産——二十五年から死産は届け出なければならなくなつております。四カ月以後の死産でございます。その分析をしてみますといふと、二十五年から三十年に向けてまはしては奇形、死産の中の奇形が下がつてきて

おりますけれども、三十年、つまり高度成長が始まりましてからまじつぐらにふえてまいりました。その当時は三百名に一分の奇形でございまして、その奇形の種類は脳のない子供だとか、背骨の割れた子供だとか、指の数の足りない子供、くつた子供、これはさらにありますけれども、無脳児などというふうな子供がたぐさん出てきておりますけれども、それは三百人に一人でありましたけれども、現時点におきましては五十人に一人、二・〇二%となつております。さらに奇形はまだ四カ月ごろにはつきりわからない場合もありますので、八カ月以後の後期死産の例をみてみますといふと、これは昭和三十年当時でも二・八%ほどで、つまり三十人に一人ぐらいの割合でございましたけれども、現在では九・八%。約十人に一人がそういう奇形児であるという状況が起つてきております。もちろんこれは死産児におきます奇形の発生状況が、直ちに現在生存しております子供たちの奇形率を示すものとは考えられませんが、少なくとも、あちらこちらで散見しますところによりまして、やはりその奇形児もどうもふえてゐるようである。しかし、これはなかなかブライパシーの問題もありまして、厳密な調査は現在のところ不可能であります。こういう事実があらわれますが、ちよつとどういう日本の死産届けの中の奇形児が急増した時期が、アリナミンといふこれも奇形児をつくる薬でありますけれども、これができました二十九年、あるいは農薬のパラチオンが採用された昭和二十九年、あるいはAF2という合成殺菌料の前身であるZフラン、これが採用された二十九年、あるいは中性洗剤が日本に入つてまいりまして大量に消費された昭和三十一年、その後からまじつぐらにこの奇形児のカーブが上昇してきておりますので、これはやはりなだ気持の悪いことでございます。これがさらにこの延長上に、二十一世紀の入口でどのくらいになるかといふと、これは数十%に及ぶ計算になるわけでありまして、この事実があらわれますので私も工場排水、あ

るいは動物の尿尿中に出てくるいろいろな廃棄化学物質がまた自然界に廃棄されて流れてくる、また食べ物の中に入ってくるというこの自然の循環を考えますときに、自然界を自然分解しない化学物質で汚染しないように、厳重に注意しなきゃならないというふうに考えております。

三番目に、私たちに与りまして、この家畜の飼料の中にいろいろなものが加えられますというところは、実は愛玩動物としての動物を見る立場も必要でありまして、私たちが食べ物としてその肉を見る、食肉、食料としてそれを見るわけでありまして、いろいろな食品づくりに飼育された肉を今後永久に食べていて大丈夫なのかというのを非常に心配するわけでございます。この問題を、今度の法律によりまして、農林省で全部保証してくれるということでありまして、人間に対する安全性をどうして農林省で保証可能であるのかということを種々疑問に思うわけでありまして、もちろん、厚生省そのものも、私ども、いままでやってきた薬物ないしは人工添加物から見まして、厚生省そのものも全面的に信頼できるというわけではございませんけれども、私たちが、厚生省ですとまだ若干手が届きませんが、農林省となつてしましますと全然手が届かないので、やはり、われわれが食べるものは私たちも発言できるような形で、農林省段階ですと一段階やりまして、そうやってその次にもう一遍、厚生省段階でチェックできるようにぜひしていただきたい、二重チェックが必要じゃなかろうかというふうに考えるわけです。これはいろいろな書類を見ても、食肉としての食べ物、肉食動物について慢性実験をやるべきであるということがどこにも書いてないのではありませんけれども、この食肉を食べて大丈夫だということであるならば、それはネコでもいいし、犬でも構いませんから、そういうのを一生にわたるぐらゐ食べさせて、そして安全であるというこの保証をしてもらわなきゃいけないというふうに考えるわけです。それから、特に最近抗生物質

が盛んに使われているようでありまして、これはアレルギーのもとになりはしないのか。人間にアレルギー現象を起こします抗生物質の量はきわめて少量でも起こし得ますので、そういう現象がないのかどうかということに関するチェックをすべきであるという規定が、どこにもないというところで、いま、文明が進むにつれてアレルギー体質がどんどんふえてきておりますけれども、こういうことを助長しないようにしなければいけないというように考えております。大体、食品添加物の安全性につきましては一九五七年にWHO、FAOの基準がございまして、慢性毒性実験、つまり、その種族におきましての一生を、ネズミですと約二年間食べ続けさせまして、それで何ら、どの臓器にも、あるいは体重その他につきましても何ら影響の認められないという量を、これを無作用量と言ひまして、さらにその数百分の一を添加することを認めるといふのがWHO、FAOの基準でございまして、これはなぜ数百分の一にするかと言ひますと、動物と人間との間の種族差、これが約十倍程度のものが多いいので、十倍とそれから人間の中間の個人差、これが十倍ないし数十倍というところで、数百倍の安全率を見てもおかないと、一番弱い人間をも保護することができないと。これがWHO、FAOで採用しました食品添加物に対する安全基準でございまして、こういうことをやはり食肉に關してもやるべきではないかというふうに考えるわけです。

四番目に、私ども心配なのは、現在、自然界の汚染ということが盛んに言われておりますけれども、相当量の添加物が人間の食べるものにも使われておりますし、家畜にも使われておりますが、そういうものによつて自然の汚染に關する推測が一体行われているかどうかと。家畜の尿尿の中にいろいろな化学物質が一入入れられておるようでありまして、そういつたものが流れていって、河川・海洋の汚染、それがさらに生物の中にまた濃縮されて、海藻だと

かあるいは海産物、エビ、カニの仲間から貝の仲間から魚の方に入つて、そこでどんどん濃縮される現象がございまして、たれ流しにしたものがだんだん薄まっていくということがどうも生物と無生物とが共存する系にはないようでありまして、生物濃縮という現象がございまして、そういうことのために極度に濃縮された毒物が再びわれわれの食べ物として戻つてくるという危険性はなにかと。この点のどうも十分なチェックがされていないようでありまして、これは日本で生産しますところのそういった添加物の総量というものの中で、われわれの体に残るものが若干ありまして、それよりも、排泄されるものの総量を考へてみますならば、これは大変なことではなからうかというふうに思ひわけです。

それから五番目に、いま、いろいろな大臣の諮問機關の審議會が一切公開されておられませんし、いよいよこれが実施されてから、私どもその科学的根拠を知りたいと思つて、主として厚生省ですが、参りまして、それは企業秘密であると言つて一切、いかなる根拠に基づいて許可したかというのを明らかにしてくれない。こういう問題がありますので、私自身も科学者のはしくれでありますけれども、にもかかわらず、自分が食べるもの、あるいは患者たちが食べておるものの安全性に關して科学的な確信を持つたことができないということがございまして、スエーデンにおきましては、審議會そのものは公開されてないのではありませんけれども、それが実施された後は審議記録は全面公開されていると。だれでも行つて見ることができるといふふうに聞いておりますので、今後の科学行政につきましてはぜひそういうことをやっていただきたい。

最後に、農林省の研究能力が果たして大丈夫だろうかということにつきまして若干疑念がございまして、これは、お手元にございましてところの二枚の紙がございまして、農林省石油たん白——酵母をノルマルパラフィンの中で培養しましてつくつたたん白質を、鶏に食べさせた実験でござい

まして、これは農林省の畜産試験場の吉田さんという人がいろいろ解析されたんですけれども、吉田さんは、六編の論文の最終結論として、これは、五代目まで鶏を飼ひまして、これは全国の畜産試験場でやつたんでありまして、これは全国の何ら毒物は認められないというふうに結論をしております。しかし、私どもが分析しましたところによりまして、明らかに体重の増加が普通食を食べさせたものよりも悪い、飼料の摂取量が低い、性の成熟期に到達するのが遅い、それから産卵率が低い、卵一個生産するのに飼料をよけい食べる。それから、その他必須アミノ酸の含有量が低い、などというように、重大な事実が出ております。

その具体的な例は二枚目の図表で、プラス・マイナスを書いたものがございまして、これは下の段からごらんいただきますと、下の段の一代目、二代目、三代目、四代目、五代目と書いてありますのは、四週目、十二週目、二十週目、普通食群、対象群と比較しまして体重が減少しているものをマイナスとしてあります。体重がふえておるものをプラスとしてあります。そうすると、一代目、二代目、三代目、四代目、五代目まで、四週、十二週、二十週の全体を通じまして大半のものが体重減少を呈しておるということがはつきり出ておる。それからさらに、表の一番上のところをごらんいただきますと、五〇％産卵、つまり、卵を全部産み切るまでのちやうど真ん中に到達する日数が、マイナスと書いてあるのは延びる、プラスの方が早く産むと、こういうことでありますが、これは二十一対五。これは大ざっぱな考えですが、二十一対五で遅く卵を産む、ゆつくり産むと。それから卵一個産むのに飼料をどのくらいいふかと言ひますと、これは二十一対九でよい。食べるといふことです。はなはだ好ましくな。それから産卵率、これは鶏一羽当たりの産卵個数を見ますと、これは二十対二十で少なくな。これはどういふことであるのかと見てみますと、という、どうも甲状腺の機能低下が起つてお

るようであります。したがって、これはえさをよけい食へなくても大体、体重はふえていきますけれども、それでも、食べ方が悪いために体重は全体として減っているというのであります。これは、ほかの石油たん白——厚生省のデータあるいはイギリス石油のデータを見ても全部共通に出ておりまして、共通の毒素が存在する。しかも、それは体重減少は何のせいかわかりませんけれども、甲状腺の機能低下が存在する。つまり、粘液水腫とわれわれが言っております体がむくんで、鈍くなっていく、新陳代謝が低下するといふ、そういう状態でこれが生きているといふことが出ておりますが、そういう肉を食っている大丈夫なのかというのをわれわれは心配いたすわけでありまして、これが完全に見逃がされております。ところが、それが大丈夫であるというデータが出ておるわけですが、こういうことであつて、果たして農林省の研究能力を信用していいのかどうかということが大きな問題だらうと思ひます。

もう一つは、こちらに「薬のひろば」という雑誌がありますが、これは私どもの「薬を監視する国民運動の会」の機関誌でございますが、これの四十八ページ、「畜産食品中の抗生物質」ゼロ化吉田理論の批判、これは日本科学技術者連盟というところから吉田さんを招いて勉強をしたときの話を書いて、大変これは危ないことだと思つたんであります。たとえば飼料添加物を与えても、五日目以後ならば、その肉の中には添加物が入つてないということを理論的裏づけをしようとしたのでありますけれども、なくなつていくといふことはどういふふうにか吉田さんは考へてゐるのかといふと、その次のページの五十ページの下欄の終わりの方に書いてあります。つまり検出できなくなつた段階でそれはなしと考へてゐる。つまり〇・五ppmという、われわれから考へますという、かなり多いと思はれるところ、それ以下になりますという、ばい菌の発育阻止という形では抗生物質は検出できなく

なりませんが、それでもうないものというふうに決めてはいますけれども、これでは不十分である。ゼロと、検出不能というのでは違ふ。しかもこれはばい菌の培養阻止ということで見ているわけでありまして、それから二番目に、それにもかかわらず、そこで得られた卵なり肉なりを長くほかの動物に食べさせた場合、安全かどうかといふことの、ごく微量に残つたものの安全性試験がやられていない。これが第二の批判であります。それから三番目に、私たち心配なのは、私は物療内科といふところでアレルギーのことをやつていますが、この微量の抗生物質を使ひましたが、微量に残つてゐる可能性のあるものを食べた場合に、アレルギー患者がふえてこないかどうか。四日間とめて、五日目以後は大丈夫であるといふに、きつめて大ざつぱな理論をつくつておりますけれども、私も、A.F.問題のときに、ニトロフラン加合物を飼料からはずしてくれと言つたとき、農林省の方々が五日以後使わせないようにすれば大丈夫である、この理論はちゃんあると。それがどうもこの理論だつたわけですが、この程度の理論でありましたらきつめて危険であるといふことでございます。

それから最後に石油たん白ですが、たん白質油脂資源の開発利用について」といふ農林大臣官房企画室で四十九年七月に出した文書がございまして、この中で見ますと、これは慢性毒性試験は三カ月以上というふうな規定してあります。これはきつめてお粗末でありまして、いまわれわれ人間の飲食に供しますところの食品添加物に關しましては、先ほど申しましたように、W.H.O.、F.A.O.の基準に従ひまして、その動物の一生にわたる期間、つまりネズミなら二年以上というふうな規定されておりますけれども、農林省の規定では三カ月以上ですから、三カ月半ぐらいでもいいわけでありまして、これで慢性毒性試験が済んだといふに言われましては、見逃しをする危険性がある。こういう点で、いろいろ農林省のこういう点

でを中心になると思はれる若い科学者の能力、それからいろいろな行政上の規定の緩さという点から考へまして、これはどうも厚生省よりもはるかに危険じゃないかというふうな私どもは思ひますので、ぜひとも、私も、私ももう少し発言可能であるような、厚生省でのダブルチェックというシステムを採用していただきたい。以上、私の考へを申し上げまして御参考供しします。

○委員長(佐藤隆君) ありがとうございます。次に河田参考人をお願いいたします。河田参考人。

○参考人(河田四郎君) ただいま御指名いただきました河田であります。

それでは組合の組織から簡単に御説明いたします。

まず協同組合日本飼料工業会の組織と運営について申し上げます。

本会の組合員は七十四企業百四十九工場で昭和四十九年度においては、九百七十万トンの配合飼料を製造をいたしております。

運営に当たりましては、各地区から選出された理事と委員で、理事会と委員会を設置いたしまして、議題に応じ検討、協議を行ひまして、配合飼料産業の健全なる発展を図つております。

組合員の使用する原料につきましては、輸入割り当て原料、たとえば脱脂粉乳、関税割り当て原料、たとえば輸入魚粉の原料は本会で共同買い付けを行ひ、政府操作飼料につきましては、組合員の希望する数量の買い付けを行ない、輸入自由化品目のトウモロコシを初めとする原料等はそれぞれ組合員が各企業ごとに買い付けをいたしております。また、製品の銘柄、配合内容等についても、飼料の品質改善に關する法律を基本として、農林省の行政指導を遵守し、各企業別にそれぞれ企業が研究努力を基礎として、製造販売をいたしております。

次に、飼料の品質改善に關する法律の一部を改正する法律案の審議に當りまして、見解を申し上げます。

改正案は飼料の安全性の確立と品質のより一層の改善向上を目的としており、特に畜産物と飼料及び飼料添加物が原因となりまして、人体あるいは人間の健康を損なうおそれのあるものの生産防止または禁止をいたすことは、食品の安全性の観点から時宜を得たものと存じ、法の速やかな施行が望まれます。

御高承のとおり、配合飼料は昭和の初期に始まり、長い歴史の間に飼料製造業者と畜産農氏との相互信頼の上に立ち、農林省の行政指導による検査等をあわせて今日の生産拡大を見てまいつた次第であります。

配合飼料の基本は原料手当、製造技術、給与であり、他の単一商品とは異なるいろいろの特殊性があります。特に原料は農産物、水産物等の天然の産物を使用いたしております関係上、気象条件等により豊作、凶作等が常に価格、品質に大きく関連をいたします。製造業者としては良質の原料による高栄養成分のものを廉価に提供する姿勢を堅持し、よつて畜産農家の安定的経営に寄与してまいつた次第であります。

配合飼料は、国民所得の向上に伴ひまして、食生活改善による畜産物摂取が高まり、畜産農家の飼養する家畜頭数が増加いたしましたとともに飼料の需要は年々加速度に増加してまいりました。最近では配合飼料の生産量は年間千七百万トンを超える数量に達しております。その間飼料業界は畜産農家とともに畜産経営に當つての家畜の品種改良、肥育畜舎の環境改善、飼料品質の向上、飼料の流通経費の軽減等につきまして、先進諸外国の例も取り入れ、あらゆる合理化を図つてまいりました。このことは畜産物が過去諸物価の上昇に追いつかない価格傾向を示したことを見ても判断できる次第であります。

しかし、近年配合飼料の主な原料供給先であるアメリカ合衆国を初めとする需要国を含めた国々の天候異変に基づく、穀類の収穫減収及び食糧としての需要増、さらにソビエト連邦等の大量買

入が、飼料の品質改善に關する法律の一部を改正する法律案の審議に當りまして、見解を申し上げます。

改正案は飼料の安全性の確立と品質のより一層の改善向上を目的としており、特に畜産物と飼料及び飼料添加物が原因となりまして、人体あるいは人間の健康を損なうおそれのあるものの生産防止または禁止をいたすことは、食品の安全性の観点から時宜を得たものと存じ、法の速やかな施行が望まれます。

御高承のとおり、配合飼料は昭和の初期に始まり、長い歴史の間に飼料製造業者と畜産農氏との相互信頼の上に立ち、農林省の行政指導による検査等をあわせて今日の生産拡大を見てまいつた次第であります。

配合飼料の基本は原料手当、製造技術、給与であり、他の単一商品とは異なるいろいろの特殊性があります。特に原料は農産物、水産物等の天然の産物を使用いたしております関係上、気象条件等により豊作、凶作等が常に価格、品質に大きく関連をいたします。製造業者としては良質の原料による高栄養成分のものを廉価に提供する姿勢を堅持し、よつて畜産農家の安定的経営に寄与してまいつた次第であります。

配合飼料は、国民所得の向上に伴ひまして、食生活改善による畜産物摂取が高まり、畜産農家の飼養する家畜頭数が増加いたしましたとともに飼料の需要は年々加速度に増加してまいりました。最近では配合飼料の生産量は年間千七百万トンを超える数量に達しております。その間飼料業界は畜産農家とともに畜産経営に當つての家畜の品種改良、肥育畜舎の環境改善、飼料品質の向上、飼料の流通経費の軽減等につきまして、先進諸外国の例も取り入れ、あらゆる合理化を図つてまいりました。このことは畜産物が過去諸物価の上昇に追いつかない価格傾向を示したことを見ても判断できる次第であります。

しかし、近年配合飼料の主な原料供給先であるアメリカ合衆国を初めとする需要国を含めた国々の天候異変に基づく、穀類の収穫減収及び食糧としての需要増、さらにソビエト連邦等の大量買

入が、飼料の品質改善に關する法律の一部を改正する法律案の審議に當りまして、見解を申し上げます。

改正案は飼料の安全性の確立と品質のより一層の改善向上を目的としており、特に畜産物と飼料及び飼料添加物が原因となりまして、人体あるいは人間の健康を損なうおそれのあるものの生産防止または禁止をいたすことは、食品の安全性の観点から時宜を得たものと存じ、法の速やかな施行が望まれます。

御高承のとおり、配合飼料は昭和の初期に始まり、長い歴史の間に飼料製造業者と畜産農氏との相互信頼の上に立ち、農林省の行政指導による検査等をあわせて今日の生産拡大を見てまいつた次第であります。

配合飼料の基本は原料手当、製造技術、給与であり、他の単一商品とは異なるいろいろの特殊性があります。特に原料は農産物、水産物等の天然の産物を使用いたしております関係上、気象条件等により豊作、凶作等が常に価格、品質に大きく関連をいたします。製造業者としては良質の原料による高栄養成分のものを廉価に提供する姿勢を堅持し、よつて畜産農家の安定的経営に寄与してまいつた次第であります。

配合飼料は、国民所得の向上に伴ひまして、食生活改善による畜産物摂取が高まり、畜産農家の飼養する家畜頭数が増加いたしましたとともに飼料の需要は年々加速度に増加してまいりました。最近では配合飼料の生産量は年間千七百万トンを超える数量に達しております。その間飼料業界は畜産農家とともに畜産経営に當つての家畜の品種改良、肥育畜舎の環境改善、飼料品質の向上、飼料の流通経費の軽減等につきまして、先進諸外国の例も取り入れ、あらゆる合理化を図つてまいりました。このことは畜産物が過去諸物価の上昇に追いつかない価格傾向を示したことを見ても判断できる次第であります。

しかし、近年配合飼料の主な原料供給先であるアメリカ合衆国を初めとする需要国を含めた国々の天候異変に基づく、穀類の収穫減収及び食糧としての需要増、さらにソビエト連邦等の大量買

付け等が重なり、飼料穀物の需給に不安定な様相を示しましたため、著しい価格の高騰を招来いたしました。

このことは、配合飼料価格の激次たる値上りにつながら、折からの経済動向による消費減退と相まって、畜産経営上支障を来す問題が惹起した次第であります。その際は諸先生方の深い御理解と農林省御当局の行政指導によりまして、畜産農家救済のため配合飼料価格安定特別基金制度の発足を見ましたことは、心より感謝申し上げる次第であります。

配合飼料の原料は、御高承のとおり、大部分を海外からの供給に依存しております関係上、輸出国の穀物生産の動向が輸入する量及び価格に反映され、直接畜産経営に影響を及ぼすわけであります。

飼料業界としては、畜産農家に配合飼料を安定的に供給できる企業努力として、輸入先国の多角化、穀物の品目別使用の多様化、さらにまた、輸出国における予測できる短期的な競争行為等に対応するための事前の買付け対策等によりまして、異常事態の回避に努力を行っております次第でございます。

最近世論としての飼料穀物の備蓄問題は、目的としては、有意義と存じますが、実施に当たりましての問題点は、収容する穀物サイロの不足及び備蓄穀物の買入れ代金と諸経費の増高等が考えられ、これに要する費用は莫大なものとなりますので、特別な御配慮を期待するものであります。

配合飼料の製造は関税法で定められました配合飼料の規格に基づき、その上にまた農林省で定められた現行の飼料の品質改善法の公定規格に基づきまして製造しており、畜産別に適切な栄養成分を含有したものであります。また使用原料はそれぞれ原料別に海外相場を十分勘案し、買付けしたものであり、買付けした原料は同一品目であっても、産地、銘柄、等級により成分を異にいたしており、均一化された成分となっております。したがって入港時に見本の採取を行いません。

分析結果によりまして、最も適切な原料を選択使用するわけであります。

配合飼料を畜産農家が家畜飼養に給与する場合は、その必要な給与量は、TDN、DCPあるいは、カルシウムのバランス等の栄養成分を考慮して、設定するのが普通であります。農林省も家畜飼養標準をもとに行政指導をいたしております。したがって、栄養成分量の表示で家畜飼養上の支障を来さないものと判断されます。また各企業においては、銘柄別の栄養成分量を達成するための原料の組み合わせは試験研究の成果であり、かつ製品の特徴となっており、製品製造のための原料割合を公開しますと、企業の意欲と経営の存続にも大きな影響を及ぼすわけであります。また、われわれの調査したところでは、国内での、他食品業界及び諸外国においても、原料割合を公表されている例は見ません。したがって配合飼料の表示は、改正法第八条に定められた栄養成分量と特定原料の表示で家畜飼養上支障ないかと判断をいたします。

一方、畜産経営の動向は、急激な経済発展に伴い畜産用地の取得難、または環境汚染問題等が深刻化しつつありますが、飼養形態の多頭化、集団化により、できるだけ経営のコストダウンを図っております次第であります。

飼料業界はこの趨勢に対応するために試験研究を重ね農林省の指導のもとに、より一層品質の改善向上に努力をしております次第であります。

この目的のため本会組合員は家畜飼養、養魚の飼養実験を含めた試験研究所五十カ所また、工場ごとに試験分析室を設け、飼料製造責任者、品質管理責任者等をそれぞれ専門分野での技術者八百五十名を配置して、原料及び製品の成分、安全性等の検査を実施いたしております。

問題となっており抗生物質、フラソリドン等の添加物は、現行では農林省の行政指導に従い、主として幼動物のみに使用いたしており、人間の食用に供する卵、牛乳、牛肉を生産する採卵鶏用、乳牛用、肉牛用には使用しておりません。肉豚用

につきましても、ごく一部を除き使用いたしておりません。その上にさらに安全性を確保するため休薬飼料を製造しております。また、ホルモン剤は一切使用いたしておりません。

今後改正案第二条の三で定める農業資材審議会の見解を聞いて、指定されるもの及び第二条の二で成分規格を定めてありますので、安全性は確立されるものと存じます。衆議院において、本法改正案の審議に当り、飼料添加物、抗生物質の使用、または原料確保と安定供給、さらに表示問題等について慎重に討議されましたことを聞き及んでおります。本院においても、細部にわたる御検討を賜り、法成立後は本法の趣旨を十分理解し、遵守して行きたいと存じます。

以上を見解を申し述べ、今後とも畜産物が国民の食糧としての需要を十分満たすことができよう適切な御配慮をお願い申し上げます。

○委員長(佐藤隆彦) どうもありがとうございます。

それでは質疑のある方は順次御発言願います。

○青井政美君 私は、高橋参考人に対し、第一にお尋ねをいたしたいと思っております。

御承知のように、わが国の畜産物は、その生産と経済性とを両立させることと非常に重要な課題であると思っております。この問題を進めてまいります中で、世界的に使用をされておる有用な添加物の使用もやめがよからうというふうな受け取れるのでございます。

そのような状況を考えますときには、将来の日本の畜産物の生産性というものは非常に低下をいたします。また、わが国の動物たん白食糧資源というものを確保するという点にも非常に大きな困難性が出てくるのではないかというふうに思うのでございますが、この点についての御意見をお願いいたします。

○参考人(高橋正君) 世界じゅうで使っておるものでも、やがて科学の進歩によって、それが批判されて消えていくというのは、薬の世界ではもう決まっています。食品添加物につきましても、発色剤として使われています。亜硝酸

判されて消えていくというのは、薬の世界ではもう決まっています。食品添加物につきましても、発色剤として使われています。亜硝酸

アミンと一緒に使われていたのが、発がん物質であるということがわかって、これがかなりやめられてきているという事実もございますので、人類がある時期に、科学の進歩に大きく依存する余り、いろいろな自然界ないしは生物体内を汚染した事実があっても、やはりその危険性が指摘されなければならぬ。しかしながら同時に、これは、生産量の低下ということを、そのままですと当然招来いたしますので、やっぱり品種の改善、収量は悪くても病気に強い品種にかえていくとか、あるいはいろいろな、われわれの食生活を変えていくとかというところで耐えなければ、このままではやはり人類が徐々に滅亡していく方向に行くんじゃないか。それから、たつぷり食べて短く生きるか、少ししか食べられない肉よりは、植物性たん白の方がおいしくはないだろうかと思っております。おいしくなくても、末永く生きるか、そういう選択が、いま問われてきているのではないかとこのように考えます。

○青井政美君 栗飯原参考人さんにお尋ねいたしたいんですが、ただいま高橋参考人にお尋ねいたしました問題についての御見解を伺いたいと思っております。

○参考人(栗飯原景昭君) 大変むずかしい御質問かと思ひます。高橋先生の先ほどの御参考意見、またいまのお答え、もつともな点が非常に多いと思ひます。ただ、問題は、いま世界で問題になっておりますのは、それをどう調和させておきかという問題が世界じゅうの問題になっておきます。で、たとえば亜硝酸にしても、ある場合にはどうしても使わなければならない部分が残る部分がある。それは本当にそれを残さなくちゃいけないのかどうかというふうな問題、あるいは先ほどのアフラ

トキシシンをお回ししたけれども、あのようなアフラトキシシンというものが、主要穀類、特に主産地帯であります南北米大陸でございまして、ね、に広くその生産品が分布し、またアフラトキシシンの汚染が非常に多いという事実があるわけでありまして。アメリカ政府は、一九六四年からこの問題を非常に重視いたしまして、毎年二十億円以上の研究費をそれに投入して研究を続けてきているわけでありまして。で、最近、マサチューセッツ工科大学のウォーガンというこのアフラトキシシンの権威者が研究を発表いたしまして、先ほど私が表でお示しいたしましたよりもさらに十五分の一ぐらゐの量でも、実験動物の約二〇％が発がんするという事実を突きとめたわけでありまして。その報告は、昨年の十月号と申しますか「フード・アンド・コスモデティック・トキシコロジー」という本に、昨年の暮れの本に掲載されてまして、要するに、一ppbという量でもそのアフラトキシシンは発がんするということを指摘したわけでありまして。もちろんそれは、一〇〇％の発がんではございませ

ん。というところは、これはいろいろな議論、専門家の間でもいろいろな議論があると思ひますけれども、量によつてやはりある病氣というものが左右されるということを示されている一つの例だと思ひますけれども、その中でウォーガン教授はこういうことを書いています。普通の科学論文としては珍しい報告だと思ひますけれども、最後の方で、われわれはアフラトキシシンが大変強力な発がん物質であるという事実を、そういう自然の事実と直視してしまつた。この自然の現象というものを避けて通ることはできない。われわれが食べようとしている穀類というものはもうそういうふうな汚染を受けている。そのときにわれわれはそのリスク——彼はこういう言葉を使つています。リスク・ベネフィット・コンセプトという言葉を使つておりまして、要するにそれを食べるということによつて得られる栄養学的な重要さと、それを食べたそのものを、そういう汚染物質を含んでいるものを食べることに

よつて起こされるであろう障害とを調和させること。高橋先生のお言葉を拝借すれば選択ですね、そういう選択のときにわれわれは直視しているというのを申しております。

で、そういうふうな選択を一般の、たとえば私自身がたとへば航空機のこととか、そのほかのことで全くわかりませんように、たとえば食べ物、あるいは飼料の安全性の評価ということは一一般の人にはわからないので、いろいろなそれにかかり合ひのある人たちが、特に化学者の責任は非常に重いと。で、高橋先生が指摘されますような、そういうふうな御意見を持っている方、あるいは先ほど高橋先生の参考意見の中に出てまいりました吉田さんのような実験、あるいは私どものやつておりますアフラトキシシンのような研究、そういうふうなすべての人々の衆知、特に化学者がそういうことに前向きでいろいろな角度からいろいろな意見を出し合つて、そしてその実験の事実を一つ一つ積み上げていくことのみがこの問題を解決していく唯一の方法だろう。そのためには、実は私は安全性というものは大変お金のかかることだと思ひます。で、お金がかかっても私は将来の国民のためにやらなければならぬし、そのために先生方に特別にお願いしたいのは、そういうふうなところへお金をつぎ込むような施策というものを選んでいただく。そういうことが私も化学者がみんなであることになつた一生懸命やつて責任を果たしていくことになると思ひます。

○青井政美君 高橋参考人さんにお尋ねします。高橋先生は石油たん白の問題について非常に御造詣が深く、またヨーロッパの御事情等につきましても御調査されたというふうな何つておるのでございまして、諸外国での動向がどのようになつておるのか、また先生の御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(高橋正君) 私が石油たん白の飼料について調べましたのは、厚生省で審議しました大日本インキ、鐘淵化学の約一千ページにわたるデータと、それから農林省のこの吉田さんのまと

めたのと、それからイギリスのブリティッシュペトロリアムス——英国石油のこのデータの三つでございまして、この三社に共通に認められますのは、やはりこの対照群と比べて確実に体重が少ないということですね。体重が少ないのは何のせいかわかりませんが、私ども子供を見ます場合に、体重が少なくなつてふえないというときに、どこが悪いかわからないことを考えるわけですが、そういう一般的な好ましくない徴候が共通に存在する。それから、先ほど申しました下がくの甲状腺が張れてまいりますけれども、これは機能低下であると。それから産卵率なんかが若干悪いという問題がありますが、日本のこの厚生省データだけで奇形が出ておりますけれども、ほかの方は奇形が出ないという報告になつておりますが、ただし農林省データでは死ごもり卵と言ふんだそうですが、かえらなかつた卵を解剖しておりますので、それがどうだったかはわからない。

イギリスのデータで非常に貴重なのは臨床検査と同じように、私たちが患者さんを病院で診ると同じように、血液の分析を非常に丹念にやつておりますので、それで見ますという、血液が非常に濃くなつてくる、これはやはり皮下にむくみが起こつていくせいだろうと思ひますが、そういうことが血液学的検査でわかつております。それからもう一つは、われわれが肝臓が悪いときよく血液の中に酵素が、トランスアミナーゼというのがふえてまいります。やっぱりそういう現象がある。これは肝臓障害の徴候である可能性もある。それから、もう一つの酵素ですね、アルカリフォスファターゼという、これがやっぱりこふえてまいります。これも可能性は二つありまして、やっぱり肝臓の障害で、細胞ではなくて、胆管のところの胆汁管が起りますという、アルカリフォスファターゼがふえますが、それであるのか、それとも骨が溶けていって磷酸やカルシウムがどんどん出ていく場合にこの酵素が働きますので、そういうようなことが考えられるデー

タが得られております。それからさらに、尿素が血中にふえてまいりますので、どうも石油たん白というのは、アミノ酸結合状況が何かが変わつていて、アミノ基をちゃんと切つて捨てなきゃならぬ、利用しにくいたん白質じゃなからうかなと思はれるような徴候がございまして。

しかし、イギリスでは、現在飼料としまして発売しております、数代にわたつてやつておるけれども心配ないと言つておりますけれども、その詳しいデータを、非常に大版の、厚さ五センチぐらいの資料集見せて説明されましたけれども、それをくれないかなと申しましたら、日本政府に渡してあるので、そつちへ行つて見てくれと言つて、もらえなかつたわけですね。しかし厚生省に確かめまして、それがどこへ来ているかどうかはわからない。で、私もそれ以上の分析はできない状態ではあります。大体私も勉強しましたのはそのようなところでございまして。

○青井政美君 栗飯原参考人さんにお尋ねしたいのでございまして、わが国における畜産物の細菌の汚染の実態がどのようになつておるのか、あるいはまた汚染の防止対策としてはどのようなことが考えられておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(栗飯原昭君) 実は、私自身畜産物の汚染調査はいたしておりますので、私自身の経験をお話しすることはできないわけではござい

ます。ただし、一般的に一般論を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、サルモネラの汚染というところは、これは日本のみならず世界的な問題としてその制御ということ、何とかしてそれを除こうということが問題になつております。それにはもちろん環境を、要するに飼育環境をよりよくするということ、これが最も大事なことの一つであらうと思つております。

○青井政美君 八竹参考人さんにお尋ねいたします。先ほど来いろいろお話がございましたが、私ど

もが何っておることでは、日本獣医師会の中に有害物質対策懇談会というものを設けられて、いろいろ化学物質の安全性の問題について検討をせられておるといふやうに伺つておるのでございますが、ただいまのお話を伺つておると、もう結論が出てゐるやに伺つたわけでございますが、私も承知いたしておる範囲では、まだ検討の段階であつて結論は出ていないやうに伺つておるのでございますが、日本獣医師会としてニトロフラン系の薬剤の使用中止を決められたということについては、どのような経緯でそれを決められたのか、その見解を伺いたい。いわゆるニトロフラン系の薬剤の使用を禁じたということは、家畜の生産性への影響、あるいはまた畜産物の細菌汚染への影響をどのように考へておいてゐるか、この二つの問題をお伺いいたします。

○参考人(八竹昭夫君) ただいまの御質問にお答えいたします。

私は、日本獣医師会の例の有害物質懇談会の副委員長をしてありますが、いまおっしゃいましたように、この有害物質懇談会はまだ緒についたばかりで、審議の中におきまして、この有害物質懇談会をいかに進めるかという基本的な問題を見出したばかりでございます。先般来、分科会を開きまして、やっと化学合成飼料の問題の審議に入つたばかりでございます。いまおっしゃいましたように、結論そのものは出ておりません。今後、われわれはこの問題を国民の皆様方と一緒に考へていきたいと考へてゐるわけでございます。

で、いま日本獣医師会がこの問題をどう打ち出したかと、ニトロフラン誘導体をやめたということについての御質問でございますが、この有害物質懇談会におきましても、われわれは、有害な、また有害であるおそれのあるものを国民に与へてはならない、あくまでも利益、何というか、純良な畜産食品を提供するんだと。その考へのもとにこの委員会を運営していこう、また日本獣医師会の基本姿勢もそこでございます。

いう具体的にこの物を規制しようというやうな、具体的な決議、まだ、理事会とか、この有害物質懇談会としての結論はございませんが、先ほど申し上げましたやうな基本的な考へ方、このやうな疑いのあるもの、特に危険であることがはっきりしたものの——この問題ははっきりしたもののうちにも入るんじゃないかと思つてゐるやうな、こういうものは当然反対すべきであらうということ、で、私どもの方でやつております中部地区連合獣医師会と、ともに先生方に陳情申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○神沢浄君 ます八竹参考人にお尋ねをしたいと思ふんですが、さきの御意見の中で、飼料添加物の規制の完全を圖つていくにはこの法律だけでは十分ではない、獣医師法の二十二条、薬事法の四十九条等の検討開始が必要じゃないかと、こういう御意見だったのでありますけれども、法案に盛り込んでおる点では、まずこの添加物については国が指定をする、それから、これを使用した飼料につきましましては規格、基準を定めるといふやうな内容にもなつてゐるわけでありまして、が、そこで、いま御意見の中でも、農家の自家配合といふやうな点がこれからの方向だといふことを強調もなさつておつたわけでありまして、したがつて、その獣医師法二十二条、薬事法四十九条の改正を要するといふやうな点については、私どもも勉強もつて、まだ非常に十分理解しにくいやうな点がございまして、ひとつもうちょっと詳しい御説明をいただきたい、こう思ふんです。

○参考人(八竹昭夫君) それじゃお答えいたします。

獣医師法の二十二条の中では、だれでも診療所を開設することができるとなつてゐるわけですが、これは獣医師でなくとも、どのような人でもできるわけですが、まあ診療行為を行うのはやはり獣医師でなければならぬわけでございますけれども、だから、何の規制もなく、診療所を開設してそれから十日以内に所轄する都道府県知事に届け出れば

いいというだけでございますから、だれでもできるわけですね。これが一つの問題。それから薬事法四十九条の中には、獣医師とか、そういう者以外には売れないといふことがはっきりと表に書いてあるわけですね。しかしそのあとに、「ただし、」と、こういうやうな、診療所の開設者に対してはこれは例外である、ということが、先ほど条文を読み上げましたが、例外であるということが、「家畜診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。」という項目があるわけですね。でありますれば、こういう法律で完全に規制していても片手落ちになるんじゃないか。現に、

昨年七月から薬事法の四十九条の一項要指示案の項目の一部改正がございましたが、このときに非常に薬品メーカー、ディーラー、また飼料メーカーがあつてまして、農林省にいろいろ問い合わせ

おるわけでございます。そのときに、確かにさうだと、君たちがさういふことをすると違法になるから、それならば診療所をあなた方は開設しなさい、さうすればいいんだ、といふことを指導なさつたといふことを、また指導を受けたといふことも聞いております。現在、畜産物衛生指導協会の中にも、鶏に関するワクチン、薬を末端に流す手だてとしてそのような機関に診療所の開設をしております。私どもの方にも開設しておりますが、診療行為は一切しない機関でございます。これはさういふ薬を流通するためにやつてゐる。これは本末転倒もはなだしいんじゃないかと考へるわけでございます。これは安全性の見地から大きいと言へることでございますから、私どもはひとつ、こういうものに關しては診療所の開設は——診療所を業とするものの開設を規制するといふのは、これは憲法の精神にも反すると思ひますが、こういうものをチェックするためにおいても、中には、さういふ企業の中にもまじめに診療行為をやつていこうという者もあるやうと思つてわけだけれども、さういふものをチェックする審議会のやうなもの、さういふものをチェックする審議会のやうなものを、各都道府県に設けて、獣医師会並びにもちろん行政官庁も入つていただかなきゃいかぬで

すけれども、消費者の聲まで入れられるやうな、目にとまるやうな機関をつくつて、そこでチェックしていく。どういふ目的でこういうことをなさるのかと、さういふものが表に出ていた場合、当然前向きでないものに對しては一般の消費者等も疑いの目で見るといふやうなことになるんじゃないかといふことですね。何とかこのチェック体制をできるだけ幅広く広げて、さういふやうなことのないうちにしていただきたいと思ふんです。

また、自家配合の件でございますが、現在農民は、私の回つてゐる地域におきましてもやうやうにしております。ところが、なかなか原料が手に入らない。先般来もその農家が、先生やつと魚粉手に入つた、見てくれといふので、私見てみましたら、非常に脂肪の多いといふやうな、フィッシュソールとフェザーミールという鶏の毛を粉にしたのでございます。これはたん白であることは間違いないやうなけれども、果たしてどの程度消化能力があるか、これは非常に疑問のものでございまして、さういふものが入つたけれども、真夏のさなかに手に入つたと言へるやうなものは申しませんが、これが栄養的な価値がないとは申しませんが、これが栄養的な価値がないとは申しませんが、酸化の進みやすいこのやうなものしか手に入らない。フィッシュミールを手に入れたら、まあとつたけれども、どうしても手に入らない。またこれは私の県下ですけれども、ある農家が買おうと思つてもどうしても入らない。農協に頼むと組合飼料のものとだき合せにすれば少し売つてやるというやうなこと。現に品物が一般に——自家配合すりやいいじゃないかといふやうなことを行政側はおつしやいますが、買おうと思つても大変な苦勞しないと手に入らないといふのが現状でございます。だから、この点何とか流通の道を畜産農家に与えていただくやうな処置をしていただく必要があるんじゃないかといふことを考へるわけでございます。

○神沢浄君 続いて栗飯原参考人にお尋ねをしたいと思ふんですが、御意見を拝聴しており

おっしゃったことは、一面の私はやっぱり真理だと思ひます。しかし、現実世界の中でこういう畜産物をふやしていくという、またそういうものを食べる人がふえているということも事実でございいますので、そうしますと、ある一定の、これだけの土地が、地球の中で使える土地があるとした場合に、こちらをふやそうと思へば、要するに飼料をつくる分がとんどふえてくる。そういたしますと、人間が直接食べる穀類をつくる場というのはやっぱり減ってきてしまうということが心配されているわけでございいます。そして国際連合の中に、あまり一般には知られておりませんけれども、たん白カロリ語問委員会というものが、もう一九五五年からできております。たん白カロリ語問委員会というのは、いまのような食糧危機が叫ばれる以前から、特に低開発諸国などを考慮いたしまして、もう二十年昔から、人類の食糧というのは足りなくなるといふことを心配いたしまして、特に足りなくなるといふのはたん白質なんだ、しかも良質なたん白質なんだ、ということを中心配してたん白カロリ語問委員会というものができております。そしてこれはWHO、FAO、ユニセフ、それから世界銀行などが関与いたしまして、そして世界の食糧問題、特にたん白質とカロリーの問題について長い間世界の学者を集めていろいろな角度から検討してまいりました。その結果、いろいろな工夫がされたわけです。たとえば大豆のたん白の利用、あるいはビーナツたん白の利用、それからいわゆる種子、たとえば綿実かすの利用。大豆の利用はわれわれ日本人にとつては非常によく知られたこととてございすけれども、外国においては大豆のたん白を利用しようといふことは決してあまり考えられていなかった。大豆というのは油をつくるためのものである。それから魚のたん白を利用するといふこと、それも考えられてこなかった。そういうようなことを順着に考えて、いろいろな努力が二十年間にされてきたわけでありす。ところが、いまから約十年ほど前になりまして、魚とかあるいは大豆たん

白とか、いわゆるこういうふうな従来のたん白質を利用していく方法も、それのもろろん大事だ一生懸命やってきた、しかし、これだけではやっぱりどうしても足りなくなってくる見通しであるという結論になったわけとてございす。そこに、一方で人間が自然界にいる微生物を人間が助けて、そしてそれをふやすという方法があるじゃないかといふことを考え出されてきて、そして約十年。この十年ほどその問題が国連のこのたん白カロリ語問委員会で討議されたわけでありす。そしてすでに四つの指針といふものが出されております。そしてこの四つの指針を貫いておられます。それは、やはり安全性でございす。どうしたら、われわれ人類が長く使つてこなかった、見出せなかつたものを利用できるか。確かに歴史の中で、私どもが微生物を利用してこなかったことは確かでありすけれども、実際にはたとえばおしょうゆとか、みそとか、そういう形で自然に利用してまいりましたけれども、こういうふうな形での利用といふのはなされなかつた。理由は非常に簡単なことで、微生物そのものの存在が発見されたのは、そしてその作用が発見されたのはわずかに百年前とてございす。ですから、そこだけ技術としてはおくれている。しかし、われわれ人類が農業を発見したのは一万五千年ぐらゐ前とてございす。そして一万五千年の歴史と、わずかに百年前に、何しろ一センチメートルの一分の一といふ小さなものですから見るのができなかった。大根とて言へばわれわれは大根を想像し、ハムを見ればある場合は牛まで想像できますけれども、微生物とて言つてもわからないわけとてすね。この世界的に新しいたん白の資源として、何かやはりほかにも探しておかなければならないといふこととして、微生物を使う方法といふものが考えられてきたわけでありす。先ほど申し上げましたように、この四つの指針が出て、その精神は、どうして安全性を評価するかといふことでありまして、安全性を評価するといふことと、微生物を利用する方法を考えなければならぬといふこと

とは区別して考える必要が一応あるわけとてすね。区別といふか、技術的には、しかし、一緒に考えていかなければならない。要するに、微生物を利用するといふことと、それを安全に利用できる形にするといふこととは並行した形で進まなければならぬと思つてわけでありす。

○委員長(佐藤隆君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起こしてください。

○参考人(栗飯原景昭君) そういうわけで、少しはしよりまして、高橋先生が御指摘になりました

みないに、安全性を評価するいまの段階ではあるいは不十分な点が多々あるかもしれせん。しかし、将来私たちは植物を利用し動物を利用し、そしてわれわれ人間の数がふえてきたために食べ物がだんだんなくなりつつあるわけとてすね。そうしたら、もう一つの新しい第三の家畜とも言うべき、このたくさんわれわれの回りにいる微生物を利用する方法といふのは将来に私たちはやはり考えな

くちやいけな。その場合に、先ほどここで赤で引いてございすように、微生物の中には毒なものもあるわけとてす。人間に害のあるものもある。ですから何が害で、何が有効に利用できるかといふことを進めていくのが科学者の責任だと思ひますし、そうしなければならぬ。現時点においての問題はまだ多々あるといふことはまさに高橋先生のおっしゃるとおりとてございす。私もそう思ひます。

○原田立君 高橋先生にお伺ひいたします。先ほど食品添加物に対しては厳しいチェックが必要である、こういう御指摘があったわけとてすが、AF2が発がん性があると使用禁止になりました。ところが、同じような親戚である、AF2の親戚みたいなようなニトロフラン系のフラゾリドン、これは現在まだ使われております。農林省の話では、それをずっと極度に減らして使つていくのだ、というふうなことを言つておられるわけとてすけれども、そういうふうなことを、いいの

りかたいと思うのでありまして、それが一つです。それからもう一つは、先ほど微生物質は百種類もたくさんあると、そういう面で、そういう扱いについては厳しいチェックをする必要がある、といふことなんですが、まさにそのように抗生物質が多い。抗生物質のそういうたくさんあるその多量使用の効果とてすね。鶏、牛、豚等いたくさん配合飼料として使われているわけとてすけれども、われわれしろうと目に見ても、これは余り多過ぎて、人体に悪い影響があるのじゃないか、こう心配するわけとてすが、この二点についてまずお伺ひしたい。

○参考人(高橋正君) 最初に、ニトロフラン系の添加物について申し上げますと、ニトロフランといふまあ共通の部分で申し上げます、そのほかにいろいろな鎖が長くつておりました、それによつて名前がいろいろ違つておりましたけれども、ニトロフランのニの位置に鎖がついて、五の位置にニトロがついた。これは共通にばい菌を抑える働きがあるといふことが一九四四年にわかつておりますが、一々の化学構造は申し上げませんけれども、それから六年後の一九五〇年には、人間で薬丸の萎縮が起くるといふことが、その一連の薬物を使つていてわかつて、問題になったわけとてすが、五六年には今度は染色体の障害が起くる。細胞の中に核がある、その中に染色体といふのがありまして、この中に何万何十万といふ遺伝情報が入つておりました、いろいろな酵素をつくつたり、たん白を合成したりするような指令が全部その中に入つておりましたけれども、これに変化を与えらるということがわかつてたわけとてすが、さらに六三年になりますといふと、今度はそれを化学的に調べますと、核酸そのものがうまく合成されないといふことを、日本の九州大学の遠藤という教授が見つけております。それから六四年になりまして、突然変異が起くるといふことを、ザンビエーリという人が認めまして、大体この辺で、ニトロフラン化合物といふのは放射線類似物質といふ概念が確立されまして、どうも死の灰、放射

能の灰とはほぼ同じようなものであるという概念が確立いたしましたのですが、で、放射線類似物質という概念の中に入っております。それで、一九七二年だと思えますけれども、これは日本の遺伝学者たちがAF2について、やはり染色体障害、突然変異が起こるということを三島の遺伝研究所及び大阪大学の医学部あるいは東京医科歯科大学あたりで見つけたわけでございます。私自身は、先ほどの郡司裁判の中で、大阪大学の宮地教授の論文を調べている中から肝臓障害——肝臓がうんとはれまして、それで睾丸がやはり萎縮するということを見つけたわけでございますが、一九六七年ごろから続々と、がんがでるということが四つ五つくらい論文が続いて出ております。

で、ちょうどその裁判当時のことでありますけれども、二十五種類のニトロフラン化合物のうち、突然変異と発がんが並行しているものは十八種類までも確認されたということが出ておりました、全部ではありせんけれども、発がん性と染色体障害性。発がん性と染色体障害性とどっちがこわいかと言いますと、発がん性の方はその一代が死ぬだけでございますけれども、染色体障害性の方はずっと後までその民族を奇形化するわけで非常にこわいわけでございます。大阪大学の工学部の大学院の学生が計算したところによりますと、われわれはAF2を食べただけでも、毎年約十トンくらいずつ二十九年から、AF2の前のZフラン時代から数えますという約十年間食べ続けてきたわけでございますけれども、これで日本人の奇形発生率、これは約三〇%増加をしたことになるだろう。それがだんだん掛け合わされてまいりますので、大変な数になるわけでございますが、こういう計算が出ております。そういうことでありますので、いろいろ製薬会社方面から送られてまいりましたニトロフラン化合物、これ飼料として大丈夫であるという資料を見せていただきまして、たけれども、どうも私の方は非常に不安であるという点です。特に、これは飼料添加物じゃありませんけれども、いま除草剤の中にMOという三井

東庄で出しておる除草剤があります。これは低毒性で五〇%、半分の動物を殺すのに十一グラムでしかか、かなり安全なものだと言われておりますけれども、これは実際、土の中にまかれましてから土の中のばい菌でどんどん変わってきまして、きわめて危険な発がん性物質をつくる時期もあるのじゃなかろうかという言われたいこと、その中で何ができるかわからないという状態になってきております。ですから、このニトロフラン化合物の、その世代だけは大丈夫であるということでは困るのであつて、それが土の中に入り、海の中に入つたような場合に一体どうなるのだからかということは、かなり長期にわたつての観察が必要であると思ひます。日本ではまだ四種類ほど飼料添加物として使われているようでありまして、これはかなり慎重でないという危ないのではないかと。原水爆反対ということをやりました、自分たちでこういうものを一生懸命食べていたんじや将来どうなるかわからないというふうに考えますが、これは学問的にきちんと整理をやはりしなきゃならぬと思ひますので、もし必要がありますれば、全文献を調べて報告書でも提出したいと思ひます。

それから、抗生物質に関しまして先ほど申し上げましたが、いま問題になっておりますクロロマイセチンという抗生物質は、これも動物あるいは水産の方にも大分使われているようでありまして、けれども、これは四十三年から、これは人間では骨髄障害を起こして再生不良性貧血を起こすから使ふべきではない、やむを得ず使ひのは腸チフスの場合とロッキーマウンテン熱、こういうふうなアメリカでは制限されておりますが、日本ではいまなおこれが乱用されておりましたが、日本では三月号に井上さんという奥さんが八歳になるお嬢ちゃんをこれでなくしてしまつた記事を書いておられますけれども、これが日本ではまだ物すごく乱用されておるわけです。もちろんこれは水産関係の方にも乱用されている。こういう回復不能な慢

性毒性を持つていふことが一つ。それから耐性菌をつくりまして、このクロマイでも何でもいいんですけれども、抗生物質を使つておりました、それでではもう死なないようなばい菌がいっぱい出てまいりますので、われわれはまた新しい抗生物質を見つけていかなきゃいけません。いま黄色い色をした緑色ブドウ球菌と云ふのは、病院の中であれ感染しますとほとんど抗生物質が効かないのであります。大変な化膿症をもらつてしまふことがありまして、そういうふうな動物の中にそういう耐性菌が出ていまして、それが切つた瞬間に、今度は包丁についてわれわれの体の中へ入つていふことなかにありますと、耐性菌をつくつたために、日本民族がまたそれに對するもつと強い抗生物質をつくるまでの間にいろいろ事故が起こり得るという問題もありません。

それから三番目、これも人間でもしばしば起こることでありまして、抗生物質をずうつと乱用しておりますという、やはりわれわれの体の中は、ばい菌とわれわれとの共存関係がありますけれども、それを徹底的に殺してしまふとカビが入り込みまして、先ほどの石油たん白をつくらせるキャンディーダーという酵母みたいなものですけれども、その中の微生物の一種がやうばり肺やその他の中にいづつばい菌つきまして、どうにもこれはしょうがないという事態が起こる、カビによるところの感染症が出てくる場合がございす。それから、あとそのほかアレキサンダー、こういうようなことがございまして、アメリカではかぜ引き程度だつたら絶対抗生物質を使うなと、肺炎になつてからで間に合ふというふうなことで言ひまして、簡単なものには抗生物質の乱用を厳しく戒めておりますが、この日本ではお医者さんたちも乱用しますけれども、畜産、水産方面でも乱用されておりますと、いづれこういうような事態が次から次へと起こつてくる可能性があらますので、これは何か別の方法を考へて安全な生産をするようにしなければいけないというふう

に思ひます。

ニトロフランにつきましては、ごく最近業界の方からの資料を手に入れましたのですが、全部まだ原論文を読んでおりませんので、必ずしも安全とはこれでは言えない、特に自然界にそれが流れていってどうなるかなというところがかなり心配だと思ひましたけれども、抗生物質の乱用に関してはもう世界の定説、この危険性につきましては世界の定説であると思ひます。

不十分でございますが、以上で答えにしたいと思ひます。

○原田立君 余り時間がないやうなんで簡単に伺ひますので……

もう一つは、先ほどのお話の中で、ただいま申し上げましたように食品添加物には厳しいチェックが必要である。農林省が人間の安全性を保証してくれるのはちよつとたるいんじやないか、厚生省ならば手が届く。農林省は手が届かないんじやないか、二重のチェックが必要じゃないか、こういう御意見がありましたけれども、この点について一言お願いしたい。

それから、石油たん白については農林省の見解は三月以上実験すればいいというところになっておるけれども、WHOは二年以上ということになっておるというお話ございましたけれども、この点ももう少しお教え願ひたいと思ひます。

○参考人(高橋正君) 食肉として使ひます家畜に与える飼料につきましては、やはりその家畜が何世代にわたつても大丈夫かということ、これは農林省の方でチェックしていただいたいと思ひますが、何代にわたつても奇形もできないし、だんだん種族が絶滅する心配もないというふうなこと、このチェックがしていただければよろしいと思ひますけれども、人間が食べても大丈夫かということのチェックは、やはりこれは人間の病氣を見ている私たちにせよ若干発言する機会を与えてほしい。そのためには制度上はやうばり農林省の方の委員会が通つたら厚生省の方の委員会に回す。われわれは、その厚生省の委員会といふは、諮問機関のやうなところへ入れてもらへばな

お結構ですけれども、入れてくれなければならぬに、そこへ関係する方々にいろいろ意見を申し上げて、人間の食べ物としての安全性ということとをちゃんとチェックされているかどうか、両方通らなければその飼料添加物は許可されないというふうな制度化をぜひしていただきたいというふうな考えのわけです。

それから石油たんの白の点は、これは最初はどうも、これは厚生省の件に關してですが、最初はどうも大臣から食品衛生調査会に諮問されたように私どもは聞いておりますけれども、途中でその諮問が外されて、そして、この石油たん白特別調査会の方ですか、そちらの方から今度は食品衛生調査会の特別部会の方に回された段階で、これは安全であるという見解を表明した、大臣に対する答申は行われていないわけですが、ところが、安全であるという厚生省見解では本当はななくて食品衛生調査会の見解なわけですけれども、これが出た段階でルー・マニアとかイタリアなんかに対しては、日本政府が安全と認めたということではプラント輸出がされているというふうな聞いております。しかしながら、日本ではこれが簡単にではした、簡単にできなかったかわかりませんが、大分奥さん方の反対がありまして、直ちに生産は開始しないというふうな大臣が言明しておられるようでありまして、これはなぜああいうふうな簡単にストップされたのか私どもよくわからなかったものでございまして、先般いろいろ聞いてみますという、やっぱりこれは石油たん白——その石油というのには実はノルマルパラフィンで、いまリジンで問題になっております石油精製生産物のノルマルパラフィンを炭素源として与えまして、それで窒素源としては硫酸アンモニウムか何かを与えておられたい、そのためだと思えますけれども、〇・六から一・二、平均しまして一・P・P・P程度の三、四——ペンツピレンという発がん物質がこの石油たん白酵母の中に入ってくるわけですね。もともとの酵母はそんなに持っている、〇・二ぐらいいしか持っていないけれども、

やっぱり生物濃縮で体の中へ蓄えらるしくて、五倍ぐらいいふえてくるという事実がございまして。こういうようなことが問題になったのか、一応日本国内ではストップされておりますけれども、これはしかし外国にプラント輸出しておりますルー・マニアの人たち、それからイタリアの人たちは食べている可能性ありますし、また向こうでつくったのをかん詰めや何かになって、あるいは飼料になって食べたのが日本に入ってくるという危険性もありますので、日本人がストップしているものだったら、外国にも出さないようにしなければいけないのじゃないかと思っております。

それからこの実験期間ですけれども、日本で何カ月になつていくかということも私存じませんが、実験としましてはかなり長期間にわたって厚生省データもやっていたようでありまして、ただし共通に体重減少と甲状腺の機能低下と思われる状況、それから繁殖力の低下、それから日本の場合には奇形が確実に出ております。そういうようなことがございまして、いま厚生省関係の方では今後引き続き実験するということのようなこととはなないようでありまして、もし、これ農林省の方で今後どんなやられますならば、やはり石油原料を使わなければいけませんけれども、これは奇形のチェックというふうなことをかなり厳重にやっていたかたければならないし、特にこの観察期間はその実験動物の一生にわたる期間、それから動物の種類も、鶏だけでなくに数種類の動物でやってみていただかないという安心だというふうには言えないようでございます。この石油たん白の審議の詳しい実験条件のことについて、実験データの方ばかり見ていまして条文の方を見ておりませんので、お答えが不十分だと思えますけれども、以上でお答えいたします。

〇小笠原貞子君 河田参考人にお伺いしたいと思います。飼料工業会として、飼料の品質の改善、そして管理等についていろいろ対策を講じておられると

思うわけですが、とりわけ魚粉とかそれから魚かすというのは酸敗しやすいと伺っております。そういうものについてどういう対策を立てていらっしゃるかとこのことについて伺います。

それから最近の例を見ますと、富山県で三菱化成のダイブというのが問題になりましたし、北九州ではP・C・Bによる鶏の大量死というものが耳新しい事実として出てきております。配合飼料の場合いふんなものが入っております。表面上では非常に判別しにくいという中で、結果的には被害が各地でいろいろな種類のものが出ています。こういうわけですね。消費者である農民にいたしましては、全く飼料会社任せ、メーカー任せで預けておいて、その飼料を使用しているわけではございまして、飼料会社としては、非常に大きな社会的責任をお持ちになっていただかなければならない。そういう点についてまず最初に伺いたいと思っております。

〇参考人(河田四郎君) 第一番に魚粉についてお答えいたします。魚粉は現在日本をつくっております。それとそれから外国から輸入しているものと二種類ございまして、日本のものは沿岸でその都度時期によりましては、サンマになりましたり、イワシになりましたり、それからサバになったりしたものを使っております。この品種にいたしましては、そのプロテインのたん白含有量が大体五〇から六五までぐらいいの比率のものがたくさんございまして、とにかくいまおっしゃるようには、魚粉には非常に鮮度が必要でございますので、その鮮度に注意いたしております。いま申しましたように、魚粉というのは国内では沿岸のもの、それから外国から入れますのは、大体ペルー、それから南アフリカ、南西アフリカ、これが大体の主なものでございます。その他まあ一部アンゴラとか、それからエジプトの海岸でできたのが若干入ったことがございまして、こういうスポットのものは品質が要するに安定していません。われわれが大体主として買っておりますのは、海外のものは南ア連邦のものとそれから南西アフリカ、こ

れは一つの南ア連邦での規格を持った協会がございまして、そこで規定をしっかりと決めております。プロテインはどれだけだとかアッシュはどれだけだとかという厳重なあれをいたしております。それから太平洋岸のペルーでございまして、大した数量は入っておりませんが、これは世界で一番生産の多いところでございますので、これに對しまして、われわれは供給源として非常に期待をかけております。そういうわけで、魚粉につきましては、産地の規格をとり、それからわれわれも、その規格に合うものを輸入業者その他に条件をつけて買っております。それからこちらの方では船が入りますと、その本船からとり出したものをすぐにサンプリングいたしまして、各工場ごとにこれを検査をいたしました。自分の会社でやることもありますけれども、やはり公なところへ持っていくところもございまして、これは企業は別でございまして、非常に厳重な要するに査定のもとに入れておられて、昔はペルーのものに對しましては多少心配しておりましたが、最近国営になりましたので、これなんかも心配ないと思っております。国営の一本立てで売ってきておられます。それから南アは、いま申しましたように、アソシエーションが向こうで厳重な責任を持ちましたものを持って来る。そのものを当地に入れました、それを厳重にまたサンプリングしたものを注意して使っておられるというのが現状でございます。

なお、ダイブの富山の問題、それからP・C・Bの九州にありました問題の、それをどういうふうな措置したかという責任のことでございますが、これはダイブの方は私の方の關係ではあまりなかったんじゃないかと思っております。ほかの方だと思っております。それから、P・C・Bの北九州の問題につきましては、これははっきり原因がいたしておりますので、これをその油をお使いになったり、そのものをお使いになったお方ははっきりわかっておりますので、その方々が追及されまして、お使い

になったお方と、それから製造されたお方、いろいろ油の出たところという話し合いをされまして、おそらく私は油屋さんからの補償はもらっていないと思いますけれども、ええ屋の方は、これは全部その原因がわかっておりましてので補償しております。これは私は、企業は別々でございましてのでわかりませんけれども、おそらく私は一企業は三億ぐらい出したんじゃないか、それから一企業はおそらく一億近いものを出しているんじゃないか。そういう責任体制はとっておりますというのを申し上げます。

○小笠原貞子君 私ダイブだとかPCBを出しましたのは、それぞれの会社がどういう責任をとったのかということをおし上げたんだではなくて、やっぱり責任をとっているはずだといまおっしゃったけれども、補償について金を出して、それで責任が済んだというものはございせんわね。ですから、だから飼料メーカーの飼料工業会としても、そういうことが起きないようにということとを重々考えて、それをもう農民の方はそれを使わなければならぬというわけだから、全くあなた任せの中ですから、その立場に立ってしっかりと社会的責任をどの程度お持ちになっていらっしゃるかとというのが私の質問の意味でございしたんです。責任をとっておるはずだとおっしゃったところではちょっと落第ですね。金を払ったから責任をとったということでは、ちょっとやっぱり工業会としては考えていただかなければならぬと思うわけなんです。

で、時間もございせんので、せっかくおいていただきましたので、具体的な河田飼料株式会社社長さんとしての立場でちょっと私いろいろ伺わせていただきたいと思います。

御承知のように、栃木県の国分寺のブローラー養鶏家でおたくの飼料を食わせて鶏が、げりを起こして大量に死んだというような事件がございまして、これに対して五月二十六日、その熊倉さんという方でしたけれども、おたくの会社と合意書を取り交わして四百五十万円を、それこそ責任

をおとりになったんだと思いますが、お金をお払いになっていらつしやるわけなんです、この責任のとり方ですね。どういうふうに考えてそれを、四百五十万円をお出しになったのか、そのところを——あとちょっともう少し質問がございまして、簡潔に要領よくお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(河田四郎君) 大変、この問題につきましては、私皆様に、お騒がせしたことにつきまして、おわびを申し上げます。

熊倉さんの方との解決その他の——ちょっと簡単にと言われますけれども、前からのいきさつがございします。非常に長い経過がございしますんですけれども、それははしりまして、最後のところを御報告いたします。

これは、私の方はこのえさは、実は埼玉県の特約店を通じて、それからもう一軒の小売り問屋さんでございします。非常に長い経過がございしますんですけれども、これは昨年の六月ごろからお取引が開始されたと思ひます。これは私の方は先でございしますのでよくわかりませんけれども、うちのえさが行ったところはいろいろみんなが巡回しておりますので、六月ごろから行っておったということでございしますが、その後大体この使われましてえさは昨年の十二月ごろに工場から出たえさじゃないかと思ひます。十二月ごろに、そのえさが使われておったのじゃないかと思ひますが、その後いろいろ原因につきまして——はしりまして話しますけれども、向こうから四百五十万にまいますまでの過程はありますけれども、最終的には五月の十七、八日ごろでございまして、話し合いをしているときに四百五十万という数字が出てまいりました。四百五十万につきまして、この飼料が、原因が実際にいってえさであつたかどうかということにつきまして、現在もまだ最終的な結論を出していません。その間にございまして、四百五十万払ったということとでございまして、われわれとしましてこの関係を究明し、また同時に先ほど先生のおっしゃったよう

に、われわれ工業会としまして、えさはわれわれの生命線でございます、われわれは本業でございまして、ほかのこと何もやってない。これ一本で昔は五十年これやって来たんですから。だからそんな簡単にほうっておくわけじゃございせんけれども、そのときのいきさつで金額が当然出てまいります。そのときに私どもも、いま申ししますように、はつきりえさであるという結論がいたたけなく、また同時に私どももそれ追及して反省をいたしておりますけれども、はつきりしておりません。だけれども、その時期になりました、その土地の有力者の方々のお立ち会いをいただいて、そうして御迷惑をかけた、そういう事態が起ったということにつきまして非常に申しわけないという意味におきまして四百五十万をお支払いしまして、これは私どもの飼料が悪かつたから金を払って、先生のいまおっしゃいますように、金で済んだというふうな考えは毛頭持っておりません。これは、私たちは将来えさで立つていくわれわれでございしますので、そういう安易な考えでそれを払ったわけではございせん。しかし、これにつきましては、これからこのえさがなぜこういうこと、そういうお小言をいただくような原因をつくつたのか、何でそうなつたんであるのか、これは私どもの全体の経営にも関係いたします。これからの問題もございします。究明していきたいと思ひますが、とりあえずそういうようなことでお金を支払つたということとでございまして、決して金によつてこれが私たちは責任が解消したなというところは毛頭考えておりません。

○委員長(佐藤隆君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してください。

○小笠原貞子君 いまおっしゃったこと、理解する一面もございしますけれども、飼料会社として事故が起つた。それじゃ大変だからすぐ補償するということとは、いまだでその簡単にはなかつたわけですからね。だから、そこら辺で話しているのを聞きまして、やっぱり飼料についての何か弱みがあるから出すことになつたのではないかと、そういうことを勘ぐられても、これはしょうがないことだと思ひわけなんでしょう。また五月の八日に実験をいたしましたんです、御承知のように、おたくの飼料とそれからほかの飼料と、いうことで実験しました結果、よその会社の飼料では全然そういう事故がなかつたというふうなことで、その実験した終了のときに、おたくの社員もお立ち会いをいただきました、その結果の確認もして、やっぱり河田さんの飼料でこういう結果になつたということも確認しているということも私の方知っております、それからまた東京営業所長の溝呂木さんという方が熊倉さんのお宅に来て、そして被害を出して申しわけない、えさが原因でというふうなことも認めていらつしやるわけなんです、私の方もこれは実際行つて調べてまいりました。ここで私が言いたいことは、おたくとしましては飼料の工業会の会長さんでいらつしやるから、ここでやりとりして何も、やつつけようと思つてお呼びしたわけでもございせんけれども、ただ、問題になりますのは、こういうようなことが今後起るということが絶対ないとは言ひ切れないわけではございします。また不幸にして、万全のと言つてもこれは人間の仕事でございまして、またいろいろ条件の中でそういう事故というものがあつたは起るかもしれない。そういうときに、おたくの会社だけではいんだけれども、すべての飼料メーカーとしてはそのときに一体、どういう適切な手を早急に打つていただけるかというところが、一つは私は大きな問題にしなければならぬと思ひわけなんです。

で、ちよつと申し上げれば、その四百五十万という合意書の中では、このことは口外しないようにという項目きつちつとあつたりいたしまして、まあ、しゃべるな、ということでお金を出しているということもございします、その後で、いろいろ会社の方の方なんかからだとは思ひますけれども、代理特約店なんかの方からも、い

やもうあそこの農家っていうのは、前にも飼料メーカーから損害賠償取って今度も取ったんだと、あれは常習犯だ、というようなことをやっぱり流されているわけですね。一方で口ふさぎをしながら、一方では、あの農家は常習犯だみたいなことを言われれば、もう先ほど農家との信頼関係において、飼料というものはここまで発展してきたとおっしゃったけれども、これはもうその信頼を損なうものですね。そういう意味からも、やっぱり飼料会社としての社会的な責任と、農民にこたえる信義ということの立場に立って、しっかりと業界の中で会長さんとしての責任でやっていた方がいいということをお願いしたいわけなんです。

それから、こういうようなことが起こりましたとき、先ほど申しましたけれども、まず第一にすぐに調査してほしい。これはおかしいというような問題になったときに、それについての会社の、飼料会社から売ったえさについて事故が起こるんだから、当然会社側としてもそれにすぐ、おたくも飼料一本で立ってこれたとおっしゃったけれども、ほかの会社だってそうだと思う。そういう事故が起こって農民から要求されたときに、それじゃあすぐにそれに立ち会って、それじゃこの問題について、こういう在庫の飼料について、どういうふうに分析して、どういうふうな原因を究明しようかという態度というのが、非常に今回の場合にもおくられていくわけですね。おくられていくといましようか、具体的な調査にすぐ立ち上がっていただけないか、ということ。私が、私は非常に残念な問題なんです。だからその辺のところを、売るだけじゃなくて、売った物についての責任も持って、事故が起こったときにはそれに直ちに立ち上がって調査をするという、具体的な調査を進めていただきたい、そう思うわけなんですけれども、それについてのお考えを伺わせていただきたいと思ひます。

○参考人(河田四郎君) いまおっしゃるとおり、その合意書につきましても、それから、その

後におきましての立ち会い人とか何とかというところで判を押しているというものを、その後におかれ承知いたしましたけれども、これらにつきましても、非常に私の不手際でございます。とは重々よくわきまえておまして、こういうことはあるべきことじゃないかと思ひつております。しかしながら、そういうことでその書類は確かに押さえておりました。ただ、それと先生のおっしゃった私の方がそれを口でい、いまのどこそこ、うちの前のえさは、どこそこ、どこそこ、どれだけ取ったとかなんとかというやうなことを、私の方は、社員は絶対に言い散らしてありません。それは私どもの前の関係は存じませんが、おぼろげながら私どもは実態は存じませんが聞いておりますが、そういうことは禁句にいたしておりますので、先生にぜひこれはひとつ御信頼をいただきたい。その私の前の人のときに、四百どれだけもらったとか、もらわない、そんなことは私どもは関係がございせんので、申しておるわけではございせんので、この点をひとつ御了承いただきたい。

それからもう一つ、そのときに試験をしております、私も一部におきましては、町村を通じましてそのえさだとか、それから屠体等につきましても調査をしていただきまして、その結果が出ているのをごさいます。茨城県にあるのは、総和村の役場を通じて、それから県の保健所でこの試験をしていただいておりますけれども、その結果も私たちの手には入っておりませんけれども、おそろく私は、そんなにえさによつてできたという結果が出ているというふうには私は想像いたしております、いまでもまだ信用いたしておりますから。ただ、これ、いまおっしゃるやうに、早く解決しなかつたらいかぬじゃないかということにつきましても、これはしかし私の方も、早くそのいふものは即座に解決をし、同時に向こう様と、せつかくのお得意様との話し合いをいたしまして、そうして両方が納得のいく線でないか、ちやいかぬと思ひます。だから、今後はそれにつ

きましては十分注意をするつもりでありますし、同時に、ああいう、私の方も簡単に自分の責任かどうかかわらないやうな、まだ不確定要素があるものに對しましてはお金を今後払うやうなことは一切いたしません。それはなぜかと申しますれば、いま先生のおっしゃったやうに、悪かつたから口どめ料で払ったじゃないかと申されては、私の方の金も死にますし、同時に信用にかかりますから、とにかくこれは今後追求をいたしまして、そしてとにかくはつきりしたいということでいたしております。

それからもう一点で、今後工業会としてどうするんだという、これは、生き物でございますし、それから先ほど先生方もおっしゃっておりますように、えさはこれは生鮮飼料なんです。これは私どもは、大体えさの製品のストックとか原料というものは、カビの生えるまでも、湿度で変色、変敗するまで持っております。工場なんかの設備を見ましても、一日に五百トンから六百トン出す工場でも、おそろく私はその製品置き場はまあ四日から五日ぐらいいと思います。そのくらの製品よりかできるだけ鮮度の高いものを渡すことによつてよりよい結果が出ますので、私の方はそういう古い、貯蔵したり変敗、腐敗するやうなものは渡さないやうにしておりますけれども、気候風土、置き場の関係でできないという保証はできませんので、そういうものもよく注意しております。それからもう一つ、最後に先生お尋ねの、今後工業会としてそれをどうするんだということでございます。これは私、実はこの問題もあり、一部の役員とも話しておりますが、これはやはり公正な第三者の方に立ち会いをいただいて、これはそういう解決すべきものだ。だから、今後私は、工業会の組織にするか外郭団体にするか、とにかく相對で話をしないで、公正な第三者の方に立ち会いをいただきましてこれを究明しまして、どちらの要するにどうだ、まあ仮に管理が悪かつたか、えさが悪かつたか、病気があつたか、鶏舎の消毒が悪くてコクシジウムが出ておつたか、こ

ういうやうなことににつきまして諸般の問題を私は検討いたしました。今後は解決に当たらしていただきたい。工業会のごことでございまして、大ぜいの皆様の御意見を拝聴しなくちゃ、ここで私は約束するわけにはまいりませんけれども、そういう方向に私は持っていきたいというふうな考えております。

○委員長(佐藤隆君) 速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記を起こしてください。ほかに御発言もないやうですので、参考人に対する質疑はこれをもって終わります。

参考人の方には、長時間にわたり本委員会に御出席くださり、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

これにて休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、三つほどお伺いをしたいと思つておつたんですけれども、一つは、えさとの関連で、麦の問題につきましても、それからもう一つは、石油たん白系のえさの添加物あるいはそのえさの問題について、それからもう一つは、今度のこの法律の改正によりまして検査機構、それから試験研究、こういう三つの問題をお伺いしようと思つておつたんですが、時間の関係もありまして、また、原田委員の方も石油たん白系の問題については御質問があるやうであります。

そこで、そいつは後へ延ばしまして、二つだけお尋ねをしたいと思います。一つは、麦の問題でありますけれども、その前に、まあ従来からつ

い最近まで農林省が、あるいは農政当局が米に振り回されてきたわけなんですけれども、米の生産調整に大変振り回されてきたわけなんです。この間の衆議院の農林水産委員会、大臣が米の生産調整について、来年の五十一年度も進めるような意味のことを発言になっておるわけなんです。これは一体どういう構想なのか、どういってお考えなのかという点がお伺いしたいわけなんです。私の考えを若干申し上げますと、何せこの米の生産調整につきましましては、四十六年に始まったわけですね。それで五年でやるということでも閣議了解を得て、そして休耕の方は三年間、で、転作関係につきましては五年ということでお進めになって、それで休耕の関係は三年で終わってわけなんですけれども、転作の関係がごとしで終わることになっておるんですけれども、その間約一兆円を超す金になるだろうと思うんです。本年だけでも直接の転作関係は一十億円をちょっと欠ける程度ですが、関連等々挙げますと、やっぱり千七百億ぐらいの金だと思ふんです。ですから一兆円を超すような大変な大きな予算を使って、そして五年で生産調整を終わらせるということだったんですけれども、それがそうならないというところは、これは大変問題だというふうに考えておるものですから、その意味でお尋ねしておるわけです。まず五十一年度も生産調整をおやりになるというその構想について、どういふふうに進めていこうとされておるか、それをまずお尋ねいたします。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 米の生産調整対策につきましましては、稲作転換対策につきましましては、いま御指摘がございましたように、四十六年から始めまして、四十九年からは休耕田はやめたわけでありまして、稲作転換は進めてきておりまして、五十年でこれが終わるわけでございます。まあ五十一年度からどうするかというお尋ねでございます。私は、これは今後の農政上の大きな課題であるというふうに考えて、現在、農林省におきましても米の需給事情とか、あるいは米以外の農産物で生産振興の必要な農産物は何かといった

ような問題につきまして鋭意検討を進めて、大体結論を得る段階に至っておるわけでございます。が、まあ基本的には、私といたしましては、米は依然としてやはり過剰の基調にあるというふうな考え方を持っております。そうした判断のもとに今後とも稲作転換事業という形にするかどうかといったことにつきましては検討中でございます。が、いずれにしても、やはり今後増産をしなければならぬ作物への転換というものを、ある程度はやはり今後とも引き続いて実施するといえます。考えなければならぬ。それはいままでのような転換事業の形でやるかどうかということにつきましましては、まだ最終的な結論を得ていないわけでございますが、基本的な方向としては、やはり稲作転換事業といった形のを今後とも継続する必要があるのではないかと、まあそういうふうに思っております。まあいろいろとやはり御意見を、各方面の御意見を聞きながら対策を立てていかなければならぬわけでございます。最終的な結論を出すまでには至っておりませんが、基本的な方向としてはそういう形でいま煮詰めておるといふ状態でございます。

○鶴岡哲夫君 ことしは百万トンでしたからね、百万トン。五十年は百万トンの生産調整やっておられるわけですが、五十年もやはりその程度のものをやらなきゃならぬということになるだろうと思うんです。これももう少しやらなきゃならぬじゃないかと思うんです。また五十二年もそういうことになりやしないかと私は考えるわけなんです。で、四十六年からお進めになっております経緯を見ても、五十年もやらないと、特に昨年からまた水田の面積は相当顕著にふえてまいっています。作付面積は大変ふえております。ですからどうもいまのような情勢、いまのような農政の中でいいますと、どうしても五十一年度も五十二年も生産調整やらなきゃならぬのじゃないか、ことしよりもっとでかいものを、もう少し数の多い生産調整やらなきゃならぬのじゃないかという心配をしておるわけなんです。そこで、大臣、

来年おやりになるという話なんです。五十二年度もやっぱりおやりになることになるんでしょうね。どうも踏ん切りつかないですよ、これ。というふうには私が見ますが、もっと論議をしたいと思います。が、五十二年度もおやりにならざるを得ないだろうという気になりますよ、これは。それはまあ一応もうそういうことになるでしょう。間違いない。

そこで、問題は、私は、五年で終わるということでお進めになって一兆円のお金を使いなったんだけれども、終わらなかったということに対する農政上の責任をいいますかね、これは重大だと思ふんです。この生産調整については、食糧庁や農畜園芸局を初め林野庁まで含めて、農林省は一体になって取り組むという大政策であったわけですね。そして一兆円という金が使われて五年という年数かかった。それが終わらない。それもいかも私の見方によると、それはもちろん五十一年度見通しのつく話じゃないんじゃないかという気がします。一体これはどういうことなんだ。長期見通しが狂ったとかいう問題とはもう全然違うわけであって、これは裏づけの一兆円を越す金がついておる。一年で生産調整やれと言ったんじゃないか、五年ということをやれということになっておった。その問題はこういうふうにお考えなのかという点ですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 五年間で生産調整をやったわけでございますが、しかし、まだ米の需給事情というものが依然として過剰な基調にあるということは今後続いていくわけでございます。で、そういう判断からいいますと、何らかのやはり転作についても今後行っていくかなきゃならない、そのための奨励措置も講じていかなきゃならぬ。一面におきましては、ことし米に於いての在庫の積み増しを行いまして百万トン、来年度は百五十万トンというふうに一応予定をいたしておるわけでございます。そうした米の在庫積み増しというものは今後ともそういう形で行っていくわけですが、しかし過剰基調と

いうのはあるわけでありまして、相当五年間の転作奨励、生産調整によりまして他作物への転換というものは相当程度定着はいたしたわけでございます。が、やはりまだその面で十分でないというものは、過剰基調が今後とも続いていくという面があるわけでございます。これをこのまま放置していくわけにはいきませんので、一方における米の在庫積み増しとともに、やはり何らかの奨励措置によるところの転作というものは考えていかなきゃならぬのじゃないかと、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 なぜできなかったのか。五年年数があるし、金も一兆円という、ふんだんの金といつてもいいと思うんですが、なぜできなかったのか。しかも、今後まだ見通しもはつきりしない、そのなでできなかったかということをはつきりしない以上、私は、この問題は片づかない問題ではないかというふうに思ふんです。これは種々技術的な問題なり、あるいは具体的ないろいろの問題あると思います。農畜園芸局長もこの間、なられたばかりと言っちゃ失礼だけれども、ほくらに言わせれば、この間局長になられたばかりで、その前は農政局長、地方農政局におられたわけ、これは農畜園芸局長のどうだこうだという問題じゃないと思うのです。農林省全体の私は問題だと思ふんです。なぜできなかったのか、その点がはつきりしなけりや今後の見通しが立たないんじゃないかということですね。

○政府委員(松元威雄君) 当面、農畜園芸局がこれを実施いたしておるものでございます。私から申し上げますと、そもそも転換奨励金を出しましたのは、ほかの転作物が一般的には米に比べてまして収益性が低いわけでございます。したがって、それをカバーするというふうなことをいたしまして、それを五年間ということにいたしましたわけでございます。したがって、中には永年作物のように、たとえば飼料作物でございますとか、大豆等につきましましては、まだまだ現状では収益性から

見まして米になかなか及ばない、もちろんその間に農家の方は経営の中に取り入れまして、あるいは収量増とか、省力化とか、生産性は向上化しておりますけれども、まだ現状では米に對しまして収益性の面でそれに及ばない。そういたしますと、永年作物等まず大定着が見込まれるものを除きますと、転換奨励金をやめてしましますと、やはり米に戻るものが相当あると思われるわけでございます。私も当初、転換奨励金出して、五年かけまして、その間の中に転作の定着というところに種々努力いたしまして、農家の努力もございまして、それからまた転作転換対策特別事業もいたしまして、機械施設等を導入いたしまして定着に努力はいたしたわけでございますが、やはり農家の経営の中に完全に溶け込むにはまだ時間がちょっと足りなかったという面もございまして、したがって、いまの需給情勢のもとでは五十年以降も転作転換をする必要がある、こういうふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 いま局長がおっしゃった、要するに収益性が米に劣ったという点が一番大きな原因だと思ふのです。それで四十六年から生産調整を始めたのですけれども、これを見ましても作付の面積が出ておりますけれども、豆類にいたってほとんど減っているわけで、ふえていくわけじゃないのです。ふえたのは緑肥作物、飼料作物、これが十萬ヘクタールちょっとぐらふえたというところ、あと果樹園芸がちょっとふえたというだけで、しかし、そんなものは、今度去年改正しただけで、すぐに十二万町歩、稲作の作付面積ふえているわけです。それで御破算になつてしまつていろいろの調子なんです。そのことは、いまおっしゃる通りに、やはり価格の面について収益性が少なかったというお話、その収益性が少なかったという最も大きな原因は、私は価格政策にあったのだと思ふのです。つまり農産物の価格の均衡性について、大いに欠けるところがあると、こういう問題だと思ふのです。その問題を処理することなくおやりやつても、そう

私は効果がないのじゃないかというふうに思いますがね。いつまでも三萬五千なり四萬の補助金を出していくというわけにいかないだろうと思ふ。これから後、五年たつたけれども、六年目も七年目も八年目もやるんだという話では、これはどうにも筋が通らないです。私は、米を中心とした農産物の価格についての整合性というものを發揮させるということが先決じゃないかと思ふのです。それはほうつておいて、補助金でおやりになつてみては始まらぬというふうに思ひますね、そういう点についてはどういふふうにお考えですか。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) やはりいま局長が申し上げましたように、収益性がやはり大きな問題であるとはもちろん思ふわけでございまして、そのために収益性をカバーするという形で奨励金を出して、転換事業を進めるといふことで今日きたわけでありますが、これを今回やめれば、これまで米に返つてくるという事態も予想されるわけでございまして、私たちは、今後ともやはり米の過剰基調が続いている以上は転作というものは進めなければならぬ。それにはやはり奨励金も必要でございますが、同時に、転換対策についてのその他の総合対策もあわせて実施をして、今後とも長期間にわたつて、そうした転作事業を行わないでも定着ができるというふうな形には何とかも持つていかねばならぬ。もちろん価格の問題もその中においては大きな役割を、ウエイトを持つていられるわけでございまして、そういう点もあわせて今後ともわれわれとしては全体的に再検討する時期がきておるといふふうにももちろん認識いたしておるわけであります。

○鶴岡哲夫君 ここで価格の問題どういふ言つてみて議論の場所ではないように思ひますが、この間から私問題出しております、また、あしたから米審で問題になります表価の問題につきましまして、私は、いまのバリエーション方式をやはり考え直さなさいいけないというふうに思ふんです。で、

米について働いた、表について働いたと、その働いたについて賃金が補償される、そういうやはり価格というものを考える必要がある。それにはやはり米と同じような生産費所得補償方式をつくる必要があるというふうに思ふんです。この間、大臣の、この委員会におきます答弁の中で、検討したいという発言をなさつたというふうに私は聞いたのですが、検討するといふような段階は、これは確かに検討しなさいな段階が、そういう段階はもう前の話であつて、来年なら来年ですね、五十年はそれでいくんだと、そういう方向でいくんだという程度の決意が要するんじゃないかというふうに思ひます。これは今後、農産物の需給はどうだとか、穀類の需給をどうだ、あるいはこれからの農業はどうだという場合の一番やばり大きな柱になつてくるのは麦なんです。あるいは国土の資源というものを積極的に活用するという面から言つても麦なんです。何といつても麦なんです、どういふ立場から言つても麦だ。あるいはそれは乳牛なり肉牛なりそういうもののえさの需給の問題から言つてもこれはもう麦だ。その麦について、まず生産費所得補償方式というものを来年はとるんだといふことで検討するといふような構えが必要ではないか、そういう姿勢が必要ではないか。そういうふうに思ひます。いまして、検討をしたいといふことで終わつていくわけですが、もう一遍考え方を伺ひます。

と、こういうふうに考えるわけでございまして。現在御存じのように、表価についてはバリエーション方式でこれを試算をいたしまして決定をし、さらに四十九年度からは生産奨励金を出して奨励を圖つておる。同時にまた、機械化のための助成措置であるとか、あるいは集約的モデル農作事業に対する助成措置であるとか、いろいろの施策も同時に講じてあるわけでございまして、来年度はさらにその上に裏作の麦対策というものを思い切つて講ずる必要があるんじゃないかというところも現在検討中でございます。そうしたこの麦対策についてはただ、価格問題だけではなくて、全体的、総合的な形でこれを進めていくことによつて、やはり麦に對するところの農民の生産意欲というものが生まれ、育ち、そして六十年目標を実現ができるんじゃないか。四十九年度から生産奨励金を交付するといふことによりまして、いままで三割近く毎年減産をしておりました麦の急落状況というものの歯どめがかかつて、五十年度はわずかに四割ではありましたが、これが増産に向つたといふことは、いろいろの施策を講ずればこれはもう十分増産できるというふうに私は考えるわけでございまして。そういう面から、麦について総合的、全体的な政策を進めたいと思ふわけでございします。今回はバリエーション方式によつて決定をさせていただきます。今後とも毎年毎年の答申の際の附帯決議といひますか、そういう中で麦対策をもつと積極的に講ずべきである、価格の算定のあり方等についても検討する必要があるんじゃないかといふふうな決議もなされておるわけでございします。その上、国会の御議論あるいは米価審議会の御指摘等も十分こちらとしても勘案しながら全体政策とともに価格問題についてもあわせてひとつ研究はしてみたいと、こういうふうに思ひます。

○鶴岡哲夫君 大臣は歯どめがかつたとおっしゃいますけれども、確かに四割増加したんです。ですが、これは北海道が大変な増加をしただけで

あつて、都府県、さらに最も必要な水田の裏作としては増加しないんですよ。減っているんですよ。北海道がべらぼうにふえたわけですね。これは大変な増加をしたわけで、これは理由があると思うんですよ。ですから、最も必要な都道府県、特に水田の裏作がふえないというのがこれは問題なんです。歯どめがかかったなという話にはならないと思うんですよ。あれだけの奨励金を出しますれば、それは北海道でふえますわ、べらぼうにふえる。それで幾らか歯どめがかかった。ただ、私は、あの奨励金を出しになると、奨励金が一俵二千元、それでこれは四十八年度の基礎でやられたわけですから上げなければならぬわけですね。はうっておくわけにいかない、上げなければいけないということになってくるんですよ。そうけれども、そういうものを入れますと、これは生産費所得補償方式でやっても同じような値段になるんじゃないでしょうか。農家の方の立場からしますと、麦類が足りなくなったために政府はあつて奨励金をふやしてきたと、これはいつまで続くのかと、本当にやる気があるんだろかという心配をするのはこれは当然だと思ふんですね。だから、そうではなくて、やはり価格算定としてやるということが農家に対しては大変なこれは奨励策になると思ふんです。いつ、ひっぱがされるかわからないという気であるんじゃないでしょうか。対物価政策の問題とかいろいろな問題があると思うけれども、大蔵省の問題とかというような問題はありますけれども、奨励金の問題にしても、これはこれを加えていけば生産費所得補償方式とそう変わらないと思ふんですね。だから、米つくっても、麦つくっても、そこで得られる労賃というのは似たようなものであるということになるんじゃないでしょうか。実質上なりつつあるんじゃないでしょうか。お変えになったらどうかと思ふんですよ。検討じゃなくて、しかし、これは米価審議会の何か要るんでしょうけれども、大臣が検討すると言われたから、速やかにこれは検討してもらいたい。そして、いつひっぱがされるかわ

からないというよう不安感をなくすることが必要だと思ふんですよ。その点についてもう一遍お尋ねします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 確かに奨励金は価格そのものではありませんが、しかし、農家の立場からすれば、価格に等しいというふうなことになるわけでございます。そういう意味では、麦の生産に大きく寄与しておるといふことは言えると思ふわけでございまして、それなら、いっそも切つて生産費所得補償方式にしたらどうか。その方が安心ができるんじゃないかという御議論、確かに一つの御議論であらうと思ふわけでございまして、現在の食糧法第四二条二項ですが、麦の決定に当たつてはパリティ指数を基準として決める、こういうふうな食糧法では規定されておるわけでございます。ですから、食糧法のたてまえからいっても、法律改正を行わないでこれを行うというところは、いまの法律のもとでは問題があると思ふわけでございまして、同時にまた、生産費所得補償方式をとるかどうかにつきましては、麦の生産の状態、態様というものが、規模が非常に零細化している、あるいは多様化している。あるいはたんぼでつくっているのがあるし、畑でつくつておる麦もある。そういうふうな形でありまして、生産費も御存じのように、各県によつてずいぶんまちまちでございます。そうしたところからみると、これは米と同じようにやはり生産費所得補償方式をとるといふことは、実態の上から私には困難じゃないかと。ですから、一つは現在の食糧法では生産費所得補償方式をとるとは法律の解釈上これは無理がある。それから一つは、法律論は別にしても、現実の麦の生産の状況から見ると、生産費所得補償方式に一本に持つていくというところは、非常にむづかしいと。こういう点からわれわれは今日までずっと続けてきたパリティ方式というものでやるのが適切であるというふうな考え方のもとに諮問をいたすわけでございまして、しかし総合的な麦対策というものはこれは

やっぱり農政の一つの大きな基本でございまして、今後ともこれをやっぱり思い切つて推進する上におきましては、これはもう価格問題も含めていろいろと研究をする余地は十分あるのじゃないかと、こういうふうな判断をいたしておるわけであります。

○鶴岡哲夫君 食糧法の四条を大臣はお出しになったんですが、食糧法の四条はパリティ指数を乗じた額を下らざることを、そして再生産を確保すること、こうなっている。再生産を確保する。維持するんです。再生産を確保すると書いてあるんだ。そして、それは昭和二十五年、二十六年の価格に対してパリティ指数をかけていく。昭和二十五年、二十六年というときは麦類は百七十八万ヘクタールあるんですよ。それがいま幾らある。十七万ヘクタールを切つていくんですよ。十分の一以下ですよ。再生産を確保できたと云えますか。もう歴史がはっきり示しておるじゃないですか。百七十八万ヘクタールが十七万ヘクタールを切つちまうと。それでパリティ指数を下回つていく。これ下回つてはならないと書いてある。下らざることを。そして、再生産を確保すると。確保なんかしてないですよ。はつきりしてないじゃないですか。これは私は理屈にならぬと思ふんですね。この点を一つ。

ですから、これはお役人の、お役人というのはいろいろへ理屈を並べるんですけどもね。私も長いこと役人の方法を知つてゐるんですよ。全くへ理屈を言う。へ理屈はうまいです。これは、ぐあいが悪いかもしれないんですけどね。理屈がなかなかうまいですが、やっぱりそうじゃない立場で見てもらわねえかと思ふ。

それから、もう一つ、これは私はいま大臣がおっしゃつたんですが、この間の委員会食糧庁長官が、きょう見えてないですけども、長官が、大臣がいまおっしゃつたようなこと言つたんですよ。畑でどうだ、水田でどうだ。だって水稲だって水田も畑もつくつてゐるんですよ。陸稲というのがあつた。その価格だつてはじいてゐる。ある

いは面積がどうだ、こうだというのは、百七十八万ヘクタールあつたときはばちちとしておつたんですよ。いまみたい十七万ヘクタールに減つちまえば、ばちちよんばちよんとなつてます。それでもとつたところはあつた。そして水田と畑と半々ぐらいです。むしろ畑の方が多、これは。収量は畑の方が多なんです。これはもう本来は畑作物です。ですから、そういう点から言つて、生産が零細であるとか、畑があるとか、水田があるとかいうようなことはへ理屈です、これ、きょうは食糧庁長官はいないものだからね。——来てゐるのかな、どうも長官はおかしなことを言ふんだ。てんで話にならぬ、これは。やりたくない方から理屈をつけるんですよ。ですから、そういう意味で、私、これは大臣ですね、ぜひ大臣も検討されるおとしやるけれども、食糧庁長官言つてゐるのはあれは間違いです。とんでもない話なんです。これは答弁要りません。

そこで、ついでにもう一つ。今度は答弁を必要としますけれども、この間私、食糧庁長官に質問したんですけども、四割近い、三割以上の麦類というものが検査からはずされてゐるんじゃないかという話をしましたら、そうしたら、食糧庁長官が、いや検査場に持つてきたものの中で規格外になるのは二%だという話がありまして、それで私は、だいたい話が違ふものだからそのままにして置いて調べてみました。調べてみたら、この麦で言いますと生産量の六二、三%というものがその検査場に出てくるんですね。それで、ですから四割近いものがその検査場に出てこないわけですね。六条大麦、えき——飼料になる六条大麦、これなんか、四割ちよつとしか検査場に出てこないわけですよ。六割近いものが検査場に出てきてないわけですね。私は、そのことが言いたかつたわけなんです。だから、その意味では、若干親切さを欠いた答弁になつたんですけども、私は小麦で言いますと、南九州の場合は、三割ぐらゐしか検査場に出てこないんですよ。七割というのは検査場に出てこないんですよ。大麦で言いますと、いま申し上げ

と六二%、これはちゃんと農林省の資料ですよ。これは四十九年の十二月の米審に農林省が出した資料から引つ張り出したんですよ。四十九年の十二月に米審やったでしょう。あのときに「麦価に關する資料」というのを農林省出しているんですよ、その資料から引つ張り出したんですよ、これです。それから、これはちょっと違うのは、政府の買入れ表と生産量との比較です。検査に出てきたから、幾らかね。だからその数字は違いますよ。若干違うと思いますが、政府の買入れとそれからその生産量とは、い言ったような形になっております。ただ、この四麦合計でなくて、ずいぶん話じゃあ農産園芸局長らしくないです、これは、これは全部さちちとしてもらって——それでい言ったようなこの大麦の場合に、四割しか出てこない、四割は政府買入れですよ。あと六割というのはそうでなくなっているわけですね。これは、麦を生産する場合に、増産する場合にどうしたらいいかという場合には、重要な問題でしょう。各局の各地方農政局長、頭にきているんじゃないですか、この問題で。そこら辺が、私はそういうふうなことではこれは麦の増産奨励にはなっていないかというふうに思いますよ。ですから、この奨励金の問題についても、考えに考え、さらに検討する必要がありますがあるというふうに私は思っているわけです。

○政府委員(松元威雄君) 数字の多少のあれは別といたしまして、御指摘のように、麦別に相当違う、これは事実でございます。それはまた自家消費の内容が、いわゆる自分で食べる消費と、えさ用と、またいろいろ形態もあるわけでございます。相違があるわけでございます。

ただ、私、申し上げましたのは、一緒くたはずさんだ、という御指摘もあったわけでございますが、やはり一番大宗が流通麦であるということ、かたがたあわせて、やはり奨励金の出し方の技術的方法といたしまして、たとえば面積把握に

ついて、特に畑の場合非常にむずかしい、これ何としても非常に頭の痛いむずかしい問題でございます。これはなかなか面積確認というのは、役人らしいとおっしゃるようでございますが、これは非常に頭の痛い問題であるわけでございます。それに比べて、水田の場合にはまだ把握しやすい問題もございまして。まあ、それらを考え合わせまして先ほど申し上げましたが、今後の麦対策といたしまして、特に水田裏作麦の振興を中心に、現在検討いたしておりますが、その場合の総合的検討の一環として、その問題も検討したいという考え方を申し述べた次第でございます。

○鶴岡哲夫君 さて、この問題はこれだけにしまして、あと、先ほど私申し上げましたダイブと、それから先ほど高橋参考人からもお話しありましたニトロフラン系の薬剤ですね、こういう問題について、もう少し詰めて議論をしたいと思っておりますが、これはひとつ延ばしまして……

次に、この検査とその検査機構ですね。せっかく法律が改まって、そして安全性の問題について大変新しくつけ加わりました、大変仕事がふえるわけですが、そこで、先ほど安全性の問題について、農林省の検査機構なり、試験研究について大変懸念があるという話がありまして、不安があるというんですか、そういうような話がありました。私、私もその点については、どうも似たような感じを持っておるわけなんですけれども、畜産局長にお尋ねをいたしますが、安全性の問題について、いまの検査機構なり、それからいまの畜産局が持つております家畜衛生試験場なり、あるいは畜産試験場なり等々において、十分であるのかどうかという点をまずお尋ねをします。

○政府委員(澤邊守君) 改正法律が成立いたしました、これを施行する場合に、技術的な監視体制を強化しなければいけないということは、本法の円滑な運営のために大きな条件になるわけでございますが、そうなりますと、検査機関を、技術的にも、あるいは設備の面におきましても、人員に

おきましても、整備をする必要があるというふうなことを考へております。現在、検査機関は、国の検査機関は、肥飼料検査所というものが、本州はか全国六カ所に設置せられております。肥料とあわせて飼料の検査をやっております。飼料とあわせて京都府県におきましても、飼料検査所、あるいは飼料分析所等の名称によりまして、大体各県とも検査機関が設置をせられておりまして、従来、現行法に基づきます立ち入り検査を行ひまして、取去いたしました飼料の成分の検査、あるいは異物の検査等をやっておりますわけですが、飼料の安全性につきましては、法に基づく検査はございませんけれども、関連業務といたしまして有害物質の汚染状態の把握等を行ひまして、農薬、あるいはアフラトキシン、重金属、PCB等につきましまして、飼料あるいは飼料添加物の抜き取り検査を実施をいたしておりますわけでございます。この法律ができましたら、これらの安全性に基づく検査も法に基づくものとして厳正的確にやらなければいけないということになるわけでございますので、われわれといたしましては、現在の検査機構をこの法律改正案が施行されます約一年先までの間にできるだけ充実をいたしまして、人員の面におきましても、あるいは施設の面、機械器具の面におきまして、あるいは技術水準の面におきましても、できるだけ整備をしまひたいことにございまして、全を期してまいりたいというふうに考へます。

なお、今後の本法運用の状況を見ながら、さらに時間をかけて一層強化をする必要があるというふうにも考へられますので、その辺も運用の実態を見ながら拡充強化を図ってまいりたいというふうに考へております。私どもの考へ方といたしましては、安全性に基づく検査と品質、栄養成分の確保に關する検査と両面あるわけでございますが、国の検査機関は安全性の検査に重点を置きまして、都道府県の検査機関あるいは一部検定を民間機関にやらせることにいたしておりますが、これらの検定業務につきましてはできるだけ県なり民間の機関を活用しながらやっていくと。安全性

の検査は原則といたしまして国が中心になってやれるように力点をそこに指向してまいりたいというふうに考へております。

○鶴岡哲夫君 試験研究はどうですか。

○政府委員(小山義夫君) 試験研究機関におきましては、国の畜産試験場とそれから家畜衛生試験場が安全性の研究の中心になっておりまして、これに食品総合研究所とか若干の地域農業試験場が加わっております。いまの検査の安全性に關する研究に直接、間接に従事しております研究者の数は約百三十名程度でございます。研究の内容を一つ一つ申し上げますと時間がかりますので省略をさせていただきますけれども、結論的にこれで大丈夫なのかという御指摘がございまして、まだ私も人員並びに予算、設備その他重点的に安全性の問題については拡充をしている過程でございます。現段階でもうこれで十分の体制が整っているというふうにはなかなか申し上げかねる面があるわけでございますけれども、従来から相當基礎的な研究の蓄積はございまして、これがいろいろ行政判断をする場合の判断材料として提起をしておるわけでございます。今後のいいいますか、いまの比較的弱い面、したがしまして、さらに今後、重点的に拡充をしたいというふうに考へております。それは、やはり何といたしましては家畜に対する有害物質の残留とか、あるいは代謝機構とか、そういう方面の研究、それからいま一つは、午前中の参考人の方の御意見にもありましたけれども、遺伝障害等に関する研究につきましては、正直言つて私どもの現在の、現段階の研究体制では——もちろんやっております、かなりのことはやっておりますけれども、なお今後重点的に充実を図らなければいけない点であらうというふうに考へております。ただ、これらの分野は非常に共通基礎的な、といひますのは、農林省とかあるいは家畜関係だけではなくて共通基礎的な分野になりますので、当面の措置といたしましては、大学の研究機関等、これらに關連する研究機関の協力、連絡等を十分に図りまして対応していきたい

大要肥料もふえましたし、そしていま肥料というのは、言うならば産業廃棄物ですから、ほとんどが。産業廃棄物ですわ、これ。でしょう。若干あと肥料専門というのがありますけれども、ほとんどこれは産業の廃棄物ですわな。それで多種色々なにわたっているし、中にはカドミウムが入って

いる、重金屬が入っているというふうなわけで、えらい産業廃棄物ですから、だからそういう意味で肥料の問題については大変変わっておりますし、それからえさの問題については非常に変わってきているわけですよ。私が見ますところは、この三十六年に一本にぶつて一本にして、まあ無理やりにこれ一本にしたんです、たしか。そう思っているんです、私は。無理やりにえさを肥料の方にぶつてしまつて、いまになつてみて私はこれは大変問題になるんじゃないだろうかという気がするわけなんですよ。そういう面についての御検討をなさつていらっしゃるのか、あるいはこれでいいと思ひになつていらっしゃるのか、その点をお伺いします。

○政府委員(澤邊守君) 御指摘のような経過で、それまで別個の機関でございましたのを統合した経緯はあるわけですが、技術的に共通する部分もございまして、機構全体の合理化の一環としてそのような措置をとられたのでございます。今後、先ほど申しましたように、人員の面におきましても、機器、設備の面におきましても拡充をしていかなければならないということでございまして、当面、現在の組織を前提として拡充に努力をしてみたいというふうに思ひますが、将来の問題としては、運営の実態を見まして、御指摘のような点も検討をしてみたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 それからもう一点ですね、私はこの東京肥料局、それから名古屋、福岡、大阪、そして仙台、札幌と六カ所あるわけですが、その六カ所がそれぞれ独立をして、そして畜産局と農蚕園芸局につながっているという形になっているんです。

〔理事小林国司君退席、委員長着席〕
それでかつこうは、農蚕園芸局に所属しているわけですね。畜産局じゃないんですね。これはやりにくい点も大変あるだろうというふうな感じがしますがね。それは一応おきます、細くなりますから。

問題は、肥料検査所の格が大変に低いということですね。少なくとも私は、東京の肥料検査所、これはやはり部長制をしくべきだと思ひますよ、部制を。それで所長なんかも一等級上げてやらなければいかぬですね。部長ついたり、課長ついたりせなければいかぬと思ひます、これ。というのは、これはこれから一層化学関係の専門職、それから獣医師、そして薬剤師、こういう人たちがどんどん入つてこなければいけないです。そうしないと、大変不安感を与えます。いまもいらつしやいますけれども、もっともつとそういう意味の専門職というものは入れてこなければならぬという場合に、いまの組織というのはそういう形になつていないわけなんです。単に一般的機関としての――まあこれは果にある機関よりまだ小さいですね、組織としては。だからここら辺が、東京なら東京は、ブロック、ブロックを取り扱っているわけですから、これだけの大きな仕事をやるのにこんな組織ではお恥かしい。ですから、そういう面も含めて検討してもらいたいと思ひます。活気を与えてもらふことには、せっかく法律はつくつたけれども、大変に苦勞することになりますよ。

それともう一つ、この間私ちょっと言ひ忘れたんですが、同じ畜産局長ですからついでに補足して追加しておきますが、動物検査所、これ、動物検査所というのは、これは獣医師がいっぱいいるんですよ。まあ待遇が大変悪いわけだ。大体出張所に皆おるわけ。出張所長というのは四等級ですよ。出張所長にならぬ以上は四等級になれぬわけだ。これは大変な問題だ、これ。統計の出張所と食糧の出張所と同じような体制になつていられるわけですよ。それでまあ統計や食糧の人たちが皆同情しているんですよ、いやあ、かわいそうなのだよ。これは幾らやってもわれわれ四等級になれないんだと。てなわけですから、動物検査所の問題についても、これはそういう面の配慮が要るんじゃないですか、絶対要るです、これは。もうやつてもらふことには、この次はほくは具体的

な資料挙げてやりますよ。これおかしな。それで、その二つについて局長の答弁をいただきたい。○政府委員(松元威雄君) 前段の問題は肥料検査所、農蚕園芸局が一応まとめておりますもので、それから、私から答弁させていただきますが、現状では、ただいまお話のようで、全体の資金の影響の問題もございまして、東京の所長の格づけの問題とか、あるいは部制の問題という御指摘があったわけですが、特にこれは飼料関係の業務量の増大、さらに専門的な技術と申しますか、そういうことを備えた人の充実にいうことを含めての御質問かと存するわけでございしますが、現状では、東京の場合でも、人数の問題とか関係する業務量の関係からいたしましてなかなかやはり格上げはむずかしいわけでございします。が、今後、確かに御指摘のように業務量がふえて、量質ともにふえてくる。そういう場合には、これはやはり機構も含めて格づけの問題等につきましても、検討しなきゃならぬというふうに考えるわけでございまして、現状のままで、なかなかこれはいまの全般のバランスがございましてむずかしいと思ひます、今後の業務量との見合いで検討してみたいと考えております。

○政府委員(澤邊守君) 動物検査所の所長以下家畜防疫官は、海外からの伝染病の侵入を防衛するという非常に技術的にも高度なものを要します重要な使命を持っておりますので、その処遇の改善につきましては今後とも遺漏のないように努力してまいりたいと思ひますが、具体的には等級別定数枠の確保、その他勤務条件の改善につきましても関係方面とも十分協議をいたしましてできるだけ配慮してまいりたいと思ひます。現在、所長で申し上げると本所長が二等級、支所長が三等級、出張所長は四等級というふうな格づけになっておりますけれども、人員も毎年ふやしておられますので、それらの実態に合った格づけにしたいと思ひます、今後とも努力をしてみたいと思ひます。

問だけ。先般九日、十日のひょう害の視察に行つてまいりましたので、一言だけ大臣並びに関係部局の意向をたゞしておきたいと思ひます。
実はその一つ、群馬の昭和村というところへ参つたんですが、ひょう害のはかに集中豪雨を受けまして、単に生産物、農産物をやられたことだけではない、かなり膨大な農地が流失被害を受けておる、こういうことであります。こういう災害についていろいろと手だてがあることは一応わかつておるわけですが、特に地元の人たちが非常に心配しておることは、この村が非常に珍しい農村で、農家戸数の八割までが専業農家をやつておるという農村です。特に開拓地が多くて、赤城山の火山灰土等が多くて非常に弱いところで被害を受けたわけなんです、専業農家が八割あり、その大部分に後継者がびたりと居座つておる、こういう農村であり、ぜひともこれを復旧して続けていきたい。ただ非常に貧困な村で、今回受けた被害は村の当初予算総額八億のところへ約二十億の被害を受けておる。こういうような村なので、農産物の被害等々については、それぞれの筋向きの御援助をいただきたいと思つておるが、農地の復旧だけはぜひひとつ国の方で本格的にやつてもらいたい。

私も実は、先般農振法の一部改正等も審議していたので、これからの農業の方向で農地がいかに大事かと、有効に使うかという基本的な姿勢が確立されたばかりである。しかもそうした農地が流失した農地をとてこれは自己負担ではやれないし、さればといつて村でも、わずかに七億の村です、当初予算は。こういうところなので、ぜひひとつその方向について全面的な協力を願うというところをお願いしておくと、こういう話をしてきたわけですが、明日後日、災害特別委員会でもやるわけですが、当日はたまたま農水もまたお開きになって大臣もどつちへ出席になるかわからない、こういうことでもありますので、特にこの際、大臣並びに関係部長の温かいお答えをいただいております、このように思ひます。

○栗原俊夫君 法案の質疑に入る前にちょっと一

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今回の豪雨あるいはひょう雪等によりまして全国では相当な被害が統出をいたしまして、これに対しても農林省としてその対策を急いでおるわけでありまして、いま御指摘がございました群馬県昭和村につきましても、農林省としても十六、十七の両日にわたりまして係官を派遣をいたしまして、復旧計画につきまして調査をするともに、その指導をいたしておるわけでございますが、この災害に対しましていま栗原さんのお話のように、やはり農地の復旧というのが大変大事である。特に専業農家が多いわけですから、農地の復旧は非常に大切なことであるということも私もそのとおりだと思っております。この農地復旧に對しましては、御存じの農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律があるわけでございます。この法律に基づきまして、農地復旧を急いで行なうべきならぬわけでございます。せつかく御質問を受けたわけでございますから、査定を急ぎましてこれが対策を早急に進めたいと考えておるわけでありまして。

○栗原俊夫君 お話はわかりました。現地の人たちにも非常に前向きな温かい気持ちでやるから心配せずに元氣よくやれと、こう答えておいてよろしくございませう。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 災害で苦勞されておる現地の復旧は一日も早く急いでやらなければなりません。いま御質問のとおりのお気持ちで対処いたしたいと思ひます。

○栗原俊夫君 ありがとうございます。現地の人たちにそのように伝えますからひとつよろしくお願ひいたします。

それでは法案に関連した質問に入りますが、本日午前参考人のいろいろ話を聞きまして、これはどうもなかなかわれわれ素人もびっくりするような気持ちに実はなりました。かねがね少しは安全性についてと考えてはおりましたけれども、きょうの参考人の話を聞いて、ある意味では冷や汗が出るほど実はびっくりするような話を聞か

ていただきました。ただ問題は、農業基本法の中で日本の食生活が変わっていく、米麦中心から畜産の方へ大きく方向を変えていく。こういう大転換があつて、その路線で日本の農協も進んできたわけでありまして、今回そういう畜産物のえさの安全性というものを本格的に取り組む。こういうことはいままでだつて無論、畜産物は食料の一つであつたのですが、いよいよ本気になつて畜産物を食料として位置づける気持ちになつたのだと、こういうような感じがいたします。

そこでお聞きしたいのは、畜産物を日本の食糧の大きな一つの柱としてやっていくという、こうした基本的な立場をとる限り今後、畜産について、穀物食糧と畜産物との関係をどうなぐあい位置づけていこうとするのか、この点についての一つの展望といひますか、考え方をひとつ述べていただきたい、このように思ひます。

○政府委員(澤邊守君) わが国の食糧全体の需要の中で畜産物がどのような位置に位置づけられるのかという御趣旨の御質問かと思ひますが、先般、閣議決定をいたしました昭和六十年を目標といたします畜産の長期見通しにおきまして、畜産物につきましてはそれぞれ需給の見通しを立てたわけでございますが、御承知のように、従来のテンポで今後とも需要が伸びるというところまでは、今後安定成長に経済全体の運営が変わるといふ前提に立ちますと見るわけにはまいりませんけれども、畜産物の中では依然として着実に、最も需要の伸びる部門であるといふふうにおれわれは考えておりますので、牛乳につきましましては、たとえて申し上げれば四十七年度の基準年次に比べまして、六十年度は五五%ばかりの、国内生産を、消費の増大に對しては伸ばして、また肉類につきましましては総合で約五八%生産を伸ばしていくといふようなことを考えておるわけでございます。自給率について申し上げますと、牛乳につきましましては九四%、さらに肉類につきましましては牛肉以下それぞれ若干違いはありますが、総合で九四%といふような国内自給率を目標にいたし

まして着実に増大します需要に對した国内生産をできるだけ確保していくといふ考えに立つております。

○栗原俊夫君 そこでお尋ねするのは、これはそれだけの関係した向きに利害関係があるから少し問題を醸すかも知れませんが、全体的に食糧が足らない方向に向かつておる、そして、日本国内の食糧自給率はきつめて低い。これをなすべく自給率を上げていくといふ中で、もちろん確かに、畜産物は嗜好に合つた、それは栄養価も高い、食料であるには相違ありませんけれども、少なくともそうした畜産物をつくるには、一般穀物をその生のままで食べるよりも八分の一に集約されると、こう聞いておるわけです。肉類その他畜産物にすれば八分の一になると。そういうようなあり方がどういふぐあいに受け取られるのか。そして一方では、米は過剰であるからまだ生産調整をしないと、こういうようなこと。こういう取り組みが、どうもよくわかりました、となかなか理解しにくいのですが、この辺の、食糧全般足らぬ中で米は過剰であるから生産調整をする。畜産物ももちろん、畜産を勧めてきていくのですからこれを盛んにしていくことは結構だけれども、その飼料の主力をなす穀類は、畜産物にすれば八分の一に集約されると、こういうようなものをどなんぐあいに受け取らうか、こういうものか、この辺をひとつわかりやすく納得のいくように御説明をお願いいたします。

○政府委員(澤邊守君) 畜産の振興を図りますためには、どうしても飼料の安定的供給を確保するといふことが基本的な条件になるわけでございますが、先ほど申しましたような畜産物の生産を伸ばすためには、その基盤をいたしまして飼料の需要は、T・D・Nという単位に換算をいたしまして現在の——現在の二二二五万トンに對してあります四十七年度の二二二五万トンに對しては二千九百八十七万トンぐらゐにふやすと。約五割近い需要が伸びると。それに対応いたしました国内で飼料を供給するということになりますと、

特に御指摘ございました飼料穀物等につきましては、なかなか国内で生産をふやすということには非常に困難でございます。したがしまして、私どもの考えをいたしましては、けさほどの参考人の話もありましたように草食動物でございますので、これは国内の草資源を開発する、あるいは既耕地に飼料作物を、たとえて申し上げれば水田裏作——現在においております水田裏作にも麦と並んで飼料作物を導入するといふような形で、既耕地に飼料作物を付していくことによりまして粗飼料の、草なり飼料作物を中心とした粗飼料の国内供給を、国内資源を開発することによつてできるだけ高めていくことに努力をする。そのためには公共事業を初め各種の生産対策が必要になるわけでございます。

ただ、濃厚飼料、配合飼料を中心とした濃厚飼料につきましましては、その大宗でございますトウモロコシとかコウリヤンといったようなものが中心になる、あるいは大豆が中心でございますが、これは国内でそれらの作物を増産するといふことは土地利用の競合の面あるいは生産性の内外との格差の面その他種々の条件を考えますと、国内で大いに増産をするといふことは現段階においては非常にむづかしいといふふうに言わざるを得ませんので、濃厚飼料原料をいたしましては、麦類につきましまして食料と並びまして飼料用麦を水田の裏作等を活用することによりまして丸麦にいたしまして、六十年で約三十万トン程度の増産を期待したいといふふうには考えておりますけれども、その他の濃厚飼料原料につきましましては、国内でこの際増産に踏み切るといふのは非常に困難であるといふふうに考えております。したがしまして、これらは海外から安定的に輸入をするといふことに重点を置いて考えていくべきではないか。そういうことになりまして、輸入先多元化の問題あるいは長期取り決めの問題あるいは輸入飼料穀物の備蓄の問題等が具体的な施策として必要になるわけでございます。

そういう意味で、お尋ねがございました人間が穀物を直接採取する場合に比べて家畜の腹を通して穀物を採取する場合には、肉なり卵という形で採取する場合には八倍のエネルギーを要するということとはよくオリジナルカリというような観点から言われておるところでございますが、この点につきまして私どももいたしましては、中小家畜を中心としたしまして、もちろん一部大家畜も使います穀物を中心としたしまして濃厚飼料原料につきましては、麦の一部を除きまして主として海外に当面依存をしていくという考えでありまして、国内の生産します穀物を直接食品として採取する、それが家畜のえさになる場合の競合という問題は直接的にはそれほど考える必要はないのではないかと考えておるわけでございします。もちろん飼料作物あるいは牧草でありまして、これは穀物をつくった方がいいんじゃないかと、こういう御議論もあらうかと思ひますけれども、現在やっておりますような草地造成等は、これを米麦等がなかなかできないような場所において栽培をしておるといふ場合も多いわけでございします。他方また競合する場合でございしても、国内におきまして飼料基盤をできるだけ拡充をして畜産物の国内生産をふやしていくというように要請からいたしますれば、そのような考え方が許されるのではないかと考えております。

○栗原俊夫君 先ほど同僚鶴岡君からも話があったわけですが、国内で自給するといえはやはり麦である。特に水田裏作が中心になって考えられると思うのですけれども、これは単に飼料としてばかりでなくて人間の食糧としても米が過剰きみにあるという際には、やはり小麦の消費というものが大変入れかわつておるわけですから、これはやはりある意味においては価格関係というものが大きく作用して、まあ米と麦を同じ値にしたらそれではどうなるかというふうなこともなりましよう。そういうことを考えるときに、人間の食糧、そしてまた濃厚飼料としての裏作の小麦、こ

ういうものを自給にウエートを置くのか、経済主義にウエートを置くのかというところで大変いき方が変わってくると思うんです。やはり自給することが本当に大事なんだと、ぜに金の問題じゃないんだと、こういう立場をとれば、これはおそろくいままでつくつておった水田の裏作というものは一斉に再開されるのではないかと私は思うんです。実際において、そろばんに合わせぬからといって裏作は放られておるんですからね、実際において、つくれないからつくらないんじゃないかと、つくっても引き合わないからつくらないでおるわけなんです。そういう点を考えますと、一人人間の食糧問題もあり、一方、畜産の濃厚飼料としての小麦の国内生産の問題もあり、これらを経済主義と自給と両方相まっていけばいいんだけれども、どっちへウエートを置いてこれを本当に推進しようとおるのか。これはなかなかこれはからの農政の大きな一つのやっばり分岐点になつてはせぬかと思うんですけれども、この辺はどうですか、安倍農林大臣。

○國務大臣(安倍農林大臣) 私は、やはり農政の基本的な課題は、国民食糧の確保だと思ひわけでございします。そうした観点に立てば、国内におきましてはいろいろと資源的な制約はあるわけでございします。またまた自給力を高めていく余地はあるというふうなことを考えてございします。いまお話がございましたように、たとえばこの裏作の利用というふうなことにつきまして、最近までは非常に裏作の活用は減退を続けてきたわけでございします。完全にそういう裏作利用という面は残つておるわけでありまして、そうした面でも、制約された資源の中においてやはり可能な限りの自給力を高めるという措置は、これはもうわれわれはとつていかなきゃならぬわけでございします。それを行うにつけても、いまお話がございましたように、やはり農民にとりまして生産意欲がわく形で農業に取り組んでいただくかなきゃならぬ。したがって、やはり引き合ふ農作物の価格というものも、あるいはその他の対策というものも

やっばり講じなければ農民に対応していただけないわけでございます。私たちは、まず第一に自給力を高めようというところに主眼を置いて積極的なやはり表なら表の増産対策というものを進めていく。そして全体的に見れば幾ら増産をしても資源的な制約があるわけですから、麦についてもたとえ国内における消費の増加、特に畜産の今後の発展というものを考え、また畜産物に対する需要の増加というものを考えますと、制約された資源では幾らつくつてもなかなか需要に対して供給することができないわけでありまして、これはやはりその足らざる分については外国に依存せざるを得ない、飼料穀物等は大半はやはり依然として外国に依存せざるを得ないという形は続いていくと思ひわけでございします。が、そうした中にある可能な限りの増産というものは、これはやはりただ単に経済性ということのみ考えないで、国民食糧の確保という今後の民族の大きな見地に立つての農政というものを私は推進していくべきだ、こういうふうなことを考えてございします。

○栗原俊夫君 明後日は米麦にしばって当委員会を開くらしいふうですから、そこでごちやう議論をしてもらうわけでございしますけれども、先般も食糧の農業とは何かとの質問を大臣にして、それは少なくとも農業労働力が他産業並みに評価される、評価に基づく農産物価格の設定、こういうことを私は主張しておつたわけでございします。まあとにかく水田があつて、表では米をつくり、裏では麦をつくる。まあ一期のところは別として、その他そういうことが行われてきたわけですよ。しかし、MSA小麦の輸入から始まってどんどんどんどん麦は減つていく、七〇%も自給しておつたものが一〇%を割り込むというふうなことになる。消費はあるんだけど、海外から入れた方が安い、こういう形の下へ農民は追い込まれておるわけですからね。ひとつやはりそうしたいいろいろな事情もあることもわかりますし、また、経済的な問題のあることもわかりますけれども、やはり事

食糧ということとは、何といつても自給が一番基本である。先般も菅原さんが本を書いて送つて来てくれました。恐らく大臣も読んだらうと思ひますけれども、食糧を自給することこそが一番基本の問題だというふうな議論を展開しておるんですが、ひとつそういう点でぜひ毅然たる態度で農業の基本的な路線を敷いていただきたい、このように思ひます。

そこで、これは畜産局長にお尋ねするんですが、基本農政の始まった段階で畜産三倍と指導したときに、畜産それ自体を非常に農民に受け入れやうと、金がなければ金を貸す、小頭羽経営では食えなければ多頭羽経営になれ、金がなければ貸してやる、こういう形でさつさと持ってきた。このとき、これと見合つてえさは一体どういう段取りをしておつたのか、そのあたりの事情をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(澤邊守君) 基本法ができた当時の考へといしまして、御承知のように需要の拡大するものを中心としたしました農産物の選択の拡大というふうな目標が当時考えられておりました。畜産につきましても生産対策あるいは経営技術対策、資金対策等、各般の対策をその後も種々講じてまいつたわけでございします。畜産の増大に伴ひまして飼料需要ももちろん拡大をしていくというところが前提でございしましたが、当時としては、現在のよう膨大な海外に対する飼料の穀物原料の依存ということは恐らく当時としては想定をしておらなかつたというふうに思ひます。と申しますのは、畜産物の消費自体が当時予測いたしました以上に急速に伸びております。それに必要な飼料資源につきましても、国内の国産資源等の開発あるいは麦等の飼料化につきましてもある程度、いま細い数字は持つておりませんけれども、当然国内の資源を活用するという考えでございました。現在のよう飼料穀物、特に濃厚飼料の原料である飼料穀物あるいは大豆等につきましても、ほとんど全面的に海外に依存をするというふうなところまでは恐らく想定をしていなかったの

ではないかと思ひます。

○栗原俊夫君 先ほど参考人からいろいろお話を聞きました中で、協同組合の河田さんからは飼料を供給する側の立場に立っているという話がありました。これに対して八竹さんやあるいは高橋さんからは、かなり配合飼料の中へ混入される添加物等についていろいろ心配があるというふうなお話がありました。率直に言つて、われわれしうとです。これは一般の国民大衆が全くわからぬと思ひます。

そこで、具体的には一体どうなのかと、配合飼料というものはどんな調子でやられており——普通は濃厚飼料といつても穀物が中心である。一体どんなものが加えられて、そしてその中で危険なものがあるのかないのか。こういうこと等については、もちろん農林省が責任を持って監督をし、今度改めて法律をつくつてまでもいろいろと規制してくれと、こういうことになつてきたわけなんです。が、こういう法律をつくらなきやならぬというところは、危険なものがあるからつくろふんだと、しるうと考へてはこう思ふんです。これは、全然危険なものがあるならばこんなものをつくる必要がないので、危険なものがあるからこういう法律をつくつて規制しよう、といううんだらうと思ふんです。その辺をひとつ、これは栗原俊夫が聞いているんだけれども、一億一千万日本国民が聞いているんですから、安心できるようなひとつ説明をしてください。

○政府委員(澤邊守君) 畜産がだんだん伸びてまいりまして、具体的には飼養規模が非常に大きくなる、また非常に集団的な飼育をするというふうな形になつてきておるわけでございます。御承知のように、ブローラーならば平飼いで相当多数の羽数を畜舎の中に密飼い——人口じやございませうが、非常に稠密に飼つておるといふようなことで、また養豚につきましても同じような傾向が出ておりますし、鶏、採卵養鶏ならばケージ養鶏といふことで、ああいうかごの中で一羽ずつ飼つて

いるとかいふことで、非常に人工的にコントロールした環境の中で飼つておる。その意味では自然のままだけで飼つておる。そういうことがございまして、一たん何か病気が発生した場合には、かなりそれが一気に爆発的に伝播するおそれがありますし、あるいはまた、そういう人工的にコントロールされた環境で住んでおられますので、ストレスが出るというふうなことで、ある意味では生産の能率を上げるためにいろいろやっているわけでございますけれども、半面そういう危険が出てまいっております。したがって、それに対応する種々の天然の飼料原料のほかに各種の添加物を使つておるというところでございす。典型的なのは抗生物質等の抗菌性製剤物質と言われるものでございまして、これは成長を促進するとかあるいは疾病を予防するとか、あるいは飼料の効率をよくするとか、種々のことをやっております。完全に究明されてない面もありまして、けれども、とにかく、これを添加することによつて非常に能率がよくなるというところは間違いないし、特に幼齢期に病気が発生しないというふうなメリットがあるわけでございます。そういうことをやつておるわけでございます。それらが飼料添加物の中心でございまして、そのほかには、これはミネラルとかビタミンとか、アミノ酸とか、天然の飼料原料では栄養が必ずしも十分でない、それを補充する意味で添加するというものもございまして、あるいは防カビ剤とかあるいは酸化剤とかいふような、品質が保管中に低下するのを防ぐために、またカビが発生しないとかいふようなですね、そういうことのために添加するものもございまして、それら目的は種々ございしますが、現在百六種の添加物の添加を行政指導によつて認めておるわけでございます。これは昭和四十五年に飼料添加物公定書というのを定めまして、法律にはそのようなことを定めて強制するといひますか、規制する根拠を持つておりませんので、行政指導としてやつておるわけでございます。

料そのものにつきましても、特に安全性の観点から必要なものにつきまして、成分の規格とかあるいは製造、保管、使用あるいは表示の基準というものを決めまして、それによつて行政指導による規制を加えておるわけでございます。それは、ただいま申しましたように、主として安全性の観点から加えておるわけ、それらの添加物は非常にうまく使えばいいんですが、適正に使えば非常に効果があるわけでございますけれども、半面、そういう抗生物質等その典型でございますけれども、使ひ方の適正を損いますと、不適正な使用に流れますと有害畜産物を発生すると、有毒あるいは病原菌が発生するとかいふようなことがございすので、そういう適正な使用を行うことによつて畜産物を通ずる人間の安全性を確保するため、そのような公定書を定めて規制をしておるというところ、それからもう一つの安全性の観点、人間の健康には必ずしも直接関係はないけれども、その飼料を給与することによつて家畜に被害が及んで畜産の生産を阻害するといふような、人体とは関係ないけれども、家畜そのものに被害を及ぼす。けさほどちよつと議論があつたかと思ひますが、ダイブといふものはそういう性格のものであるかと思ひます。そういうような家畜に対する安全性、人の健康に対する安全性と、二つの観点から先ほど来申し上げておりますような飼料添加物についての規制を行政指導としてやっておりますが、これは何と申しまして、行政指導といふことでは徹底をいたしませんので、これをしっかりと法律に基づく規制に切りかえていきたいというのが今回の法律改正の第一の主要なねらいでございます。

その際、飼料添加物につきましては、けさの参考人の御意見にもいろいろありましたように、種々やっぱり規制をしていくべきだ、余り使い過ぎると、幾ら畜産の振興といひますか、家畜の肥育効率をよくするとかいふいろいろなために使つておるとしても、それは人間の健康に対して非常に不安があるんじゃないかといふような関心が御承知のように非常に高まっております。したがって、私どももいたしましては、飼料添加物につきまして、現在約百六種のものにこの法律を施行いたしますまでもう一回総点検をいたしまして、一々全部、栄養効率といふことと合わせて安全性について改めて検討して、特に使わなくても何とかなると、環境をよくすることに必要ないものも使わなくても済むじゃないかといふようなものもあるかと思ひますし、あるいは非常に有用性はあるけれども、半面、安全性については心配をすればかなりまだ心配が残るというふうなもの、これはけさほどお話がありましたように、耐性菌と申しまして、ストレプトマイシンでも人間に何度も使つておればそれに抵抗力のある菌が出てくるというふうなお話がありましたけれども、人畜共通の抗生物質を使つておるものがございます、飼料添加物として。そういうものが家畜にも使へ人間にも使へ。しかも、その菌が家畜から人間に移行することもあり得るわけですから、こういうものが耐性菌を発生する恐れが非常にあるわけでございますので、人間のために大事な抗生物質は残しておくといいような観点から、家畜の方はできるだけ使わぬようにしていくというふうなことも、そういう観点も含めて再検討いたしまして、できるだけ最小限度にした上できちつとした規制をしていきたと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○栗原俊夫君 けさほどの参考人のお話は、どこまでも人間の食料として人間の体に危険のあるもの、ある恐れのあるものについては、安全性が確認されるまでは御遠慮願ひたいという主張がありましたし、私もそういう意見を持つ一人です。先般、環境の委員会でも中性洗剤、合成洗剤についていろいろ議論が展開されました。有害だといふ証明はまだないけれども、安全だといふ証明もまだない。そして、一般には危険を感じておるといふ段階のものについては、というふうな問題があるわけですが、おそらく、この問題にもそういう段階があるんじゃないかといふような感じがし

ますね。実際に、人体にまでこのとおり危険なんだよ、ということが出てしまつて、ほうつておいたのでは、これは大変だと思つたので、そういう点についてはやっぱり厳しく臨んでもらわなきゃならぬ。このように思いますが、これらについての姿勢はどんなぐあいでございますか。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねの件につきましては、今回の改正法案の第二条の六、「有害な物質を含む飼料等の販売の禁止」という規定がございますが、その中で三号載つておりますけれども、そのうちの最後の第三号に「使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料」につきまして、資材審議会の意見を聴いて、農林大臣は販売を禁止することができるといふ規定を新たに設けております。これはただいま先生がおっしゃいましたように、無言であるという確証がないもの、ここでは有害でない旨の確証がないということでございますが、要するに、そういうものは仮に有害だといふことがはっきりわからなくても販売を禁止していくという考えでございます。いわば疑わしきは罰するといふやり方で臨んでいくという趣旨の規定を入れております。けさはとも参考人から、二人ばかりから御議論がございました。石油たん白につきましても、SCPの中に入る石油たん白飼料につきましても、これまでの経過で一時は安全性は大丈夫だといふ意見もあつたわけですが、国民的に非常に関心が深く不安があつたといふことで、現在販売を行政指導として認めておりません。これは現在法的には禁止はできないわけでございますが、今回はただいま申し上げました二条の六の第三号に基づきまして、石油たん白飼料につきましても、これは有害でない旨の確証がないといふことで販売を禁止していくという考えでございます。もちろんSCPの中におきましても、いろいろなものもございますので、これらにつきましても、有害でない旨の確証を得られるものもござい

ますから、そういうものは認めていくことが考えられますけれども、石油たん白につきましても、確認が得られたという段階でございせんし、国民的な合意も得られておりませんので、この法律が施行されるときには、第二条の六におきまして、もしそういうものが販売されれば禁止をしていくというような態度で臨む考えでございます。

○栗原俊夫君 濃厚飼料の主原料である穀類等は、主としてアメリカ方面から入ってきておるものでありますが、こういう単味飼料それ自体に、具体的に言えばアメリカでそういうことがあるかどうかかわりませんけれども、農薬を使つたとか何とかというふうなことで、単味飼料それ自体に危険性が感じられるというふうな場面が、あることがあります。

○政府委員(澤邊守君) 現在一番嚴重にやつておりますのは、けさはとも話が出ました落下生油が、これは海外から輸入しておるわけでございますが、これはアフラトキシンという一種のカビ毒によつて発がん性ありというお話でございます。これにつきましても、基準を設けてアフラトキシンの含有量の限度を設けて一ppm以下といふことで基準を決めておまして、輸出国におきまして相手国の検査をロットごとによつてもらつております。それからわが国へ入港した場合も、現在は財団法人の日本穀物検定協会というのが各ロットごとに全部検査をするといふことによつて、一ppm以上のものは全部廃棄をする、飼料として使わないといふような規制をいたしております。さらに、農薬につきましても、特に輸入のものにつきましてもBHCが問題になるわけでございますが、これも基準を決めておまして、これは全量やつておるといふわけでは、現状ではございせんけれども、ときどき検査をいたしまして、抜き取り的に検査をいたしまして、それを超えらるものがあれば禁止をする、これはあくまでも行政指導でございます。これを今度二条の二に基づきまして基準、規格等を決めますれば、こういう問題につきましても法的な措置として規制をすることができるようになるわけでございます。現在やつておりますことは、そのようなことで、主

として行政指導として実施をしておるわけであり

ます。

○栗原俊夫君 現在は、海外から輸入する飼料で、単味のほかに、いわゆるまぜた飼料の輸入というものは、入れない制度になつてゐるのですか、具体的にそういうものはないという状態なのですか。

○政府委員(澤邊守君) やはり配合飼料と申しますのは国内の畜種にもよりますし、それから飼養の形態、あるいは発育段階あるいは環境によつて違ひますので、やはり日本にありまして、日本で製造されております配合飼料は一番日本向けの、非常にきめの細かい、銘柄の非常に多い飼料でございます。その中で、また、わが国の配合飼料技術というものは非常に進んでゐるという現状でございます。で、海外からは一切入っておりません。

○栗原俊夫君 聞くところによると、サンブル的に中国から少しく入つたとかいふような話を聞きましたけれども、そういうものはありませんか。

○政府委員(澤邊守君) 私自身がいま聞いておりませんし、ただいま担当の課長にも聞きましてけれども、聞いておりませんと言いますので、もしあれでしたら調べてみたいと思ひます。

○栗原俊夫君 今後の家畜飼料を充足していく、基本的には国内自給をできるだけ伸ばしていく。しかし、これはどうしても国内自給がきつ切れないことはわかり切つておつて、海外に依存しなければならぬ。しかし、輸入先を一つに偏ることなしに広げていく、こういう立場をとるときに、私も実は中国へ何回か行きまして、相手方といふ話もしてみましたが、アメリカ一辺倒でなく、より広く飼料を求め、こういう方向で話を進めたらどんなものかなといふような感じを持ちました。こういう考え方について御所見があつたら承りたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 中国からの飼料輸入の問題でございますが、私も先ほど申しましたように、濃厚飼料原料は穀物あるいは大豆、それから製品になります大豆油かすを含めまして、国内

で増産をするといふことは、なかなか現実的でないといふことを申しましたので、海外から安定的に輸入するといふことに重点を置いてゐるわけでございますが、海外から安定的に輸入する手だての一つといたしましては、やはり輸入先を多元化していくといふ考えが必要になるかと思ひます。余り特定の国にのみ大きく依存するといふことは、その国の需給の変動等によりまして受ける影響が大きいわけでございますので、なるべく分散をするといふことが望ましいわけでございます。そういう意味からいいますと、現在、主としてアメリカに依存してゐるわけでございますが、特にこの二、三年来世界的な穀物の生産の不安定といふことがございまして、一層アメリカに依存率が高まつておりますが、これは当分の間はアメリカからの依存率を大きく減らすといふことはまいらないといひましたけれども、できるだけ輸入先を多元化していくといふことが必要だと。そういう点からいいますと、中国からの飼料原料の輸入といふことは、昔はかなり輸入したといふことも聞いておりますので、また非常に近接したところですから、輸送上も非常に便利である。輸送については変わらぬといふ点からいひますと、可能であるならば輸入をふやしていくといふことは望ましいことだと思ひます。

ただ現状は、中国からの飼料輸入はトウモロコシ、ふすま、大豆油かす、ビートパルプ、アルファルファミールなどがございまして、数量的にはきつめて少なく、最も多いトウモロコシですら年間約六万トン程度という数字にとどまつてゐるわけでございます。トウモロコシ以外を含めましてわが国の全飼料の輸入量に占める比率は一%以下といふことでございます。まあ、他方われわれが聞いておるところによりますと、中国自身がつウモロコシについて一部をわが国等に輸出している反面、中国自身が他の国からかなり輸入しているといふふう聞いております。アメリカを初め多いときには二百万トン近い輸入をしてゐる。百万トンをやっと下つたところの輸入は

ては変わりはないんですか、これはどうなんです
か。栄養成分が同じであれば、それを組み合わせ
る配合飼料の内容はどういうものであっても、同
じ効果が出るんですか。組み合わせによって栄養
成分が同じでも違う効果が出るんですか、家畜に
よっては。その辺はどうなんですか。

○政府委員（澤邊守君）　ずっと突き詰めてみま
すと、細かい点あるいは差異が全くないとはでは
申し上げませんけれども、大体主要な成分につき
まして同じでありますれば、農家の実際に使用す

す。

○栗原俊夫君　まあその辺がちょっとね。同じまあ栄養価があれば、牛の肉を食っても、豚の肉を食っても、鳥の肉を食っても、魚を食っても同じだということになるのかどうか。その辺が一つわからぬのですが、まあ先ほど、審議会の方で十分研究されるそうですから、しっかりした結論を出してもらいたいと思います。

これは最後に、私がつての農協の指導者であつた一樂さんと中国へ行った帰りに一樂さんいわく、人間の食ひ物を金もうけの対象にしてはならぬ、投機の対象にしてはならぬといふことを一樂さんがおっしゃいましたけれどもね、全くいいことを言つてくれたと思ひました。と同時に、やつぱり農業基本法で畜産三倍と言つて本格的に畜産を推し進めたときに、生き物を飼つて、そのえさを余り金もうけの対象にされては困ると思つたんですよ、これは。そこで海外から輸入するのはこれは商社がやるでしうけれども、その後の流通過程というものは、余り金もうけで左右されない

ようなやつぱり流通段階をつくらなければいけません、こう思うんですけれども、この点についてはいかがです。これは大臣から。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まあ飼料、穀物等に
つきましては、外国から輸入する、その場合は、
商社がやるわけですが、外国の農産物そのものが
たとえばシカゴ相場とかなんとか言われますけ
ども、毎日毎日変わつておるといふことで、非常に外

国でも投機的な要素があるわけでありまして。それを高いとき買って安くなるところで高く売る。安いとき買って高く売るといふようなことになって、これがまた非常にわが国の畜産の安定というものに對して問題が出てくるわけでありまして、まあわれわれ農政の立場としては、非常に高いときに買った農産物の影響が畜産の経営等にあらわれないように、たとえば飼料につきまする基金制度等も充足をいたしまして、高く買つても財政的にこれを補てんをして、そうして農家には安定した価格で飼料供給する。こういうことで現在進んでおるわけでありまして、私は、今後とも、こうした飼料等についての安定したやり生産者に対する供給というものは、制度的にもあるいは行政の面においてもこれを進めていかなければ、畜産の安定した発展というものはあり得ない。そういう観点に立つて今日までやっておりまして、今後ともこれは強化をしていかなきゃならぬと考えておるわけでありまして。

○栗原俊夫君 ひとつ人間の大きな食糧の部分を担当する畜産、そのえさについて、ひとつせひ安全を確保すると同時に、安定価格、安定供給という線をきっちりと固めてもらう、このことを強くお願いして質問を終わります。

○原田立君 前回の委員会においていろいろお尋ねしたいことがたくさんございましたが、時間の都合もあり、半分ぐらいいしかお聞きできませんので、前回に引き続き問題点をお尋ねいたします。

初めに、休業飼料の件であります。前回の委員会でもお聞きしたのでございますが、再確認の意味もかねて伺いたしたいと思います。前回指摘したことでありますが、末端の農家では休業飼料の使用が不徹底であるということでありまして、これは、実際、各農家を回り、足で調べた結果をもとにして、この法案が改正され、即ち施行されるのは半年も一年も先のことになる、即ち時施行ではありせんから、そうしますと、実際徹底されているかどうかという実態調査、もし守

られていない場合の再徹底の方法について、いつごろ調査し再徹底をはかるのか、具体的にお伺いいたします。

○政府委員(澤邊守君) 昨年の十一月から、抗生物質等につきまして追加しないように休業期間を設けて、その間はいわゆる休業飼料を製造するようになり、行政指導で実施しておるところでございます。これにつきましては、私ももとしましては、所期の目的に近く実施されておるといふように把握はしておりますけれども、ただ御指摘のことは茨城県の例でございますけれども、御指摘のことでもございまして、末端農家の段階でございまして十分に行きわたっているかという点につきましては、なお不備な点があるいは残っておりますといふことは、われわれとしても認めざるを得ないと思っております。したがって、そういうこともございまして、今回法律改正によって法的な規制措置をいたしまして、休業飼料をつくらせる、その間は抗生物質を使わせない。そういうようなことを法律に基づいてやれるようにまあ法改正をお願いしているわけでございます。それに違反した場合に、もちろん罰則が適用されます。廃棄処分等もできることになるわけでございます。

ただ、具体的な規制方法といたしましては、現在出荷前五日間を休業期間、これはプロイラーなり養豚についてそのような休業期間を設けておるわけでございますけれども、出荷前五日間というようにすることはなしに、えさの切りかえ時、えさの切りかえ時を基準とする、といひますのは、たとえて申し上げますと、プロイラーでございまして、現在えさが途中で切りかわるわけでございます。前期用と後期用というところで、四週間ずつぐらいい七、八週で出荷いたしますので、ちょうど中間期間で前期用のえさとそれから後期用のえさに切りかえるわけでございます。私も現在は、休業期間として決めておりますのは、後期用のえさの中で出荷前五日間だけはその当該添加物の入っていない飼料をつくりなさいと、こういうことを言っておるわけでございますが、これを後

期用については全部使わないというようにすることにいたしますれば、えさの前期から後期に切りかわった後の後期には一切入れないというふうなことにいたしますと守りやすくなるというふうなことも検討をいたしております。そういう意味で出荷前五日間というのをもう少し延ばして、プロイラーの場合なら後期ずっと使わせないと、あるいは豚の場合で申しますれば三カ月半ごろから出荷まで使わず若豚用の飼料には一切使わせないと。五日間よりそうすると長くなるわけでございます。まあそういうような方法も考えて、実行しやすくまた確認も点検もしやすくなるというようにしてまいりたいと思っております。

なお、農家でどの程度励行されているかという点につきまして、品質改善実態調査を近くやつて調べてみたいというのを申し上げましたが、これは休業飼料をどの程度農家なんかで使っているかというのを、農家にアンケート調査をして早くに調べたい。これは八月にでも調査を開始したいというふうに思っております。それによって実態も把握した上で、できるだけ徹底するように対策を講じてまいりたいと考えております。

○原田立君 そうすると、いまの話は八月ごろには調査をしてそうして再徹底を図りたいと、こういうことでしたら、局長。

○政府委員(澤邊守君) 八月ごろから調査を始めたと思ひます。で、それによって実態を把握いたしまして、もし御指摘のような点があればさらに一層徹底方について努力をしたいということでございます。

たつても、実際は野放しということになりやしませんか。

○政府委員(澤邊守君) 実態調査はそのように八月から一、二カ月かかるかと思ひますが、実施をしたいと思います。その前におきまして、都道府県あるいは第一線の技術者を通じて、農家に對してさらに一層徹底するように、それからまた飼料製造業者に對しまして休業飼料を必ずその休業期間中はつくるようにというように指導を徹底することは、調査結果を待たずにやりたいと考えております。

○原田立君 使用状況の調査は当然のこととして、すでに私の知っているところによれば、全く守られていないという結果であります。通達が守られていない。これだけでも重大な問題であります。何らかの方法で再徹底されたい。いつからやるのかとお聞きしたわけでありまして、八月ごろから一、二カ月かけてやるということでありまして、やっぱり家畜、家禽の健康状態、あるいは人間に對する影響度等も考えれば、この問題はやっぱり決めたことはしっかりと実行するような方向で強力やつてもらいたい、こう思ひます。出荷前五日から使用しないという決め方についても、実は疑問があるわけでありまして。

先ほどは、私の質問以外の答で、ちよつとはみ出した答弁があったので、また改めて伺ひするわけでありまして、五日前から抗生物質の入っているその配合飼料は使わないということがあったわけでありまして、けれども、使用禁止の根拠は一体どこにあるのか。それから、残留性の問題等、学識者の間にも疑問のあるところでありまして、即時使用禁止というふうな持つていくべきではないかと思ひますが、どうですか。――要するに、局長、先ほどプロイラーは肥育前期に使つていいが、後期は使用しないようにするとか、――これは出荷三十日前ぐらいいにはなるそうでありまして、あるいは豚については、子豚のみ使用してよいが、若豚は使用してはならないというふうなお答えがあったでしょう。そんなような、この期間はい

です、この期間はだめですよ、こういうふうなところ、抗生物質については一部だけでも使用させるんだというんじやなくて、その危険性はいろいろと言われているわけなんです、先ほどの高橋参事の方の意見の中には、放射性物質あるいは骨髄炎の発生等もあるから、アメリカあたりでは禁止しているんだというふうな話もありました。だから、一部だけでも使用させるのではなくて、全面禁止、こういうふうな持っていくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 現在、行政指導でやっておりますことが本法改正案が施行されますれば、当然、法律に基づいてやるわけでございます。それまでにはもちろん、全添加物について安全性の観点を含めまして洗い直したいというので、その審議会の意見によって最終的には措置を決めたいというふうに考えておりますが、私どもの現段階の考えとしては、残留性につきましては五日間の休業期間を設ければほとんどないというところでございますので、現在、五日間という休業期間を設けているわけでございますけれども、いろいろ御心配になる向きもございまして、休業期間をさらに延長するというようなことは検討したい。本法施行までの間に十分検討してそのようにしたいというふうに考えておりますけれども、きょうの参事の方のおっしゃった点につきましては、一つの御意見かと思えますけれども、そのようなことにつきましては、はっきりとした多数の意見にはまだなっていないように思っていますので、現在のところ、そのように考えているわけでございます。いずれにいたしましても、最終的には審議会に諮った上で、専門家の御意見に従って決めたというふうに考えております。

○原田立君 先ほど言った、肥育前期は使っていないが、後期は使えないようにするとか、そういう、あるいは豚については、子豚のみ使用してよいが、若豚は使用してはいけないとか、それはもう省の方針として決定しているんですか、それでまた、いつごろから実施する予定なんですか。

○政府委員(澤邊守君) 私どももいたしましては、そのような案を持っておりませんが、これはこの法律が通りますと、資材審議会は、この法律の全面的施行をせられます一年先以前でも活動を始めますので、それにお諮りをして決めていきたいというふうに考えておりますが、大体私どもの腹づもりとしては、十一月ごろまでははたいたし申し上げましたような休業期間を延長するというところにつきましては決めていたいただいて、改めたいというように予定をいたしております。

○原田立君 さきの点とあわせて、農林省の説明によると、フラゾリドンの使用についてはたいてい安全性が確認されない場合は使用禁止することとありますが、危険性は認められるけれども、審議会が禁止せよと言わないので、現段階では使用を認めているという逆なような面、安全面ではまだ消極的な姿勢で、責任は審議会にあると言われぬばかりの局長の説明であらうと思うんですが、使用を禁止し、安全性が十分確認された上で再検討すべきであらうと思うのであります。大臣いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま聞き漏らしまして、大変申しわけありませんが、この問題につきましては、局長からいままで答弁いたしておるわけでありまして、審議会の意見等も十分尊重いたしまして対処したいと思っております。

○原田立君 初步的な質問で恐縮ですが、一体このような抗生物質、抗菌製剤を家畜に使用するメカニズムといいますが、構成の理由については局長いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 飼料添加物につきましては、現在百六種を指定して使用を認めておるわけでございますが、それぞれ目的が若干違います。一つは、保管中の品質低下を防止する目的で防カビ剤、あるいは酸化剤というふうなものを、天

然の飼料、農産物である飼料原料では不足するビタミンとかミネラル、アミノ酸というふうなものを補給する目的で添加物を加えておるわけがございす。それから第三番目に、先ほど来申し上げておりますような抗生物質等の抗菌性製剤物質といわれるものでございす。フラゾリドンもそれに入るわけでございす。これは成長促進をしたり、あるいは病気の予防の効果を期待したり、あるいは飼料の効率を高めるといふようなことで、全体といたしまして、生産性の向上を図るという目的で添加をしておるものがあるわけでございす。それらを含めまして、全体で現在百六種指定をしておるわけでございす。これは前回からも申し上げておるようになりますように、種々問題のあるものも、問題の指摘をされておるものもございすので、本法の施行されるまでの間に総点検をいたしまして、特に耐性菌の発生するおそれのあるような人畜共通の抗生物質等につきましては、できるだけ使用をやめていくという方向で審議会に諮った上で整理をしてみたいというふうに考えております。

○原田立君 人畜ともに影響のある危険な抗生物質は整理をしていくと、こういうことであります。その点はそれでよしとして、このような抗生物質を使うために現実には胃潰瘍やなんかの牛、豚なんか、あるいは鶏なんかもあるわけでありまして、抗生物質にかわるものがないのか。聞くところによれば、多量投与のものが代用が可能だという意見もあるわけですが、その見解をお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 抗生物質を添加物として用いておるのを認めておりますのは、先ほど申しましたような成長促進とかあるいは体内の有害微生物の活動を抑制するとか、栄養素の吸収を促進するとかというふうな目的で、一言で言えば生産性を上げるといふような目的で使っておるわけでございす。現在天然の物質でこれと同様の機能を有するものがあるという点につきましては承知をいたしております。多量性の物質というこ

とをただいま先生おっしゃいましたが、あるいはもみからのような多量性の物質のことかとも思いますが、これは繊維源として反すう家畜には少量であれば用い得るというふうに考えておりますが、これは栄養源そのものでありまして、抗生物質のような機能を有するものではないというふうに考えております。

○原田立君 フラゾリドンは、現在年間どのくらい使われているんですか。それから現在五日間以後は使用禁止をすると、そういうことの処置を講じてどのくらいになるんですか。それから先ほど局長は、前期、後期と分けて、後期は使用しないようにするんだというふうになるとどんなふうになるんですか。

○説明員(金田辰夫君) 私からお答えします。フラゾリドンは昨年までは約四百トンの使用でございす。これが昨年の規制によりまして、約二百トンに減少することになっております。これからさらに規制を強化しますと、約百トンに低下するんじゃないかというふうに考えております。

○原田立君 使用を制限するということによって、そういうフラゾリドンの使用量を減らしていくと、こういうことですね。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど来お答えしておりますように、休業期間を延長いたしますと、添加量も全期間を通じて減るわけでございすので、使用量全体といたしまして、先ほど課長からお答えしたように減る見込みでございす。

○原田立君 水産庁来てますか。水産庁にお伺いしますが、現在養殖水産物は十五万トンぐらゐの収穫量があると言われておりますが、この養殖水産物の収穫に必要とされているえさの量、人工飼料、それから生きえさはそれぞれどのぐらゐの量が現在使われていますか。

○政府委員(兵藤節郎君) いま先生がお話のように、養殖水産物が年々伸びておるわけでございまして、海面養殖、それから内水面養殖合わせまして、十五万トン程度の生産があるわけでございす。これに使用されているところの飼料は、海面

養殖の場合には主として生えでありまして、鮮魚、冷凍魚、これが大体七十三万トンといったような数字が四十八年に記録されております。それから淡水魚等につきましては人工配合飼料が主でございまして、これの使用量は同じく四十八年十二万トンというふうに記録されておるわけでござい

ます。
○原田立君 養殖水産に使用されている飼料にはどれぐらいの抗生物質が使われているのか、医薬品も含めての量をお伺いしたい。また、そのうち飼料添加物としての量はどのぐらいか、種類とあわせて御答弁をいただきたい。

○政府委員(兵藤節郎君) 養殖用の飼料添加物の使用実態につきましては、昭和四十八年の使用状況を水産庁で調査したわけでございますが、先生も御承知のように添加物としてはいろいろの種類のビタミン、ミネラル等の微量栄養素のほかは飼料の保存中のカビの発生を防止するための防黴剤、それから稚魚期の死滅予防のための抗菌剤が一部使用されておるわけでございます。この使用総量は同じく四十八年に約一千五百トン程度でありまして、そのほとんどがビタミン、ミネラル類であるということで、抗生物質は流通する飼料添加物としては使用されていないというふうな現状でございます。

また医薬品としてどうかという御質問でございますが、この医薬品として使用されている抗生物質は四十八年で一トン足らず、約三百十キログラムというふうに調査されておる現在でございます。

○原田立君 いま、医薬品のところをちょっと聞き漏らしたので、もう一遍。

○政府委員(兵藤節郎君) 医薬品として使用されている抗生物質は四十八年でおおむね三百十キログラム、一トン未満でございます。

○原田立君 養殖水産物が今回の法改正からは適用範囲に加えられることになりましたが、この養殖水産物に使用されている抗生物質の使用基準あるいは規制方法については現在どのようなようになって

いるのか、その実態をお伺いしたい。

○政府委員(兵藤節郎君) 四十八年における使用状況を調査したところによりますと、飼料添加物として抗生物質が使用されている例はないわけでありまして、これは魚類のまあ生理的な特性から、抗生物質の微量連続投与による病害の予防あるいは成長促進効果が、家畜等の場合と違って効果ないというふうに一般的に認められている現状からしまして、そういった使用例がないというふうになつておるわけでございます。

○原田立君 じゃ、使用例はないということは使用していない、抗生物質は使用されていないと、こういうことですか。

○政府委員(兵藤節郎君) 私がただいま申し上げましたのは飼料添加物としては使用されていないというところでございますが、魚病——魚の病気が、魚病の被害を防止するため、魚病流行期に発病の予防あるいは治療のため抗生物質の投与を必要とする場合があるわけでございます。これは使っておるわけでございますが、これは水産用の医薬品として承認されているものに限り使用することとしてまして、また、その使用に際しましては、定められた用法及び用量を厳守させる一方、都道府県にそれぞれ水産試験所があるわけでございすから、その魚法専門技術者の指導を受けて使う、こういうふうな行政指導を水産庁としてはいたしてやらせておるわけでございます。

○原田立君 そうすると、やはり何らかの規制がされていると、こう理解してよろしいわけですか。

○政府委員(兵藤節郎君) 仰せのとおりでございます。

○原田立君 厚生省にお伺いしますが、来てますか。——養殖水産飼料についてお伺いするわけでありますが、厚生省の調査によりますと、伝染病の予防と成長促進の目的でペニシリンやテトラサイクリンなどの抗生物質が使用されている。ところで発ガン性で問題となったAF2の同系でもあるニトロフラン剤についてその残留量を調べ許容基準をつくることとありますが、この問題に

対して現在どのような作業が進められているのか、具体的にお伺いしたい。

○説明員(岡部祥治君) ただいま先生御指摘の養殖漁業の抗菌剤でございますが、これはただいま水産庁からお答えのございましたように、成長促進というよりもむしろ疾病の予防あるいは治療という面に使われておると承知しております。したがって、これらが使用された後に直ちに出荷されたという点としまして、まあ残存の恐れがございすので、これらの使用の実態と残存の関係について本年度から調査をいたしたいという計画でございます。

○原田立君 それはペニシリンやテトラサイクリンなどの話でしょう。ニトロフラン剤の使用残留量やあるいは許容基準をつくる、その調査をこれからやるというんですか。

○説明員(岡部祥治君) 当面本年度は抗生物質を主体として考えております。

○原田立君 ニトロフラン剤はどうなんですか。

○説明員(岡部祥治君) いろいろな医薬品が使われておりますので、今年度の予定といたしましては抗生物質を考えております。

○原田立君 抗生物質はわかつておるんですよ。AF2は発がん性があるからいかにぬというところで去年八月ごろですか、使用禁止になったわけでしょう。私が心配しているのは、AF2の親戚みたいなニトロフラン剤、それについての調査を、その残留量を調べたり、許容基準をつくるこれはあたりまえの話なんですよ。だけれども、厚生省としてはもうとつと昔にできておるんじゃないのかとこう思つて質問しているんです。ところがこれからやるうたなんというふうな話で、ちょっと話が食い違っているんですけれどもね。その点はどうかですか。

○委員(佐藤隆君) 速記をとめて。

○委員(佐藤隆君) 速記をとめて。

○委員長(佐藤隆君) 速記を起してくだい。

○説明員(岡部祥治君) 養殖魚の飼料添加物につきましては、先ほど水産庁から御答弁のあったと

おりでございます。飼料用等に使われております使用実態の多いものから私どもは調査を始めたかと考えておる次第であります。

○原田立君 そうすると、先ほどから何度も言っているように一番最初、当初の質問、私の質問は、発がん性で問題となったAF2の同系であるニトロフラン剤についてその残留量を調べ、許容基準をつくるその作業については現在どうなつておりますか、ということとをさつきから何度も聞いておるわけですか。全然答えになっておりませんよ、厚生省。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいまのAF2の問題でございますが、これは飼料添加物としては使用しておりません。

それからこの抗生物質としまして、抗菌性物質であるところのフラゾリドン一種のみがこれは治療期の細菌感染等による死滅を予防する目的で若干使用されているということでございますが、今後はこのフラゾリドンの使用についても禁止の方

向で検討してまいりたいと、こう思つております。

○原田立君 少量だつて使用しているんじゃないですか。ニトロフラン剤というのはフラゾリドンのことを言っているんですよ、私は。話がこんがらがらないように、畜産物においてはすでに人体への影響を考慮縮小の方向に進めているニトロフラン剤について、養殖水産物に対しても、同様の規制、対策を行うべきであらうと思つております。いまのお話では禁止するということでありまして、なおその規制、禁止するに当たつての監督徹底について、きちんとやつてもらいたいと思

います。その点いかがですか。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいまの先生の御話、私も、この飼料添加物として使う場合、審議会等に十分御相談をいたしまして、いま申し上げたような使用は認めない方向ということで対処してまいるつもりでございます。

○原田立君 ほかの問題へ移りますが、現在、食糧庁で保管しているカドミ汚染米の量は、食糧庁来ていますか。——現在、食糧庁で保管している

カドミウム汚染米の量はどのくらいあるのか。一ppm未満と一ppm以上に分けてお伺いしたい。

○政府委員(下浦静平君) 政府で所有しておりますカドミウム含有米でございすけれども、トータルで申し上げまして、在庫量は約七万三千トンでございます。内訳を申し上げますと、一ppm以上のものが約三千トン、それから一ppm未満〇・四までのものが約七万トンでございます。なお、この中には四十九年産のものも入っております。これはまだ確定的な数字ではございませんけれども、一部推定のもので入っております。

○原田立君 すでに一般報道されているカドミウム汚染米を家畜の飼料として使用、利用するための調査研究、人体への影響等について実験を行っており、実用化が進んでいるというようなことを聞いたわけでありすが、どの程度のカドミウムをその対象と考えているのか。実験状況やいままでの経過についてお伺いしたい。

○政府委員(下浦静平君) ただいま先生御指摘の実験でございすけれども、これは昭和四十九年度から実施をいたしまして、五十年度も継続実施をすることにいたしております。これは先ほど申し上げましたように、〇・四から一〇ppmまでの米でございすけれども、これは食品衛生法上安全ではございすが、消費者感情を考慮して、配給をしていないわけでございます。この処理と申しますか、処理対策上の一環といたしまして行っております実験でございす。その内容は、カドミウム含有米を混合いたしました飼料を家畜に給与いたしまして、畜産物に対するカドミウムの移行量その他残留量を調査試験しておりますものでございす。なお、四十九年度におきましては、採卵鶏について行いまして、五十年年度におきましては豚及び食肉鶏について行う予定をいたしております。

○原田立君 畜産局長、いまの食糧庁の話のように、カドミウム汚染米を家畜用の飼料として実用するとの考えに対してどのように考えておられますか。

○政府委員(澤邊守君) カドミウム含有米に対する許容基準は、食品衛生法に基づきまして一ppm以下とされておられ、家畜に対してもこの程度の量であれば畜産物への残留とか、あるいは家畜に對する障害はないものと考えられますけれども、これを飼料化することにつきましては、一般国民感情等も考える必要がございすし、飼料メーカーがこれを飼料原料として使いたいという希望もございせんので、当面、飼料化は考えておりません。

○原田立君 農林大臣にお伺いしますけれども、これはもうひとつ厳禁ということをやってもいいと思う。要望がないからやらないという局長のいまの答弁は、わかつたような、わからぬような非常に消極的な姿勢での答弁であると思うんです。カドミウム公害の悲惨さはいまさら申し上げるまでもないわけでありすが、学者の間でもカドミウムを家畜の飼料に使用することになれば、人体への安全は保障できないとの強い危惧の指摘もされておられすし、このような汚染米を家畜のえさとして使用することに對しては、実際、局長自身も言っているように、国民感情にそぐわない、そういう重大な問題であると思うのです。なお、繰り返して申しますけれども、局長の先ほどの答弁は飼料業者の方から要求がないから使わないのだと、こういうような答弁であつた。そうじゃなく、国民感情もあるから、もう絶対にこんなカドミウムは飼料なんかには使わないと、こうすべきだと思ひますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) カドミウムにつきましては、一ppm以上ということになれば、食品衛生上これは厳禁をするわけですが、一ppm以下〇・四ppmまでは、これは食糧庁が保管をいたしております。この程度のものならば、これは食べても、家畜の飼料としても、特に障害はないと、こういうふうな考へておられるわけでありすが、また、実験結果もそういうふうに出ているのではないかと思ひわけです。一ppm以下〇・四ppmまでは、ただ、食糧庁としては、国民感情もあ

るわけだから、また、いまの飼料メーカー等も要望がないわけですから、あえていま直ちに飼料化する、配給するといふ考へは持つておられないわけですが、私自身は、やはり一ppm以上というこゝとになりますと、法定されておらずして、これは問題があるわけですが、一ppm以下〇・四ppmまでなら、これは別に残留性も何もないわけですから、ただ、国民感情という立場を配慮して、食糧庁が行政的に保管をしていふということですから、厳禁をするといふ考へ方はとつておらぬわけでは。

○原田立君 それは大臣重大な問題ですよ。じゃ、一ppm以下〇・四ppmのそこいら辺のカドミウムならばえさに使つて心配はございせん、という何か科学的なデータ、検査結果は報告はあるんですか。

○政府委員(下浦静平君) 一ppmから〇・四ppmまでの米につきましては、これは人間が食べましても無害であるといふことでございす。

ただ、先ほど大臣からも申し上げましたように、消費者感情が一つございすので、それを考慮いたしまして、私もといたしましては、ただいまのところ配給をいたしてないといふことでございす。さらにこの一〇ppmという基準につきましては、かなり長期間これを食しました場合に、害があるといふような判断でございまして、たとえば養鶏の場合、これは食肉鶏で、ブロイラーでございすけれども、これは御承知のとおり、大体六十日未満ぐらいの出荷をされますし、採卵鶏の場合におきましても、大方卵を産みます期間是一年程度といふことでございすので、まず問題はなからうといふことでございすが、私も実験をしまして、その結果を待ちまして判断したいといふことで実験をやつたわけでございます。

で、この実験の結果でございすが、これはまだ採卵鶏の場合しか出ておりませんけれども、一・五ppmのカドミウム含有米を飼料に五%まで配合をいたしまして給餌をいたしました結果、産卵成績は正常という結果が出ております。

なお、卵及び肉へのカドミウムの移行も認められておりません。それから産卵試験が終了後に、屠殺をいたしまして、主要な内臓の重量の比較を行つておりますけれども、これも異常が見られていないといふような結果でございす。

○原田立君 それはどこで検査したんですか。

○政府委員(下浦静平君) これは財団法人でございす科学飼料協会に頼みまして、実験をいたしました。

○原田立君 その調査報告書は公表されていすか。

○政府委員(下浦静平君) 五十年年度に引き続き先ほど申し上げましたように、食肉鶏それから肉豚、これの実験を行いますので、これをあわせて集大成されるものでございまして、ただいまのところまだ実は未完成という段階でございす。

○原田立君 そんな未完成の段階で、大丈夫だなんて断言するやうな言い方するのはおやめなさいよ。大臣いま言ったやうなことです。まだ何か所で調査したか、一カ所しか名前が出てこないから、恐らく一カ所だろうと思ひますけれども、やっぱりやるんだつたら權威ある、責任あるやうな調査をして、そのデータの上になつてから言うべきだと思ひます。それを食糧庁の方で言うから、一ppm以下〇・四ppmのカドミウムは心配ないだなんて、大臣が言うのはちよつと輕率過ぎるんじゃないでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 食品衛生上、厚生省でも厚生省でもいふことは失礼ですが、厚生省が一ppm以下は食用に供してもいい、一ppm以上は食用に供してはならないといふことですから、これは厚生省の研究調査の結果、そういうことになつたんです。したがつて、厚生省の食品衛生法によつても一ppm以下ならば食用に供してもいいわけですが、ただ、農林省は国民感情というものがあるから、一ppm以下〇・四ppmまでは配給はしてないと、飼料にもこれを使つてないといふことであります。したがつて、本来ならば、一ppm以下〇・四ppmまでも、私は食用

に供してもいいと思いますし、飼料化しても差し支えないと思いますが、ただ、国民感情を考慮して食糧庁としては、念には念を入れて調査をしておると、その結果がいま次長から答弁をしたような形になっておると、こういうふうと考えております。

○原田立君 それは大臣、一ppm以下〇・〇四ppmのカドミウムは一般国民に食わしても心配ねえんだなんて、それは大臣の発言としてはちょっと大変ですよ、それ。ただ、その前段のお話のように、国民感情もあるから使用させないようにいま禁止しているんだと、そういうお話でしょう。そこところはわかるんですよ。その後の話の、権威ある食糧庁が言うんだから、〇・〇四ppmまでは人間が食ったつてもいいんだなというの

は、ちょっと乱暴な議論じゃないですか、大臣。○國務大臣(安倍晋太郎君) 人間が食ったつてもいいか悪いかというのは、食品衛生上の見地から判断をされるべき問題であらうと思うわけで、そういう意味においては、一ppm以上は食用に供してはならないということになっております。しかし、一ppm以下については食用に供してはならないというにはなっていないわけですから、ただ、食糧庁としては国民感情というものを考慮して配給をしていない。また配給所等もやはりこうした米は配給はしたくないという拒否反応等もあるわけでございますので、そういう点も考慮して保管をしておると、こういうことでございまして、科学的には一ppm以下も食用に供しても差し支えないということであらうと考えておるわけであり

ます。

○原田立君 人間の方の食糧の話になっちゃったから、ちょっととへ戻すんですけどね。一ppm以下〇・〇四ppmのカドミウムは飼料として使っても心配ないという安全性ですね、安全性の実験。これは先ほど次長ですか課長ですか、一カ所名前あげたけども、まだそれ公表されていないんですよ。内々の研究みたいなものであって公表されていない。五十年程度とめてそれできちと

公表するということ、そういう、言ってみれば過渡的段階にあるんですから、だから大臣国民的感情のことをよく何度もある言わなければならない人間だって食わしちゃうならぬと思うんだけど、飼料にしても前段の話のように食べさせない、使用させないということの方が、これが国民感情に合ったことじゃないでしょうか。食糧庁はそれをいまやっているわけですか。だけでも一説には、いま大臣自身が言っているように、飼料に使おうだなんてそう言っている。それは非常に危険じゃないかと思うんです。再度御答弁願います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 科学的な見地からすれば一ppm以下であれば食用に供しても差し支えないし、飼料に使っても差し支えないということでございます。現在これを使っていないというところであります。しかし、国民感情の問題もありまして、食糧庁としては念には念を入れて、さらに研究調査をして、果たして一ppmから〇・四ppmまでの実験の結果どういうことになるのか、それは念には念を入れて検査をして、その結果のデータに基づいて最終的には決めるべきものである。また国民感情もそういう中であって、実験の結果というものを対してどういうふうに対応をしてくるかは、そういう推移も見ながら判断をすべきであらうと、こういうふう

に言っているわけでありまして。

○原田立君 食糧庁ね、カドミウム汚染米の研究は何年ごろからやっていますか。

○政府委員(下浦静平君) ただいま申し上げました飼料としての研究は四十九年度からでございます。

○原田立君 四十九年。そうすると、四十九年、五十年、まだ一年ちょっと過ぎですね。そんな段階で〇・〇四ppm以下のカドミウムは飼料に使っても安全だと、こう食糧庁は断言できますか。

○政府委員(下浦静平君) 先ほど申し上げましたように、採卵鶏につきましては、異常は認められなかったという結論でございますけれども、なお

食肉鶏及び肉豚につきまして、本年度継続実験をやるわけでございますので、先ほど大臣のお答えにもございましたように、今後十分その検討結果を踏まえまして対処をしてまいりたいと思っております。

○原田立君 先ほどの高橋参考人の話じゃないけれども、WHOで、ある一つのものを検査すると、そうすると、それを二年も三年もかかって検査する。そうして人体、家畜等に使用するときには、その百分の一ぐらいの量を規定するというような厳しい姿勢をもっているというふうな説明があったわけですか。ほくはそれのぐらゐの姿勢があつてし

るべきだと思ふのです。まだ四十九年何月かからやり出したか、月は聞かなくなつたけれども、まだ二年には一年ちょっと過ぎだ、そんな研究。言ってみれば不十分な体制で、あの悲惨なカドミウム汚染を巻き起こしたカドミウムを使わせるだなんて、飼料に使わせるだなんて、とんでもない話だとぼくは思ふ。またやかましいことを言えば、残留量は一体どうなっているのかというようなことも聞きたいわけだけれども、そこら辺のデータありますか。

○政府委員(下浦静平君) 先ほどこれも総括的にお話をいたしましたけれども、卵及び肉につきましてのカドミウムの移行というものは認められな

いと、これは採卵鶏だけでございますけれども。そういう結果でございます。

○原田立君 法案に戻りますが、飼料の品質表示の問題は、最近特に飼料の原料価格の値上がりに伴い配合飼料の品質が低下していることが問題になっておりますが、農林省は品質の低下を防止するため四十八年九月に、配合飼料等の表示について農林省畜産局長名で出しておるんであります

が、その通達を出し、四十九年一月一日から原料表示の義務づけを指導しているが、最近における実施状況、成果はどうなっておりますか。お伺いします。

○政府委員(澤邊守君) 配合飼料の原料料名の表示は、四十八年の九月二十七日に通達を出しまして、四十九年の一月一日から行政指導により実施

をしたものであります。当初は、御承知のように石油ショックの真ただ中でございまして、包装資材である紙袋が非常に不足すると、表示は紙袋に記載するわけですが、非常に不足すると、包装資材が不足するというようなこともございまして、古い袋を使用するというようなこともございまして、そういう特殊事情もありまして、十分、四十九年の一月一日から徹底しない向きもございまして、本委員会でも、確かこの点についての御指摘があつたと思ひます。で、したがうして四十九年の二月の二十七日に再度通達を出しまして、その徹底方について指導をいたしまして、現在はおおむね完全に実施されている状態であるというふうに考えております。この点につきましては、飼料の立ち入り検査をやります場合にも検査官が確認をいたしておりますが、おおむね完全に実施されておるのではないかとこのように思っております。

○原田立君 原料の表示に伴い、やはり原料、材料の配合割合の表示についてはどのように考えておられるかお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 原料の配合割合は混合、混入割合の表示につきましては、二条の二に基づきます安全性の観点からの表示と、それから八条に基づきます栄養成分に関する品質の識別を飼養農家にできるようにするという面からの表示義務と、両方あるわけでございますが、飼料添加物等につきましては二条の二により表示基準によりまして、微量であっても、適正に使用されないといふ、いろいろな人の安全あるいは家畜の安全に対して問題を生ずるというので、容量を、使用量を規制をし、しかもそれを表示をさせようという

ことにしております。八条の二におきましては、これまでやっておりました品質確保の面からの表示義務を一層拡充をいたしまして、これまでの栄養成分のほかはTDN、DCPあるいは、カルシウムといったようなものの栄養成分を法律ではっきり義務づけることとしたいたしましたほか、先ほどお答えいたしました四十九年一月一日から

で、四十九年の一月一日から行政指導により実施をしたものであります。当初は、御承知のように石油ショックの真ただ中でございまして、包装資材である紙袋が非常に不足すると、表示は紙袋に記載するわけですが、非常に不足すると、包装資材が不足するというようなこともございまして、古い袋を使用するというようなこともございまして、そういう特殊事情もありまして、十分、四十九年の一月一日から徹底しない向きもございまして、本委員会でも、確かこの点についての御指摘があつたと思ひます。で、したがうして四十九年の二月の二十七日に再度通達を出しまして、その徹底方について指導をいたしまして、現在はおおむね完全に実施されている状態であるというふうに考えております。この点につきましては、飼料の立ち入り検査をやります場合にも検査官が確認をいたしておりますが、おおむね完全に実施されておるのではないかとこのように思っております。

○原田立君 原料の表示に伴い、やはり原料、材料の配合割合の表示についてはどのように考えておられるかお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 原料の配合割合は混合、混入割合の表示につきましては、二条の二に基づきます安全性の観点からの表示と、それから八条に基づきます栄養成分に関する品質の識別を飼養農家にできるようにするという面からの表示義務と、両方あるわけでございますが、飼料添加物等につきましては二条の二により表示基準によりまして、微量であっても、適正に使用されないといふ、いろいろな人の安全あるいは家畜の安全に対して問題を生ずるというので、容量を、使用量を規制をし、しかもそれを表示をさせようという

ことにしております。八条の二におきましては、これまでやっておりました品質確保の面からの表示義務を一層拡充をいたしまして、これまでの栄養成分のほかはTDN、DCPあるいは、カルシウムといったようなものの栄養成分を法律ではっきり義務づけることとしたいたしましたほか、先ほどお答えいたしました四十九年一月一日から

で、四十九年の一月一日から行政指導により実施をしたものであります。当初は、御承知のように石油ショックの真ただ中でございまして、包装資材である紙袋が非常に不足すると、表示は紙袋に記載するわけですが、非常に不足すると、包装資材が不足するというようなこともございまして、古い袋を使用するというようなこともございまして、そういう特殊事情もありまして、十分、四十九年の一月一日から徹底しない向きもございまして、本委員会でも、確かこの点についての御指摘があつたと思ひます。で、したがうして四十九年の二月の二十七日に再度通達を出しまして、その徹底方について指導をいたしまして、現在はおおむね完全に実施されている状態であるというふうに考えております。この点につきましては、飼料の立ち入り検査をやります場合にも検査官が確認をいたしておりますが、おおむね完全に実施されておるのではないかとこのように思っております。

○原田立君 原料の表示に伴い、やはり原料、材料の配合割合の表示についてはどのように考えておられるかお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 原料の配合割合は混合、混入割合の表示につきましては、二条の二に基づきます安全性の観点からの表示と、それから八条に基づきます栄養成分に関する品質の識別を飼養農家にできるようにするという面からの表示義務と、両方あるわけでございますが、飼料添加物等につきましては二条の二により表示基準によりまして、微量であっても、適正に使用されないといふ、いろいろな人の安全あるいは家畜の安全に対して問題を生ずるというので、容量を、使用量を規制をし、しかもそれを表示をさせようという

ことにしております。八条の二におきましては、これまでやっておりました品質確保の面からの表示義務を一層拡充をいたしまして、これまでの栄養成分のほかはTDN、DCPあるいは、カルシウムといったようなものの栄養成分を法律ではっきり義務づけることとしたいたしましたほか、先ほどお答えいたしました四十九年一月一日から

やっております。原材料名を指導通達によって行政指導という形で表示をさせるようにしております。そのを、法律に基づいてはつきり義務づけるといふような規制措置をやることにいたしてあります。さらに増量材のなにもつきましては、これを配合割合を品質確保の面からも表示をさせるように考えておるわけであります。

そこでそれをやります。根拠は、改正法案の八条の第一項第一号「原料又は材料その他品質につき表示すべき事項」ということで、ただいまのようなことをやる考えでありますが、この法文自体の解釈といたしましては、もちろん各種の原料の混入割合の表示を全部製造業者に義務づけることも可能な表現になっております。後は、どこまでやらせるかという問題は運用の問題になるわけでございまして、これは私どももいたしましては、栄養成分につきまして先ほど言いましたように、従来の表示義務をさらに拡充するということをやります。家畜の飼養農家は大体飼養管理上支障はないというように考えます。現在製造業者は飼料の配合率をどのようにするかというところは、しるべきを削って研究開発に努力をしておるわけでございまして、それがその企業の特徴になっておるところでございまして、そのことが飼料の品質向上をもたらす、農家飼養管理を補っておるというところもございまして、それを全部表示をいたしますと、他の企業に模倣されるというようなことがございまして、せっかく努力しても意味がないというふうなことになるのは、企業の品質改善に対する努力の支障になるというふうにも考えます。さらに原料の需給事情、価格の変動によりまして、一定の成分は保ちながら配合率等については代替性がありますので、配合割合についての表示を書きかえるということが迅速に対応できないという面もございまして、

例は聞いておりませんし、他の国内の類似の物質、たとえば食品等につきましても、ごく例外はございませうけれども、全面的にそのような原材料の使用割合を表示させておるということはないわけにございまして、で、他の制度とのバランスというところも考えまして、われわれといたしましては、いま直ちに全飼料の原料について配合割合を書かせるといふことは適当ではないのではないかと、この点について非常に強い御要望もございまして、御意見もございまして、附帯決議にも、主要原料についてはなおさらに表示について検討するよう、ということもございまして、その趣旨に沿ってさらに検討いたしまして、最終的には審議会に諮った上で、どこまで配合割合について表示させるかを決めたいというふうな考えております。

○原田立君 大臣、お伺いしますけれども、酪農経営者等からも特に要望が強い問題であります。が、この点で党は衆議院の修正案の中にもぜひとも配合割合の表示を義務づけるよう要望しております。また、いまの局長の答弁によれば、衆議院の段階での話もこれあり、農業資材審議会に諮ってやりたいというところの答弁がありましたけれども、大臣としての御見解をぜひともお伺いします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま畜産局長が答弁したことで尽きておりますけれども、最後の、主要な原料につきましては、これを明示するかどうかについて審議会に諮りたいということでありまして、私も主要原料の経過等から見ても、これを明らかにする必要があるのではないかと、こういうふうな考えておるわけでございしますが、しかし、すべてについて配合率を明示する必要はないものである。これは先ほどから申し上げましたように、安全性の問題につきましては、抗生物質等につきましても、これを明らかにすることになっており

ますし、栄養成分についてもこれを明示することになっておりますから、あと主要原料についてのこれがある程度明らかにすれば、もうすべての配合率を明らかにする必要はない。飼養管理技術上からもその必要はないと、こういうふうな考えておるわけであります。

○原田立君 大臣の答弁は局長よりも大変後退した答弁でどうも理解しがたい。またこの次の機会に、参議院に、当委員会においても、わが党はまた修正案を提出するつもりでありますから十分検討してもらいたいと思う。

次に、農業資材審議会についてお伺いするわけであります。飼料等の安全性の確保が今回改正案の大きな柱であり、その中に占める農業資材審議会の役割りはきわめて重要であるわけであり、また、改正案においては、飼料等の安全施策の重要な決定に關してはすべて農業資材審議会の意見を聞くことになっておりますが、その運営に關して委員会の構成案についてお伺いしたのであります。

委員会の構成メンバーはどのような構成を考えているのか、公正中立で広く国民全般に理解が得られるような体制を確立する必要があると思うが、その点はいかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 審議会の構成は、農業資材審議会の中に飼料品質部会というのをつくっていただくことにしまして、それに所屬する委員として新たに二十名の専門の方々を委嘱したいというふうに考えております。その選任は安全性、家畜栄養学あるいは飼料学、畜産学といったような部門の専門的な学識経験者の中からお願いをしたい。それによりまして一方に偏することなく、中立的でしかも科学的、客観的な検討をお願いをしたいというふうに考えております。専門の学問分野といたしまして先ほど二、三申し上げましたけれども、家畜栄養学、飼料学、畜産学、薬理学、微生物学、病理学、毒理学、遺伝学、生理学といったような方面の専門の方、したがって、畜産関係だけではなく、人体の医学といえますか、栄養

学といえますか、そういう安全性の関係の方々も入っていただくという予定にいたしております。

○原田立君 学識経験者でありますから、業者の利害関係者なんているのは当然入らないだろうと思ふんであります。それを確認していいかどうか一つ。それから消費者の選んだ公正中立な学識経験者の参加など、広く公開性に富んだ構成、運営が可能ならしめるべきであると思ふのであります。御見解をお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 利害関係者は一切加わっていただかないという予定をいたしております。消費者関係の方も、学識経験者として何人も認めるというふうな方がおられれば、もちろんそういう方にお願ひすることもあり得るかと思ひますが、単に消費者関係の代表というふうな意味では、加わっていただく予定はいたしてありません。もっぱら専門の学者の方々を中心にして、科学的といえますが、学問的な検討をしていただくというふうな考えております。

○原田立君 試験研究制度のあり方についてお伺いいたします。従来、飼料に対する試験研究のあり方を見るに、余りにも企業サイドからの研究データに由来した傾向にあり、国の機関がこれを追認するといった程度のもので、実質的な面で公正中立かつ、広く国民の納得のいく研究機関とは言いがたい。畜産物、ひいては人の健康にも關する安全性の見地から、今回の法改正に伴い、この試験研究機関の持つ意味は重大であると思ふのであります。そこで、現在わが国の試験研究機関の実態を人員、施設、機能等、詳しくお伺いしたいわけでありまして、また、安全性の見地からどのようにその機能を果たしているのか、実情を御報告願ひたい。

○政府委員(小山義夫君) 安全性の研究につきましては、やはり国民の不安を解消するためには、何といつても科学的な根拠を明らかにするということが一番大事なこととございまして。そういう意味で、われわれ研究を進めておるわけでありましてけれども、企業中心のデータ云々といういま御指

摘がございました。企業のデータをうのみにして物事を処理するのはこれは大変誤りでございますけれども、だからといって、個々の開発された飼料のすべてについて、それでは国が全部これの点検をできるかということになりますと、これは実

際問題として不可能になるわけでございまして、やはり第一義的には、その開発の当事者がその安全性のデータを出す、ただ問題は、それを科学的、合理的な根拠に基づいて国がチェックできるようにしておくことが必要だと思います。その上で必要なものについては、さらに再点検を国自身がやるというふうな仕組みになろうかと思えます。そこで、国の研究機関がまず第一にしなければならぬことは、その安全性を確認するための手法を確立をしておく、そういう方法を確かにしておく、企業自身が、その開発した人自身が定められた手法に従ってデータを出してくる、それをまた国自身が的確に判断をすることができると。判断をした結果、必要があれば、これは疑わしいものがあれば改めて国がチェックをする、こういうふうにすることが必要だということで、手法の開発を中心に国が進めておるわけでございます。

なお安全性の研究についての陣容については、御質問がございましたけれども、家畜衛生試験場、それから畜産試験場等を中心といたしまして、これに加わっております研究員の数は、約百三十名、研究室の数にして四十三研究室でございます。

○**原田立君** いま最後にお話があったのだけれども、大変少ないですね、体制が。それで、それぐらいの、いま人員百三十名ですか。予算額はどのぐらいか、それはお話がなかったけれども、そんな体制で企業からどんどん出てくる新しい飼料、その研究、検討、これは十分にできる御自信はありますか。

○政府委員（小山義夫君） 人数についても、あるいは予算は先ほど申し上げませんでしたけれども、前年度は二億円余りでありましたけれども、本年度はこれを大幅にふやして三億円に拡大しております。そのほかに、さらにいろんな関係の

研究費がついておりますけれども、個々のいろんな判定は、行政部局における検査機関がかなりやることになると思います。私どもとしましては、その検査の手法の開発が中心になるようなわけでございます。

それからのお現段階で、これで十分であるかという点につきましては、さらに拡充をしないかなという点については、十分に考えておりますが、ちょっとお話がございました、午前中の方が高橋参考人の方が、農林省の研究機関について、これは非常にレベルが低いという御指摘がございましたので、一言釈明をさせていただきますけれども、どのように低いかという意味で、昭和四十四年から五年間継続してやりました、いわゆる石油たん白の安全性、累代試験のデータについて各委員の方に印刷物を配って、この点がおかしいという点がございましたが、時間的にお許しがいいますけれども、あのようなレベルのものであると思いますけれども、絶対にはございません。私が、なお十分でなくて今後も充実をしたいと言っておりますのは、もっと高い水準をねらうことでござい

います。これからの法律改正が行われた時点で、安全性の研究について万漏漏なきを期したいというふうな水準で申し上げているということを一言釈明させていただきます。

○原田立君　今回の法改正は、飼料等に対する安

全性の確保を主眼としており、中でも法文中の第二条の二の基準、規格の設定、第二条の四の特定飼料の指定、第二条の六の新飼料の開発など、特に厳重な試験研究を必要とするものであります。が、今後、飼料等による事故発生の防止を図る上からもどのようなチェック機関を考えておられるのか、具体的に伺いたい。チェック機関です

ね。また、安全性の見地から試験研究機関の充実に
対策についてもあわせてお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) チェック機関につきましては、
一つは特定飼料につきましては、事前に
チェックをするということにしております。これ

は、検定ということによりまして、全量、ロットごとに検査をして、基準、規格に合っておるかどううかということを事前にチェックをするというやり方をしております。一般のものにつきましては、基準、規格をあらかじめ定めておきまして、それ

を販売したり、あるいは輸入をしたときに、一々全部事前のチェックを受ける必要はないわけですが、特定の飼料につきましては、事前にチェックをするということにいたしております。あと、チェックの方法といたしましては、国及び都道府県の検査機関による立入検査を実施する、その際、国は特に安全性の観点からのチェックに重点を置いた立入検査をやることにいたしました。違反の飼料が流通して事故を招くことのないように監視の徹底を図るということを考えております。

○原田立君 飼料の安全性は、そのまま家畜の健康はもとより、人間の健康につながる重要な問題であります。食品衛生の立場から安全性確保の所管官庁は厚生省ですが、そうすると、畜産食品の安全性確保についても、厚生省としても無視できないと考えるわけですが、厚生省との関係はどのようになるのですか。

○政府委員(澤邊守君) 今回の改正法案の狙いは安全性でございますが、その中で家畜に対して被害を及ぼさないようにという意味での安全性の問題は別といたしまして、人の健康にかかわる安全性の問題につきましては、厚生省の公衆衛生の組

点からの安全性の行政と非常に関連するところが大きいわけでございます。具体的な関係といたしましては、厚生省の所管する食品衛生法に基づいて公衆衛生の見地から、公衆衛生上の安全性という見地から設定されます食品についての成分規

格、いろいろな定められるわけですが、それを前提といたしまして、その規格に、最終食品である畜産物、食肉だとか、卵だとか、牛乳が食品になった場合、その厚生省で定めます成分規格に適合するようにするために、家畜に給与する飼料及び飼料添加物について、どのような規制を

たらいいかということをも農林大臣が判断をして、農林省で飼料及び飼料添加物の規制を行うと、こういう関係になるわけでございます。したがいまして、人間の食品になります場合に至るまで、えさの段階でのチェックと、それから食品の段階でのチェック、この食品としての段階のチェック、これは厚生省の所管でございます。その意味では、けさの参考人の高橋さんがおっしゃっていたような意味での二重チェックになつておるわけでございます。

具体的にはしからば、どのような連絡をとるかということにつきましては、二十二条にありますように、厚生大臣は農林大臣に対しまして、飼料添加物の指定とか、あるいは基準、規格の設定、その他販売禁止の具体的な措置をとる場合に、意見を出すことができますし、さらに一定の措置をとることを要請することもできることになってお

ります。さらに先ほど申し上げましたような、審議会がこの制度運用の一つのかなめになるわけでございますが、審議会の中には厚生省関係の専門の方々の参加も得たいと思ひますし、それから二十二条で申し上げましたような意見を述べるとかというのを待つか、あるいは措置を要求するとかということを持たずに、それ以前に案の段階から十分にわれわれ

としては事実上は協議をし、連絡をして、事を運んで参りたいというように考えております。

○原田立君　大臣と厚生省等にお伺いするわけですが、いまでも局長のお話がありました。厚生省との関係については、本法案第二十二条で「厚

生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林大臣に対し、意見を述べ、これら一つですね、それから、要請することができる。この二つですね。意見を述べ、要請をするといふことのみであります、やはり厚生省との関係は

協議制を明確に、明文化する必要があると思うのでありますが、厚生省との関係性について見解をお伺いしたい。

○国務大臣（安倍晋太郎君） この法律を適用し、実施するに当たりましては、これは人の健康に関

する問題が中心になるわけでもございますので、やはり厚生省とはあらゆる面において密接に連携をとっていかねばならないというところは当然のことです。いま畜産局長も答弁をいたしましたように、審議会等においても厚生省から出向を求めるといふ考え方を持っておるわけでありまして、私も農林大臣としての立場において、厚生大臣とはこの法律の実施の中にあつて、積極的に相談をしたい、そうしてまた厚生大臣からも積極的に意見を述べていただいて、それに基づいて適正な運営を図っていただきたいということでありまして、私はこの規定というものは、そういう意味においては、この法律を実施する上においては、非常に積極的な意味を持つたものであると、こういうふうに解釈をいたしておるわけであります。

○説明員(岡部祥治君) ただいま御審議いたしております改正案の二十二条でございますが、御指摘のとおり厚生省は食品衛生に関することを所管いたしておるものでございます。したがしまして、農林省におきましてこの飼料あるいは飼料添加物の基準あるいは規格等を設定いたしますにつきましては、この食品衛生の前提を踏まえましてこの規格、基準というものが設定されるものでございまして、したがしまして、これらの問題につきましても、厚生省は農林省との情報の交換等に努めまして、農林省におきまして考えておられます規格、基準等の設定の措置につきまして、いわゆる有害畜産物というようなもの、あるいは食品衛生上不適当なものが生産されるということを防止するために、これが十分でないと思われる場合には、厚生大臣が意見を申し述べるといふような規定でございまして、これにより食品衛生の確保を図つてまいりたいということでございます。

○原田立君 もう時間がないから、いいでしょう。もう中途半端な答弁で、ちつとも納得しがたい。けれども時間がないから、次へ、先へ進みます。検査体制についてお伺いいたします。飼料等に対する検査体制は、現行法上、国及び都道府県は

立入検査により収去した飼料及び原料についてそれぞれ検査機関において成分、異物等の検査を実施するほか、最近では行政指導に基づき、有害物質、飼料添加物の検査も実施されておると聞いておりますが、過去の検査実績はどうであつたか、その点はどうか。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

○政府委員(澤邊守君) 農林省が六カ所の肥飼料検査所において検査をしております件数は、四十九年度で二千四百件やっております。都道府県におきましては、約四千五百件の検査を行つております。そこで問題になります安全性につきましては、これは法的な根拠に基づかずして抜き取り検査をやつておるわけでございますが、残留農薬、PCB、重金属等の汚染実態の検査の結果については、輸入飼料を中心に検査を実施しておりますが、いままでのところ、BHCの場合でも、その検出値はおおむね食品衛生法に基づく種類の許容基準〇・二ppmでございますが、それ以下であり、特に問題はないというふうに現在のところの結果では考えております。

それから、PCBについては、魚粉を中心に検査を実施しておりますが、検出値は〇・三ppm以下であり、いずれもその許容基準である五ppmを下回る結果を得ております。

それから、重金属では、カドミウム、水銀について検査を実施しておりますが、カドミウムでは、配合飼料について〇・五ppm以下、水銀では、魚粉について〇・二ppm以下でありまして、特に問題となる結果は得ておりません。

なお、アフラトキシンについては、輸入落花生油かすについて、民間検査機関が、輸入のつど、ロット単位に全量検査を実施しておりますが、現在までのところ、許容基準である一ppmを超えるものはほとんどございません。

○原田立君 今回の法改正に伴い、飼料のほか飼料添加物も検査対象に加わり、検査事項及び検査範囲及びその内容の拡大が図られることになるわ

けであります。検査を実施する機関は、現在、いまもお話のあるように、国の機関で六カ所、各都道府県にも検査機関を設置しているといへ、現行法に基づく検査事業量を処理することだけでも、施設、人員等、現状でも十分とは言えないのではないかと、不十分ではないのか。この改正案が施行されることになると、検査業務の飛躍的な増大が予想されるわけでありまして、現状の検査量などから、検査機関の実態についてどのように認識しているのかお伺いします。

○政府委員(澤邊守君) 検査機関は、現在、国の肥飼料検査所と、県の、各県にございます飼料検査機関、それから一部民間の機関を予定をいたしておるわけでございますが、新たに法的な根拠に基づきます安全性についての規制をすることになりますので、その観点からの検査が重要になるわけでございますが、われわれといたしましては、国の検査機関は特に安全性に関する検査を重点に実施をしてまいる、一部民間の検定機関を使いますけれども、主として国がやる。それから品質改善という観点からの、栄養成分の確保という観点からの検査は、これは県あるいは民間の機関をできるだけ活用をしていくということによりまして、ある程度の分担をして、重点的にやつてまいりたいと考えております。現在、国の機関の飼料関係の専任職員は四十四名でございますが、この制度を、法律を全面的に実施いたします場合には、技術者のさらに増員あるいは分析機器あるいは施設等の改善あるいは分析技術の確立等につきまして、一層検査体制の整備に努力をしましてまいりたいと思ひます。県の検査機関に対しまして、施設等を充実するように援助をしていきたいというふうに考えております。

○原田立君 国の方も、施設の改善、増員等を図つていきたい、県の方にもそういうふうな援助を差し伸べていきたい、こういうことでありますが、抽象的な話で具体性が余りないんですが、それはそれとして、法改正に伴う検査量の増大、事務量の拡大にはどのように対処するつもりなのか。よ

ほどの充実拡充策を図らなければならぬまいと思ふのでありますが、強化拡充の具体策、もう少し数字的なものがあれば答えてもらいたいし、なければ次の機会に回してもいい。

○政府委員(澤邊守君) 人員につきまして今後増員をしてみたい、それから施設等につきましても予算的な裏づけをもちまして整備をしてまいりたいというふうに考えておりますが、これ、現在、具体的に何年計画でどれだけの計画はまだ立てておりませんが、来年、一年先に実施するまでの間に、来年度予算を含めまして拡充に努力をしたいと思ひます。必要があれば、年次計画的なものも検討したいと思つております。

○原田立君 最後に大臣にお伺いしたいのでありますが、やはりこの検査機関の役割りが今後ますます重要になってくるわけでありまして、安心して検査、施策ができるよう、予算面などあらゆる方面からの対策が必要であらうと思ふのでありますが、ただいまも局長からお話がありました、こうするといふ方向性だけの話しかないんですけれども、それはそれとして、大臣の所見をお伺いしたい。

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) この法律が成立をいたしましたして実施するまでには、一年間余裕があるわけでございますし、その間に万遺憾のないような実施体制をつくつていかなければならぬわけがあります。検査体制はこの法律の中でも非常に重要な部門でございまして、検査体制につきましましては、特に予算等においてもこれを充実してまいるといふ基本的な考え方のもとに、来年度予算も含めて実施の万全を期する検査体制の整備を図る決意でございます。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午後五時四十九分散会

六月二十日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十八日)

- 一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

六月二十日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、農林用資材の引下げ等に関する請願(第六〇二八号)

第六〇二八号 昭和五十年六月六日受理

農林用資材の引下げ等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡川里村大字赤城川

里赤城農民組合内 折茂和夫外百

五十八名

紹介議員 小笠原貞子君

- 一、国は、農林用資材関連大企業の経営内容と製造原価の公開をさせ、妥当な基準を設け、これに基づいて企業製品の価格の引下げを図ること。

- 二、国会に独占的大企業の経営内容を調査する権限を持った委員会を置き、独占価格の不当な値上げを取り締まること。

- 三、大企業の不当な大もうけをはき出させるために、大企業への臨時超過利得税及び臨時資産税を新設すること。

理由

肥料、農薬、農業機械、段ボール、塩化ビニール類、A重油など農林用資材は、昨年中ごろから三十一パーセント値上がりし、農産物の生産費を異常に高騰させ農家経営に重圧を加えている。一方これら資材の関連メーカーは軒並みにばく大な純利益を上げ、まさに「社会不公正」と言うべきである。農産物の価格を下げ国民の食糧を安定的に確保するためにも、農林用資材の引下げが重要である。

昭和五十年七月十四日印刷

昭和五十年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W